

平成22年第4回(12月)川根本町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第1号(12月9日)

開 会.....	5
開 議.....	5
議事日程の報告.....	5
諸般の報告.....	5
行政報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	8
会期の決定.....	8
議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9
議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	13
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	14
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	15
議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	16
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	23
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	53
散 会.....	54

第2号(12月17日)

開 議.....	59
一般質問.....	59
中 澤 智 義 君.....	59
市 川 昌 美 君.....	71
小 藪 侃一郎 君.....	81
太 田 侑 孝 君.....	92
鈴 木 多津枝 君.....	104
中 田 隆 幸 君.....	118
原 田 全 修 君.....	124
日程の追加.....	143
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	143
閉 会.....	144

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	野	暉	君
2番	太	田	侑孝	君
3番	山	本	信之	君
4番	中	田	隆幸	君
5番	小	藪	侃一郎	君
6番	原	田	全修	君
7番	森		照信	君
8番	中	澤	智義	君
9番	市	川	昌美	君
10番	鈴	木	多津枝	君
11番	高	畑	雅一	君
12番	板	谷		君

不応招議員（なし）

平成22年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成22年12月9日(木)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第54号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第55号 川根本町社会教育条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第56号 川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第57号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 7 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設)
- 日程第 8 議案第59号 平成22年度川根本町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第60号 平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員（12名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	中田隆幸君
5番	小藪侃一郎君	6番	原田全修君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	市川昌美君	10番	鈴木多津枝君
11番	高畑雅一君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	西村太一君	企画課長	森下睦夫君
税務課長	筒井佳仙君	福祉課長	柴田光章君
生活健康課長	西村一君	産業課長	鈴木一男君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	羽倉範行君
教育総務課長	羽根田泰一君	生涯学習課長	中澤莊也君
会計管理者 兼出納室長	山田俊男君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開会 午前 9時00分

開 会

議長（板谷 信君） ただいまから、平成22年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。

開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月3日、町長から第4回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案7件が町長から提出されております。

次に、中高一貫教育と複式学級についての議員視察研修報告書の提出がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） おはようございます。

本年も余すところわずかとなりました。年の瀬の何かとお忙しい中、平成22年第4回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員全員の皆さまの御出席をいただきまして誠にあ

りがとうございます。

10月25日から11月30日まで、9回にわたって進めてまいりました町政懇談会が終わりました。懇談会には議員の皆様にも御出席を賜りまして誠にありがとうございました。限られた時間の中ではありましたが、行政の進め方に対する厳しい御意見や励ましの言葉をいただきました。また、現在の地域経済の厳しい状況を反映しての地域産業の振興あるいは情報通信基盤整備事業など、様々な観点から多くの御意見を伺うことができました。

皆様からいただいた御意見を参考にしながら、今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

我が国の景気が足踏み状態となり、失業率も高水準にあるなど厳しい状況が続く中で、平成22年第1次の補正予算が成立いたしました。

補正予算は、歳出面で円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策を実施するための4兆8,513億円を追加計上するなど、合わせて4兆4,292億円を増額し、総額96兆7,284億円となりました。

今回の補正予算においては、国税の増収見込みなどに伴い地方交付税の増額が見込まれ、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに関連して地方財政措置が講じられております。地方交付税の額は1兆3,126億円で、平成23年度に交付されるべき地方交付税1兆126億円と平成22年度に交付される3,000億円からなっております。平成22年度分は、普通交付税2,820億円と特別交付税180億円とであります。平成22年度普通交付税再算定決定額について、昨日の新聞報道にもありましたように、川根本町分は5,498万3,000円が増額され、24億3,981万8,000円となりました。

そのほか、地方団体に係る補正予算は、円高・デフレに対応するための緊急総合経済対策における地域活性化・社会資本整備・中小企業対策等として、きめ細かな交付金2,500億円と住民生活に光を注ぐ交付金1,000億円となっております。きめ細かな交付金は観光地における電線地中化など、地域の活性化ニーズに応じ、きめ細かな事業を実施できるよう支援を行うためのものであり、住民生活に光を注ぐ交付金は、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当たらなかった分野、例えば地方消費者行政、ドメスティックバイオレンス対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりなどに対する地方の取り組みを支援するものとなっております。

現在、平成23年度当初予算の編成作業に入っておりますが、平成23年度一般会計予算については、地域の元気再生、安心して暮らせる環境基盤づくり、住民主役の元気で夢あるまちづくりを大きな柱に編成を進めていきたいと考えております。

地域の元気再生については、県が進めるティーガーデン構想に沿って、富士山静岡空港から南アルプスへ向けての街道づくりを推進してまいります。以前から申し上げ、町政懇談会の席上でも申し上げてきましたが、大井川、大井川鉄道と井川線、道路を軸に、何力所かの客だまりを設け、お茶やしいたけなど農林産物の紹介や販売、飲食などの提供などにより、

少しでも地域での消費額が増えるような仕掛けをしていきたいと考えておりますが、産業文化祭や奥大井ふるさとまつりなどについても、街道づくりに向けての実験的な意味合いをも兼ねて取り組んでまいります。また、島田市で計画中のSLフェスタについても、同様の考えに立って、より積極的な姿勢で取り組んでいきたいと考えております。平成24年3月には、長島ダムが竣工10周年を迎えることから、水源地であることを受益市町にアピールするとともに、新茶、新緑の時期を控えた川根本町を発信していきたいと考えております。また、宿泊客の減少に悩む観光については、温泉の利活用を高めるため、寸又峡温泉など再生を図るための施策を講じていかなければならないと考えております。

いずれにしても、地域の元気は、山間地である町の風土に根ざした町の歴史、文化、産業、人柄など、地域にある資源や人材をいかに活用するかにかかっていると考えるので、農商工観光一体となって6次産業化を進めてまいりたいと思います。私たちの川根本町には、すばらしいオンリーワンやナンバーワンの資源があり、優れた人材もあまたいらっしゃいます。今までも幾多の困難を乗り越えて、町の元気起こしをやってきたのですから、ピンチこそチャンスととらえ、元気再生を図っていきたいと考えます。

また、これはあらゆる分野にかかわってくるものでありますが、将来の町を担う人材育成のための教育の振興は、まちづくりの施策の中でも極めて重要な位置を占めるものと考えますので、小学校、中学校のあり方等についても真剣に議論していかなければなりませんし、川根高校が将来にわたって存続できるような方向性も探っていかなければなりません。

まちづくりは人づくりであり、より多くの人が集うことによって、大きなパワーが生まれてきますので、定住対策や縁結び事業等についても積極的に取り組んでいきたいと考えます。

安心して暮らせる環境基盤づくりについては、必ず起こると言われる東海地震や集中豪雨などの災害に備えて防災対策を進めるとともに、防災訓練等についても、いざというときに役に立つ訓練を考えていきたいと思います。

いやしの里診療所の竹内先生が退職することにより、町民の皆様には不安と動揺を与えておりますが、引き続き医師の確保に努めるとともに、町内の先生方との緊密な連携を図りながら、長期的な視点に立った医療体制のあり方も考えていかなければなりません。また、各種の予防接種への補助など、治療から予防、保健を重視する施策を講じてきましたが、引き続き町民の皆さまの健康増進に努めていきたいと考えます。さらに、子育てから高齢者福祉に至るまで、安心してこの町に住んでいられるような弱者に優しい環境づくりを目指していきたいと考えます。

住民主役の元気で夢あるまちづくりについては、地域コミュニティーの核である自治会の力をつけていくことが必要だと考えます。世帯数の少ない自治会では、高齢化も進み、力が弱くなっているところもありますが、できるだけ地域の課題は地域で解決できるような体質強化を図っていきたいと考えます。また、新しい公共と言われるようなNPOなどの組織づくりや人材育成にも努めていきたいと考えます。

行政改革については、効率的な行財政運営を目指して、常に取り組んでいかなければならない課題でありますので、今後とも推進していきたいと考えます。

また、現在検討を進め、議論を呼んでおります情報通信基盤整備事業については、検討会での検討を待って、町民の皆様や議会の皆様の御理解がいただけるような形で進めてまいりたいと考えております。

冒頭申し上げました国の平成22年度第1次補正予算、円高・デフレにおける緊急総合経済対策交付金におけるきめ細かな交付金、住民生活に光を注ぐ交付金についての補正予算は、3月議会で御審議をいただくことになるかと存じますが、21年度からの繰越金とも合わせ、地域の元気再生に資するような予算編成を心がけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

今定例会では、条例改正3件、工事請負契約の変更契約の締結1件、公の施設の指定管理者の指定1件、補正予算2件の計7件について御審議をいただきますが、御審議のほどよろしく願い申し上げまして、冒頭のごあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番、原田全修君、7番、森照信君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの9日間に決定しました。

日程第3 議案第54号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する
条例について

議長（板谷 信君） 日程第3、議案第54号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第54号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページ、2ページをごらんください。

川根本町立学校設置条例は、教育基本法及び学校基本法に規定する学校教育を行う学校を設置するため制定されております。昭和22年に制定された教育基本法が、平成18年に全部改正されました。これに伴い川根本町立学校設置条例の規定中に、同法の成立年号の表記の改正を行う必要がありましたが、今年度の事務事業を進める中で、同改正が行われずに今日に至っていることが判明したため、本議会に条例の改正を提案するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） この改正は、単に条例の根拠法となっている教育基本法の成立の年号をあらわす字句を改正するものですが、議会として教育基本法の改正について、全面改正ということでそのことを議論したことは、いまだかつて一度もありません。それで、こういう形で出てきて、非常に心苦しいんですけども、ぜひこの場所をお借りしまして、町長、教育長職務代理者、一度は教育長という候補に挙がった方ですので、ぜひ教育基本法の全面改正が行われたことによって、もう5年近くたとうとしているんですけども、今の教育への影響、効果、課題など、いろいろな面から感じておられること、どのように評価されているかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

影響、効果、課題などの面からということですが、まず、現行法と旧法の違いという観点では、現行法では道徳教育について前文に公共の精神を尊ぶことが掲げられ、第2条において、教育の目標として豊かな情操と道徳心を培うことなど、育成されるべき国民の姿が示されています。なお、旧法においては道徳教育に関する規定はなく、道徳教育については文部科学省の告示である学習指導要領に提示されていました。

また、現行法では愛国心について、教育の目標の一つとして伝統と文化を尊重し、それら

をはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが挙げられる形でとられています。なお、旧法については、愛国心教育に関しては触れられていなかったと思います。

また、現行法では、普通教育の年限は具体的に記載されず、別に法律に定めるところによるとされていました。なお、旧法の第4条では9年の普通教育を受けさせる義務があるとされていました。

また現行法の第9条では、教員について養成と研修の充実が図られなければならないことが規定されています。なお、旧法においてはこの教員の養成や研修に関しては触れられていませんでした。

特に、現行法では、教育が法律に基づいて行われるべきと明示されています。ということで、現行法においての前文については、ちょっと朗読してもらいますが、我々日本国民はたゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに我々は日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切りひらく教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定するとなっております。

今申しあげましたように、前文にもありますように、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものであると、我々はこの理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進するとなっております。

特に、現行法のもとで、新たに生涯学習の理念、第3条が規定されております。ということで、この第3条を読ませてもらいますと、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

また、今回は第4条で教育の機会均等、すべて国民は等しく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない。国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならないとなっております。

また、国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

今回の現行法は18条から成っております、第1章から第4章までに分けられており、そ

れぞれ教育の目的及び理念、教育の実施に関する基本、教育行政、法令の制定について規定されています。

本町においては、教育施策として、特に生涯学習、学校教育、社会教育、家庭教育を重点に推進しているところであります。また、学校においては、年度年度で教育目標、重点目標を定め、現在推進しているところであります。

以上です。

(「評価と課題対策」の声あり)

教育総務課長(羽根田泰一君) 効果については、現行法になりまして、徐々にというか、59年ぶりに改正されたということで、民主的な教育基本法になりましたので、徐々に、特に先ほども私読ませてもらいましたけれども、生涯学習とか就学に困難な人の立場を尊重したのになっておりまして、現在もうちの方でもそういうサービスというかやっておりますので、ちょっと口幅ったい言い方ですけども、教育は百年の計とか何とか言われていますけれども、長いスパンで見ただけならと思っております。

以上です。

議長(板谷 信君) 町長。

町長(佐藤公敏君) 鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず、教育基本法でありますけれども、教育基本法はその名のとおりに日本の教育に関する基本的、基礎的な法律であります。今回、と言いますと平成18年に改正されたわけでありましてけれども、これは昭和22年の制定以来一度も改正されてこなかったものでありますけれども、現在までの約60年間に教育基本法が前提としていた経済社会や国民生活の状況が大きく変わってきたということが一つあります。教育水準が向上し、生活が豊かなになる一方、都市化や少子高齢化の進展など、教育を取り巻く環境は大きく変わっております。それから、教育全般に様々な問題が発生しております。近年、子供のモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下など、教育全般に様々な問題が指摘されており、若者の雇用問題も深刻化しております。

さらに、戦後社会や教育現場においては、個性の尊重や個人の自由が強調される一方、規律や責任、他人との協調、社会への貢献など、基本的な道徳観念や公共の精神がややもすれば軽んじられてきております。

このようないろいろな社会の変化、それらに対応するものとして、18年に教育基本法が改正されたわけでありましてけれども、国を愛する、地域を愛する、家庭を愛する、そういう気持ちをはぐくんでいくことは大変大事だと思いますし、誤った方向に行かないような形で考えていけば、これからの人間教育にとって、この教育基本法の改正は評価できるというふうに認識しております。

議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 余り驚いて声が出ませんでした。何が驚いたかということ、教育基

本法全面改正のとき、日本中が憲法改正に匹敵するような賛成、反対の意見が分かれて、大変な議論の渦になっていたのを思い出されての答弁なんでしょうか。私は、通告をしたときも、これは字句の改正だから反対する気持ちは、もちろん教育基本法、町長や教育総務課長、教育長職務代理者である羽根田課長が言われたように、文面としてはいいところもありますけれども、その中に、例えば愛国心の問題とか、それから学力競争の問題とか、競争することで学力がつくとか、教員の資質、資格を5年おきに検査をして、免許を更新をするとか、大きな問題がいっぱいあったわけです。そういうことに対するきちんとした議論がされないまま、与党が大勢あったということで、わずかな日にちで強行採決したということ、このことの大きな問題というのは、何も今現在も引き継いでいて、全国学力テスト、実施していますけれども参加しない自治体があったり、公表できない、教育基本法では公表するとなっていては、成績公表できない、それはもう父兄や教育者の大きな反対にあって、子供を競争の中に追い込んではいけないという、格差をつくってはいけないという、そういう声で公表できないでいるわけです。

そういう問題を含んでいる中で、うちの町は小さい町ですし、住民の人たちのお互いのつながりがあって、人情も豊かで、町長や羽根田課長が言われたように、いい方向に使ってこうという努力はされているということは、私も認めます。本当に大変な努力を教育の現場でもされているし、行政としても教育の現場に圧力的なものを持ちこんでいないし、そういうことでは大いに評価をするわけですが、今のお答えは、私は何だか本当に教育というものをもっともっとみんなで考えなければいけない課題があるということに触れられなかったのが、ちょっと残念なんですけれども、その点ではどうなんでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 教育を進めていく上では、いろいろな方と議論していく、それは大変大事なことだというふうに思っております。

ただ、今回の改正でございますけれども、平成18年に教育基本法が改正されたということに伴うものでありまして、学校に荒廃した現状ですとかいろいろな問題があって、そしてその中で60年間に時代の社会環境も変わってきている、いろいろな背景の中で必要性があって改正されたものだというふうに思っております。その結果として、国会も通っている話でございますので、その教育基本法に沿ってこれからも学校教育を考えていかなければいけない。地域の人材育成を考えていかなければいけないというふうに思っております。

過去の誤った方向へ行くようなことがあってはいけない。それは断じてあってはならないというふうに思っていますので、そうならないように国民の一人として心がけていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第54号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号 川根本町社会教育条例の一部を改正する条例について

議長(板谷 信君) 日程第4、議案第55号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第55号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案3ページ、4ページをごらんください。

川根本町社会教育条例は、教育基本法にのっとり、社会教育に関する川根本町教育委員会の役割が明らかにされておりますが、昭和22年に制定された教育基本法が平成18年に全部改正されました。これに伴い、川根本町社会教育条例の規定中に同法の成立年号の表記の改正を行う必要がありましたが、今年度の事務事業を進める中で、同改正が行われず今日に至っていることが判明したため、議会に条例の改正を提案するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第55号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号 川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正 する条例について

議長(板谷 信君) 日程第5、議案第56号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第56号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案5ページ、6ページをごらんください。

水川地内、平溝地区に、平成22年度県営中山間地域総合整備事業により飲料水供給施設が整備され、平成23年4月1日より供用開始の予定であります。

この施設は、給水戸数3戸、給水人口8人の施設で、完成後は静岡県から川根本町に施設が移譲される予定であります。

このため、川根本町飲料水供給施設条例に平溝飲料水供給施設を追加するものであります。

なお、施設の管理につきましては、地元で実施する予定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第56号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号 工事請負契約の変更契約の締結について

議長（板谷 信君） 日程第6、議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第57号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案7ページをごらんください。

本案は、平成22年度地名簡易水道施設整備工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、本年6月29日、平成22年第2回議会定例会により契約締結の議決を得た工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を239万8,200円増額し、変更後契約金額7,274万8,200円で工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設）

議長（板谷 信君） 日程第7、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案8ページをごらんください。

川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設につきまして、平成23年4月1日からの公の施設の指定管理者を選定するに当たり、大新東ヒューマンサービス株式会社浜松営業所、所長、野口和義ほか3団体より、指定管理者指定申請書の提出があり、11月18日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を大新東ヒューマンサービス株式会社浜松営業所、所長、野口和義氏に選定いたしました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程するものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 説明で、資料もいただいたんですけども、4団体から申請があり、審査した結果、入り込み客が年々多少だけども増えているということや、リピーターも徐々に増えてきている現状を評価して、審査会では継続と決めたという説明がありました。そして、21年度、22年度の4月から7月の4カ月間の宿泊のお客さんだけを比較して、21年度が482人に対して22年度は489人だったという、わずか7名の増加を、完全に比較できるものとしてはこれしかなかったわけです、資料には。行政はそれを示してくれたんですけども、これだけの評価を根拠にして私たちが判断するのは非常に難しいわけですけども、比較できるように8月、9月、10月、11月分、22年度、もう過ぎたわけですから、数字が出せると思うんです。それは先々日も担当の方に行って聞いたんですけども、いまだに返事をいただいております。どうなのかお聞きいたします。

それと、同社に継続と決定した理由が、先ほども言いましたように非常に根拠が少ないということを行いましたけれども、ほかに何かあったのかどうか確認をしたいと思います。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） お答えいたします。

指定管理者を募集しましたところ、4社から応募がありまして、11月18日に副町長と課長全員からなる審査会を開催しました。その内容は、基本方針、参加意欲などの基本的な考え方、それから事業の継続性、維持管理、職員の能力育成などの実施体制についての考え方、それから料金設定、誘客能力、効率的な管理からの目的達成などについて内容を審査しまして、その結果、大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者として選定いたしました。

応募された事業者は、地元団体と管理会社3社から申請がありました。選定理由の内容を大まかですがまとめますと、地元団体の評価はやる気は感じられますが、宿泊施設での事業と思われる食事の提供に関しまして、経費削減の考え方もかもしれませんが、レトルト的な食事提供を考えているということで、また、組織的にも不安があり、低い評価となりました。ほかの3社は管理会社ですが、そのうち1社は地元での雇用面で不安があると、またもう1社はそのほとんどが施設維持管理が中心でありまして、宿泊施設等の営業運営実績が少ないということで不安があるという評価でありました。

そんな中において、大新東ヒューマンサービス株式会社は、これまでも特に問題もなく、経営も徐々にですがよくなっておるということで、続けさせてみたいといった評価によりまして、審査会では選定をいたしました。

また、11月までの比較はということですが、22年4月から11月までの宿泊者は1,184人、前年同月が1,067人ということで、111%の伸びを示しております。ちなみに、平成20年度1年間は963人、平成21年度が1,281人と、ここも少しですが宿泊者が伸びているという状況でございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 再質問をさせていただきます。

今、比較の数字が少し出されたんですけども、私が一番知りたいと担当に伝えていた22年度8月の宿泊数ですね、それが資料には載っていません。資料に載っていないことで、結局比較ができないわけです。この資料なんですけれども、なぜできないかと言うと、もらった資料で21年度と22年度の運営状況の比較で、例えば5月を比較しますと、宿泊客が21年度は195人で、宿泊に対する収入は39万9,872円に対して、22年度の同月は宿泊客が240人と45人も増えているんですけども、宿泊収入は12万7,701円と3分の1に減っているわけです。これおかしいと思いませんか。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） この辺の収支の計算につきましては、大新東に確認したところ、現金主義で帳簿をつけているということですので、お金が入った時点での集計となっております。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） そういうふうに答えると予測したものですから、もう少し違うところを調べました。その月に売り上げが入るとは限らないというんですけども、それでしたら、例えば6月を見ると、先ほどは5月のことを言ったんですけども、次の6月ですね、当然5月分で22年度が宿泊客が45人も前年度より増えているのに、収入は3分の1しか入っていないと。じゃあその次の月に入ったのかというと、6月を見ますと反対に今度は21年度が150人の宿泊客に対して、収入が38万円、22年度は73人というふうにすごく落ち込んでいるんですけども、この売り上げというんですか、現金収入が55万7,000円ということで、少ないのに減っている。前月の増えた分はどこで調整されたのか。5月分が6月に入ったと考えられない状況が出ているわけです。もっと飛んで後から入ったのかどうか、そこはわかりませんが、次に7月分を見ますと21年度は67人で、22年度は133人と2倍になっていますけれども、宿泊収入は21年度が57万円、22年度も50万円と、その前の収入が少ない部分がどこで調整されているのかというのが、全く数字となって出てきていないわけです。それで、私はそれも説明をして8月分の宿泊客が極端に少なくても、でも前の月のお金が入ったから現金収入としては8月の対比はほとんど21年も22年も変わらない200万ちょっとのお金が入っているというふうに考えられるのかどうか、そこを確認をしたかったんですけども、今回確認ができません。それで、8月分の数字、通告してあるわけですから、宿泊数を言ってください。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 8月分ですが、平成21年度が295人、それから22年度の8月

が378人です。

10番（鈴木多津枝君） 議長。

議長（板谷 信君） 3回目だけれども許します。

10番（鈴木多津枝君） 22年度は前年より100人近く増えているわけです。だけど、収入、ウッドハウスの運営状況から見ますと8月の収入も、先ほど言いましたように21年度が約225万円、22年度が250万円ということで、30万円しか増えていないわけです。今までのも調整されていない。この月はお客が増えているのにわずかし現金収入は増えていない。またこれも後の月に、もっと後で入るんだというのかどうか、そのところを説明していただきたいんですけども。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 最初にも御説明しましたが、現金での帳簿をつけているということですので、入った月に入った分だけ計上ということになります。8月は夏休みということもありまして、家族連れの方が多いということで、現金も即入ることが多いと思いますが、ほかの月がツアー客とかというようなお客層もありますものですから、翌々月とかずっと後に入る部分があるのではないかと推定しております。

以上です。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 今の直接的な回答にはならないかもしれませんが、私、指定管理者の審査委員会の委員長というか、審査長ということでもありますので、選定について回答させていただきたいと思います。

まず、ウッドハウスおろくぼ等の施設については、11月18日に審査委員会を開きまして決定をしたわけでありましてけれども、これについては、確かに今のような経営的な問題とか、そういう状況も含めた中で、現行当然管理している施設ですので、審査委員の中からは質問等を受けたわけでありましてけれども、基本的には参加の4社の中でプレゼンテーションをして、今後の運営方式がどうあるとか、公の施設についてどのように効果、効率的に運営、また単なる経費部分だけではなくて、町の顔としてどのように運営していくかというようなことを含めた中で、全員が審査をしまして、その後各委員のそれぞれの意見を出していただいて、最終的に意見調整を図った上で合意をしたわけでありましてけれども、一番基本のところは何かと言いますと、やはりおもてなしの部分という中で、どういう観点を持っているかということが集中したところでありまして。

大新東についても、今のような状況の中を、資料の中で精査した中で質問も出ました。その中には、今言われたような部分も出ましたんですけども、大新東の回答、今後のプレゼンの中では、一番の大切な、大新東のおもてなしの一番のところはいい食事をもって接待をしたいと、そういうためには食事のところに特化してなるべく集中していくと、そういう意味では経費的には効率というものが落ちていくかもしれないけれども、今後もこういうもの

を中心にしてやっていきたいということをアピールされました。そういう点が最終的なところの中で、かなり大きなウエートを占めたのではないかと思いますけれども、ただ、この4社がすべて委員の、私をはじめとする12人の委員が大新東に上げたというものではなくて、意見はそれぞれ様々、各プレゼンを支持した方々がおりました。その中での最終的なところの決め手がそういうところに至ったというふうに御理解いただきたいと思います。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

9番（市川昌美君） 通告してありませんけれども、先ほど鈴木議員の質問を聞いていて、要するに入り込みとか宿泊とか、あるいは収入面というのは、当然川根本町の計算式にのって、月々の統計が出るのが当たり前のことで、当然それが前の月の調整でどうだこうだなんていう話自体がおかしな話で、何となく聞いていて余りすっきりと聞こえないんです。そこら辺の指導ができないようじゃちょっと困りますね。その点いかがですか。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 経理面につきましては、毎年決算を出していただいておりますが、その時点での担当者、また私も含めての指導を行っております。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 太田です。

ウッドハウスの売り上げが現金でというのは、どこを見ても、大新東にしても、会社の経理上おかしいんです。そのお金がこのデータで出てきて、状況を分析しろというのは根本的におかしいんです。だから、売掛金も含めて、その月々の売り上げが幾らであるかというデータでないと正確なことにはならないんで、最後は今おっしゃったように帳尻は合うわけなんです、会計処理すれば。だけれども、町が欲しいデータとこの数字は全然違うということになってきますと、これは根本的にやり直さないとおかしい話になると思います。

議長（板谷 信君） 質問の内容は。

2番（太田侑孝君） だからもう一度それを確認したいんです。現金なのか、売り掛け計上等はどうなっているのか。そこまで大新東の状況のことを管理して見ているのか、検証しているのかということです。絶対おかしいと思いますよ。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 実績報告につきましては、大新東ヒューマンサービスの全体の中でのウッドハウスおろくぼの一部ということで決算が出てきております。今後、町の方としてのわかりやすい提出の仕方を、また今後指導していきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それは、町で言えば別途会計で、子会社側のような関連の出先として大新東は経理して、単独でやっているはずなんです。だからその辺をわきまえて見てもらわ

ないと、そこまでまた次回にきちっと報告していただくようにしていただきたいと思います。
議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいまの御指摘は大変重要な事項でありまして、やはり売り掛け勘定等をしっかり精査した中でやっていかなければ、これは指定管理とした責任者でもありますので、御指摘の意見、今後に生かすようにやってまいりますので、よろしく願います。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 反対の立場から討論します。

提案があったときには、まさか反対するなんて思っていませんでした。なぜならば、大新東さん、一生懸命頑張っているということも実際見ていますので、本当に大変な赤字施設だったところを、赤字になったこと自体も非常に問題があるんですけども、そのところから始まって、そこを立て直すために現場の職員の人たちは頑張っているというのを私は見ていますので、反対するなんていう気はありませんでしたけれども、今回出された資料に対して、どうしてもこのまま賛成できないという点を指摘します。なぜならば、今回指定管理期間を5年間に延ばすという重大な変更もあるわけですけども、これは業者から安定的にやりたいからという、効果も出したいからというような要望があったということで、商売で言えば私は当然の要望だろうと思うんです。短い期間で見られてもなかなか成果は出ないという点で。行政がやってきたときに、もっと大きな赤字を生み出していたことから見れば、まだましというと本当に変ですけども、今改善が進みつつあるということなんですけれども、そこで短く区切られていくというのは、非常に過酷だろうというふうに私は思います。

でも、今回の質疑で正さなかったことがあるんですけども、指定管理業者の経営努力による創意工夫の成果が徐々に出てくることに着眼して、5年間に延ばしたというふうに説明書に書いてあります。審査委員会がそういうふうに判断したと。だけれども、創意工夫というのをどこに見つけたんでしょうか。先ほどの質疑で、私たちに示したものについては収支の食い違いがあっても、それさえも黙って出してくる。そういう中で、例えばもう少し詳しく私は決算書を見たんですけども、説明もあったんですけども、売り上げが少ない2月は休業にすると、これが営業努力、赤字を少なくするための営業努力というふうに判断しているんでしょうか。また、単に収支の結果だけを見ているのではないのでしょうか、その創意工夫とういうのを。収支の結果が少しマイナスが改善したということで、それで営業努力、創意工夫があるというふうに言われているとしたら、例えば材料費なんですけれども、指定管理をしていなかった平成18年度に材料費が、平成21年度とほぼ同じ入り込み客、宿泊客で

すけれども560万円あったんです。議会で材料費率が高いという意見はあったんですけれども、その560万円に対して21年度は指定管理者は280万円、材料費は半減しています。驚く半減です、これは。私も商売やっているんですけれども、なかなか難しいことですね、材料費を削るとするのは。それが、後で言いますけれども、そういうことがあるということ。

それから、寝具のリース料、これが指定管理前の18年度は決算で76万5,000円でしたけれども、21年度指定管理者になって、多分寝具リース料とは書いてないんですけれども、賃貸料というふうに記載していて、リース料はありませんから、布団なんか当然洗わなければいけないわけですから、多分これに当たるんだらうと、ほかに当たる場所がありませんので見たんですけれども、29万6,000円ということで4割近くも減っているわけですよ。よく使い回しという言葉がありますけれども、使い回ししているんじゃないかと思われてもしょうがない実態があるわけですよ。

そういう理由が、仕入れを工夫して安く上げたとか、調理方法を工夫してお客さんには喜ばれる料理を開発してやっているとか、リースの点でもリース会社、以前は過去からずっと引きずって高いところにやっていたかどうかわかりません、高いところにしていたけれども、指定会社、大新東さんが努力して本当に安くてよくきちんとやってくれる会社を見つけたから、こういう安くなったとか、そういうことがはっきりと示される、説明がされれば、私も納得できるんです。でも、ただこういうちぐはぐな資料を出されて、隠されたところからはこういう実態が出てくる、それでは指定管理者の資格の云々ではなくて、私は指定管理者にこういう町の、町民のお金を使って建てた、すごいお金を使って建てた、地域の活性化を目指すんだという目的で建てた、それが本当に生かされているのか、そのところを行政が本気で、丸投げではなくて本気で考えて指定管理者に委託したのか、そういうふうにしたいという思いでしたのか、その点が非常に問われる問題だと思うんです。そこが、今回の答弁でも、副町長、頑張っただけで答弁してくださいましたけれども、私はやはりこういうことを言う機会も必要だし、言わなければならないだらうと思って反対討論をさせていただきました。

議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、中田君。

4番（中田隆幸君） 私は、指定管理者の賛成者として討論をさせていただきます。

それこそ大新東は平成20年4月から平成23年、まだ来年ですが、それまでの指定管理3年間あります。その間、私が見た中では、この期間に対しまして非常に自助努力をされておると、こう思っております。それこそ指定管理前には、赤字経営でありましたけれども、いまだに少し赤字はありますが、収支は徐々に上がってきております。またそれなりに宿泊客ばかりでなく、飲食と言いますか、食事を計画したりして、今年も12月でしたか、新聞折り込みで食事を申し込みがありまして、うちの方の女性の方も大分行っております。このような町民に対するディナーと言いますか、そういった食事のサービス等もやっており、また車のない人たちを送迎したりして、あらゆる努力をしている大新東さんに、私は指定管理をさせても、今からますますよくなるのではないかと、これだけ入り込みの少ない、観光の少ない

中で、自助努力により収支を上げているという評価を、私は非常に高く評価しながら賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設）は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここでしばらく休憩とします。

再開は10時15分とします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8 議案第59号 平成22年度川根本町一般会計補正予算（第3号）

議長（板谷 信君） 日程第8、議案第59号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第59号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第3号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,059万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,851万6,000円とするものであります。

今回の補正予算は、普通交付税確定額と繰越金の全額計上に伴うまちづくり基金等の財源更正と人事院勧告等に準じた職員人件費の更正、茶凍霜害支援策及び平成21年度決算に係る剰余金の財政調整基金への積み立ての追加が主なものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般15ページからご覧ください。

第1款議会費、第1項議会費は12万8,000円の増額です。職員人件費の補正です。

第2款総務費、第1項総務管理費は4億6,376万1,000円の増額です。一般管理費については、特別職及び職員人件費の補正です。財産管理費は平成23年度に実施する元藤川グラウンド維持修繕工事の測量設計費と千頭駅前の老朽化した建物の解体工事費、町有施設の修繕料です。基金管理費は、ニュー久保山解体工事中断による工事返還金分を取り崩した長島ダム水源地域振興基金へ戻すためのものと、平成21年度決算に係る剰余金について、財政調整基金へ積み立てるものです。自治会振興費は、地域自治会の振興事業推進のための交付金を創設するものです。

第2項企画費は194万2,000円の増額です。企画総務費については、職員人件費の補正です。コミュニティ施設管理費は、まちづくり基金の充当を減額するものであります。情報政策費は、情報通信基盤整備検討会開催のための委員報償費と自主共聴施設整備事業費補助金の実績見込みによる増額です。ダム水源地域振興費は、職員人件費の補正です。

第3項徴税费は425万円、第4項戸籍住民基本台帳費は208万7,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は889万7,000円の増額です。社会福祉総務費は、職員人件費の補正と社会福祉基金の充当を減額するものです。心身障害者福祉費は、障害者自立支援給付費等の国県負担金を返還するための償還金、利子及び割引料の追加をお願いするものです。老人福祉費は、職員人件費の補正と社会福祉基金の充当を減額するものです。国民年金事務費、老人医療費は職員人件費の補正です。後期高齢者医療費は、保険基盤安定負担金の増額に伴う特別会計繰出金を増額するものです。

第2項児童福祉費は1,425万6,000円の減額です。児童福祉総務費、児童福祉施設費及び子育て支援対策費は、それぞれ職員人件費の補正です。児童措置費と子ども手当費は子ども手当実施に伴う予算更正と平成21年度分の児童手当交付金が確定したことによる返還金の追加です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は400万7,000円の減額です。保健衛生総務費、環境衛生費は職員人件費の補正です。予備費はインフルエンザワクチン接種について、町内接種機関が委託契約となったため、その対象分を扶助費から委託料に変更するものです。

第2項清掃費は392万5,000円の減額です。これは職員人件費の補正と臨時職員増員に伴う追加分です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は816万7,000円の増額です。農業総務費、農林業セン

ター運営費及び地籍調査事業費は、職員人件費の補正です。農地費は職員人件費の補正と県中山間事業の一部が平成23年度に施工となったことに伴い、町で施工する事業も延期することによる工事費の減額です。茶業推進対策費は、凍霜害農家対策として肥料農薬代を支援するため、補助金等を創設するものです。農業農村整備事業費はまちづくり基金の充当を減額するものです。

第2項林業費は406万円の増額です。林業総務費は、職員人件費の補正です。林業振興費は、野生鳥獣等被害防止対策事業費補助金の追加、林道費は、職員人件費の補正と林道寸又線測量設計委託料及び重機借り上げに係る使用料及び賃借料の追加をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は760万6,000円の増額です。商工総務費、音戯の郷運営費は、職員人件費の補正です。商工業振興費は、住宅リフォーム推進事業補助金の追加です。観光費は、職員人件費の補正、接岨峡温泉からの温泉運搬業務委託料及び登山道整備委託料の追加をお願いするものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は286万2,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2項道路橋梁費は2,964万2,000円の増額です。道路維持費は地区の要望に対応できるよう小規模修繕業務委託料と町道地名中央線等の事業量の変更等に伴う工事費の補正です。道路新設改良費は、職員人件費と町道千頭沢間線等の事業量の変更に伴う工事費の補正です。橋梁維持費は、現在実施しております橋梁点検業務に図面作成業務を追加することによる増額をお願いするものです。

第9款消防費、第1項消防費は26万4,000円の増額です。これは実績見込みに伴う家庭内家具固定委託料、自主防災会防災資器材購入補助金の補正と行政防災無線移動系の再免許申請委託料の追加をお願いするものです。

第10款教育費、第1項教育総務費は508万4,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2項小学校費は134万4,000円の減額です。これは職員人件費の補正とまちづくり基金の充当の減額です。

第3項中学校費は27万9,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第4項社会教育費は146万6,000円の減額です。職員人件費等の補正及びまちづくり基金の充当を減額するものです。

第5項保健体育費は431万6,000円の減額です。職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第9款地方交付税、第1項地方交付税は2億4,341万9,000円の増額です。普通交付税確定に伴い、今回全額を計上するものです。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は1,020万3,000円の減額です。これは児童手当及び子供手当の実績見込みによる補正です。

第2項国庫補助金は731万9,000円の増額です。総務費国庫補助金は自主共聴施設組合地上

デジタル対応事業の増額に対する補助金を追加計上するものです。

第14款県支出金、第1項県負担金は322万9,000円の増額です。これは児童手当及び子ども手当の実績見込みによる補正、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増額です。

第2項県補助金は51万7,000円の減額です。家庭内家具固定委託料等の実績見込みによる大規模地震対策等総合支援事業費補助金の減額です。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は9,000万円の減額です。今回の補正による一般財源の調整として、まちづくり基金繰入金を5,000万円減額、社会福祉基金繰入金を4,000万円減額するものです。

第18款繰越金、第1項繰越金は5億234万4,000円の増額です。これは前年度繰越金で、今回の補正で全額計上となります。

第20款町債、第1項町債は1億7,500万円の減額です。これは普通交付税や繰越金により財源が確保されたため、臨時財政対策債を減額するものです。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般4ページをごらんください。

路線バス、南部でありますけれども、運行管理業務委託契約限度額の変更です。当初、南部地域のデマンド運行導入を本年10月からの1年間の契約として予定しておりましたが、デマンド運行予定時期が新年度からの運行見込みとなるため、南部地域の路線バス運行管理業務委託についても平成23年4月から1年間の契約としたいので、限度額の変更をするものです。

第3表地方債補正につきましては、一般5ページをごらんください。

臨時財政対策債の起債限度額を1億7,500万円に補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 隣の方も質問があったんですけども、私の方がたくさんあって申しわけありません。通告を10件ほど出してあるんですけども、よろしく願いいたします。

まず最初に、歳出の方からいきます。通告を読み上げます。16ページの2-1-7基金管理費のところ、25節積立金、細節18財政調整基金積立金元金に4億533万円繰り上げ償還を、3日の全協の提案に対して7日に取り下げをして、新たに計上された3,000万近い事業費を差し引いた残りを基金に組み替えるという説明だったんですけども、財政調整基金への積み立ては特別交付税で1億円程度減額される可能性があるという説明もありまして、町長も7日の全協で年度内にできるだけ事業を組み上げて、3月補正に計上できるものは計上したいというふうに言われました。町民が望んでいることを1つでも多く実施することが組み替えの目的でもあり、町の財政を守るためにも必要なことだと思いますけれども、そこで

この際、今までやりたくても多額の経費がかかるということでなかなか手をつけられなくて、長年の懸案事項として延ばしてきたことである北小耐震あるいは解体して建て替える事業、それから町営サッカー場の徳山の芝生化。それからこれは新たな提案ですけれども、若者定住住宅建設、いろいろな自治体でやっています、子育てしやすいまちづくりをすることで、若者を定住して子供を増やしたいというぎりぎりの取り組みをいろいろな自治体が行っているんですけれども、うちの町でも予防接種の補助と医療費補助ぐらいが済んだというところで、そのほかにこれといって子育てしている若いお母さん、お父さんたちを励ますようなものが出てきていませんで、ぜひそういう計画があるということを示していく、建設委員会などを、大子町というところでは、NHKでやっていたんですけれども、町営住宅に住んでいるお母さんたちに建設委員になってもらって、どうしたら子育てするのに住みやすい住宅にすることができるかと、そういうことで非常に好評で、次から次と入りたいという希望が殺到していて、子供が増えているというのをNHKでつい先日やっていたんですけれども、そういうふうなことに取り組む考えはないか伺います。

それから2点目ですけれども、同じところで、入れ替わりましたけれども細節17の長島ダム水源地域振興基金積立金元金240万円増額ということで、これはニュー久保山施設解体工事が地権者との話し合いがつかないでできないために、業者に払っていた前払い金を返してもらうので、財源だった基金へ積み戻すという説明がありました。工事ができないことに対する、町が発注したわけですから、受注した業者への違約金などは発生しないのかどうか。

それから、前払い金は312万円だと聞いていますので、140万円戻ってくるという差額172万円はどうなっているのか、その点をお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、17ページです。2款2項4目のコミュニティ施設管理費、まちづくり基金のところ700万円、基金の取り崩しをやめて一般財源に代えるという財源更正が出ているんですけれども、ここは単なる補正予算上は財源更正なんですけれども、ここの中には町長も言われた町政懇談会でも、要望などでも多くの自治体から、特に旧中川根の方では集会所の建て替えに地元負担が3分の1もあるというのは非常に大変だという声が出ているわけなんですけれども、ここの中には今年度水川地区の工事費で440万7,000円の3分の1の地元負担146万9,000円が入っています。戸数がわずか100戸の水川地区で、1戸当たり1万5,000円もの負担となる、大変高齢者も多い地区で大きな負担ですので、こういう町に余力財源をつくるのではなくて、こういう町の建物の建て替え修理などに負担を求めるといのは、強制寄附と同じ性格だと私は思いますので、ぜひ合併後町民の閉塞感の一つにも原因となっているこういう集会所の地元負担をなくすという、見直す考えはないかお尋ねをいたします。

次に、22から23ページの3 - 2 - 4の児童措置費減額3,032万円のところと、次の3 - 2 - 5目の子ども手当費で1,775万円増額ということで、これは児童手当から子ども手当に代わったということなんですけれども、代わったことの補正予算ですけれども、今の子ども手当の

財源を得るために、今の政権は1月から扶養控除を廃止するというふうに決めています、これが実施されるとかえって負担増になる親も出てくるということが、非常にニュースなどでも報道されています。当町でこういう負担増が見込まれるのは何世帯で影響額がどれくらいあるのか伺います。

次に、25ページですけれども、4 - 2 - 1 塵芥処理費のところの2節給料のところでは441万8,000円の減額ですけれども、7節の賃金で343万3,000円増額をしています。正職員を2人減らして臨時職員2人増やす、正職から臨時に組み替えるというごみ処理作業の職員の変更なわけですけれども、一緒に仕事をしていると思うんです、正職員の方も臨時職員の方も。それをこういうふうに通費削減ということだけで、同じ職場で同じ仕事をしている職務を、後からは臨時職にどんどん切り替えていくということを当たり前にしてしまうと、この町で本当に安定的な雇用の確保というところに、行政が先頭立って通費削減を示していくという例を示していくことになるわけですから、こういうことをやる行政の方法をこれからも続けていくのかどうか。ちょっと通告と違いますけれども、やってはいけないことじゃないかと思しますので、この点について行政の考えをお聞きいたします。

そして、ここの職場に現在働いておられる臨時職員で、長い間臨時のままになっておられる人は何人いらっしゃるのか。また、その方たちがおられたら、過去に一度あったんですけれども、希望したら正職員に引き上げるという、そういう可能な制度、道を設けてあるかどうか伺います。

それから、26ページの6款1項5目の茶業推進対策費、19節負担金補助及び交付金のところで612万4,000円の増額になっています。これはかねてから今年度の凍霜害、非常に心配されていたわけですけれども、その被害農家に対する支援助成ということで、農薬、肥料代を支援するというところで出ているんですけれども、金額を見ますと612万4,000円で、当町は600町分あるという説明が全協でありまして、1億数千万円の被害が出たという説明がありました。この被害額に対して、全戸に面積割で補助を助成するということですが、それは問わないことにしても、被害の大きさ、低さは関係なしに助成するということですが、余りにも少ない助成額ではないかと思うんですけれども、その点についてお考えを聞かせてください。

29ページの7款1項2目の商工業振興費、19節の細節28住宅リフォーム推進事業補助金300万円増額になっています。これは当初予算で300万円計上し、6月補正で200万円、9月補正でも400万円計上されて、今回の増額を入れると1,200万円となるわけですが、何件分で効果額をどれくらいと見ているのかお聞きいたします。

次ですけれども、7款1項3目観光費の13節委託料のところ、細節11温泉運搬業務委託料123万6,000円の増額についてお聞きします。当初予算で4月から8月末までの分として192万6,000円計上されておりました。それで、9月補正で9月から3月分まで延期する分として163万8,000円増額されました。どちらもこのときはシルバーへの委託で、シルバー単価

の見積もりで計上されていて、今回は事故もありましたので民間に代えたということで、民間企業に委託したため単価が増えたための補正ですけれども、シルバーのときは2人で1万6,050円、今回は民間単価で2人で2万7,300円ということで、それに117日分を見込んでシルバー委託予算の残り分を合わせてその差額を増額するという説明でしたけれども、以前は毎日運ぶのではなくて3日おきぐらいに運ぶという説明もあったわけです。この計算でいくと117日ということになると、1日おきぐらいに運ぶというふうに考えているのか。それとも車が小さくなって1回に運ぶ量が少なくなったのか、このところの説明をお願いいたします。

それから、接岨の地権者から事故で死亡者まで出している目的外使用は中止せよという要望書が届いていると聞いていますが、それに対してどのように対応しているのかお聞きします。

それから、31ページの9款1項4目災害対策費、13節委託料のところ、細節3の家庭内家具固定委託料250万円を150万円も減額する内容になっています。平成21年度も当初予算で250万円計上してありました。決算額が199万円になっていますので、そんなに今回みたいな大きな減額ではなかったわけです。今年度の申請が少ない原因をどう考えているのか。1件当たりの自己負担が平均幾らくらいでできるのか。これまでに実施した件数、目標に対する比率などはどうなのか。どうやって目標に近づける、希望者が増えるようにしていくつもりか、そういう点についてお聞きいたします。

それから、32ページから35ページの10款教育費での人件費の削減、ここは人件費の分だけしか補正が出ていません。削減額総額で1,248万9,000円と大変多額になっているわけですが、基金にため込むのでは、私は給料改定の際に反対しましたが、本当に私が指摘したとおり町の景気に逆行する状況になってしまいます。ただ減らすだけでなく、要望を実施する考えはないのかどうか。小中学校や社会教育などから当初予算編成のときに要求が出てくるとは思いますけれども、そこで切ったものなど、もう一度復活とか、聞いて再度事業として計上する気がないかどうか伺います。そして、要求に対してどれくらい予算計上してあったのか伺います。

もう一点、最後で歳入の方ですけれども、13ページの20款町債、1項7目のところで、臨時財政対策債で1億7,500万円減額していますが、当町の借金枠は4億5,000万円ぐらいと聞いています。このうちの1億5,000万円しか借りないということで、これでいいんだということになりますと、財政に余裕があるなというふうに見られて仕方ないわけですが、こういうことが後々で国から特別交付金や財調借り入れ枠を減らされるというような影響になって出てこないかどうか、確認をいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 答弁の方、お願いします。総務課長。

総務課長（西村太一君） それでは、鈴木議員の一般補正予算に対する質疑に対してお答え

をさせていただきます。

たくさんありますので飛び飛びになりますけれども、御承認いただきたいと思います。

まず第1点、25節の積立金、財政調整基金の積立金についてでございますけれども、これにつきましては、簡単に申し上げますと財政調整基金の積み立ては、御指摘のありました懸案事項や今後計画されている事業の財源の一部として活用していきたいと考えております。これらのことから、今回財調に一時積み立てをしていき、対応を図っていきたいと考えております。

次に、2つ目の17の長島ダム水源地域振興基金の積み立ての件でございます。これにつきましては、2点ほどありますけれども、まず第1点目でございますが、ニュー久保山の施設等解体工事において、土地所有者の施工承諾を得ることが不可能となったことから、川根本町建設工事請負契約の約款第44条の規定に基づきまして、工事請負者であるマルトミ開発株式会社静岡支店と平成22年3月26日に工事請負契約の解除についての協議を行いました。

本工事において、発注者及び請負者とともに契約解除に伴う損害はないとの意見に達したため、協議書及び合意解約契約書を締結し、お互い相手先に支払う違約金は支払わないことになりました。

もう一つの件でございますけれども、前払い金は幾らということでございますけれども、これにつきましては、出来高確認額が172万950円でございます。前払い額が312万円でありまして、差し引き前払い余剰額につきましては、その差し引いた金額の139万9,050円でございます。これにつきましては、19節諸収入の雑入に前払い余剰金として歳入として上がってきております。

また、172万円は何かということでございますけれども、170万円は何かという質疑でございますけれども、実際には先ほど述べましたように172万950円でございます。これにつきましては花卉温室の解体分でございます。

次に、17ページの件でございます。17ページの件につきましては、集会所の修繕でございます。この件につきましては地区の集会所はその所有者が中川根地域は町、また本川根地域が自治会と異なりまして、その修繕に要する経費も中川根地域は負担金として10分の1を、本川根地域につきましては補助金として2分の1を支援してきた経緯があります。合併時に、地区集会所の建設、修繕基準としまして、本川根方式をもとに合併時に再編するという方針のもと、形態は異なれ等しい支援をしていきます。また、1つの町であるため等しくなければなりません。議員は、今回町の責任で地区集会所の修繕を行うべきであるという御質疑でございますけれども、自治会活動の拠点であります地区集会所の維持管理におきましては、利用者であります地区の方に御負担をいただきまして、事業を進めるべきかと考えております。冒頭に述べましたように、所有者の相違から責務として生じる負担に納得いきかねる場合があるかと思いますが、現在に至った経緯を御高察いただきまして、御理解をお願いしたいと思います。

なお、現在は地区集会所の修繕に対する支援は、事業費が150万以上については3分の2、10万以上150万未満につきましては、2分の1を支援してございます。これが17ページの件でございます。

それから、31ページの件でございますけれども、31ページの件につきましては家具固定の件でございます、4点ほどありますけれども、今回の申請が少ない原因をどう考えているかというようなものの質問でございます。

事業実施に際しまして、対象となる各世帯に直接郵便で送付し、啓発に努めてまいっております。平成21年度は8月11日に駿河湾を震源とします地震が発生し、本町でも震度4を記録したこともあります。家具の固定に関する注目が非常に増えてきております。本年度の申請者が少ない原因は不明でございますけれども、今後とも家具の固定の重要性を広く広報をしていきたいと思っております。

負担していただきます費用は、固定する金具代でございます、固定するもので変動しますが、1個当たり1,000円から2,000円程度でございます。

また、家具の固定の補助対象世帯は、現在のところ1,990世帯でございます。

事業実績につきましては、18年度60世帯、246カ所でございます。19年度30世帯で119カ所でございます。20年度は102世帯で449カ所でございます。21年度は97世帯で398カ所でございます。22年度は33世帯、132カ所でございます、今までの18年度からの計でございますと322世帯で1,344カ所を実施しております。整備率ということでございますので、平成22年度現在では15.6%となっております。総合計画におきます数値目標は23年度で35%として上げております。今後とも必要性について啓発に努めてまいっていききたいと思っております。議員の皆様にも推進の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、32ページから35ページの件でございます、これは教育委員会の方でお答えになるかと思っておりますけれども、人件費の削減ということでございます、人件費の削減につきましては、まず10款全体のことをお聞きしていると思っておりますので、総務課の関係の人件費の削減の理由ということでございますけれども、まず、御存じのとおり教育長の給与分でございます。それが未執行額となっております。それから、学校給食施設費の給与職員でございますけれども、これの減が主でございます。1名が減となっております。それは、退職に伴います職員の補充とか、それに伴います1名が減となっております。その他、全体を通しまして人事異動に伴います職員の配置替えに伴います期末勤勉手当の0.2カ月分の引き下げなどが要因になると思っております。

それから、歳入の件でございます。一番最後になりますけれども歳入につきましては、ここに書いてありますけれども、結論で言いますとありませんということでございますけれども、臨時財政対策債は発行限度額内で地方自治体の財政状況により、借入額を決定するものでございますので、借り入れの有無にかかわらず、後年度の交付税措置はそれに伴ってされますので、ないというふうに判断してございます。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） それでは、質問にお答えします。

児童手当から子ども手当に代わり、来年1月から年少扶養控除、中学生以下の対象でございますけれども、が廃止されることによって、かえって負担増になる家庭が出るのではないかという御質問でございました。

一般的な例としまして、扶養控除の廃止、年収が多いほど影響があらわれ、増税額が大きくなる傾向がございます。モデル的に例を挙げますと、年収700万クラスの標準家庭での試算でございますけれども、子供1人の場合8万円の増税、2人の場合15万円という試算の数字が出ております。現在、子ども手当の額は月額1万3,000円、年額にしますと子供1人で15万6,000円、2人だと31万2,000円となりますので、年収700万クラスでは子ども手当受給額より税額の方が多い、いわゆる負担増ということにはございません。

当町の状況についての質問でございますので、税務課の協力を得て調べましたところ、税額の方が多くなるというケースは2件、税額にしまして、所得税、住民税合わせてでございますが70万円というようなことでございます。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） 4款2項1目の塵芥処理費の件ですけれども、給料の441万8,000円減額の7節の賃金が343万3,000円増額になっていることについてというお答えのいろいろなものですが、先ほど議員が言われたように、今回の補正は2名の職員の異動によるものでして、6月に総務課へ1名、10月に産業課へ1名異動ということで、職員の減にはなっておりません。

現在、燃えるごみとか新聞紙等の資源紙類、スチール缶等を町が収集しておりますが、不燃ごみやペットボトル、びん、アルミ缶等は民間に業務を委託しております。民間にゆだねられる業務につきましては、民間活力の導入を推進すべく、3年から5年後にはすべての一般廃棄物の収集運搬を業務委託へ移行することを視野に入れて、職員異動で欠員になったものについては、臨時で今対応しているところであります。

一般廃棄物収集の臨時職員で一番長い者はという御質問でしたけれども、この12月1日現在におきまして、一番長い人が3年8カ月、それが1名。それから1年8カ月の方が2名おります。臨時職員から正職員になる制度というものは特にございません。

以上です。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 26ページですが、6-1-5茶業推進対策費です。鈴木議員の方から2点質問がありますが、まず1点目は凍霜害農家肥料農薬代支援助成金は、反歩幾らの助成ですかということです。年間肥料農薬代は反歩10万円ぐらいですので、その1%補助支

援しますので、補助額は反歩1,000円ということになります。

それからもう一つの質問ですが、1億数千万円の被害に対して余りにも少ない助成額とは思いませんかということですが、本年3月30日の凍霜害は町内全域で発生し、被害は大きかったが、一番茶の収量確保のため被害直後から追肥や防除を行い、被害の影響を最小限に食いとめる努力を行っております。また、次年度の収量、品質を確保するため、施肥、防除、更新などの栽培管理をきめ細かく行い、樹勢の回復を図っております。このような農家の自助努力に対して、肥料、農薬代の補助を行い、農家の生産意欲を高めることは町の主要産業である茶業振興の上からも有意義であるため、肥料農薬代について支援をするものであります。

なお、近隣市町、管内農協の支援助成も勘案いたしまして、支援率を決定いたしました。以上です。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） それでは、商工観光課の関係、29ページですが、7款1項2目商工業振興費、28節住宅リフォーム推進事業補助金は何件分で効果額の見込みはという御質問ですが、補正後ですが年間62件を見込んで計上させていただきました。効果額につきましては、これまでの工事費1件当たりの平均額で単純に試算しましたが1億4,500万円を見込んでおります。

また、補助金につきましても商品券で交付しておりますので、町内の商店等で使われますので、それを加えますと1億5,700万円を見込んでおります。

それから、7款1項3目観光費の温泉運搬委託料の関係ですが、以前は9月ごろまでは2日やって2日休みというような工程で行ってございました。8月につきましては、タンクにたまっている温泉の量を確認しながら続けてやったときもございまして、10月、11月につきましては、観光シーズンですのでほとんど毎日運搬を行っております。12月に入りますと、シーズンも、観光客が若干減るといったようなこともございまして、今後は2日に1度運搬をするというような、月に半分運搬するような状況ではないかと見込んでおります。

また、接岨地権者から目的外使用であるためやめよというような要望もありました。これにつきましては、弁護士にも別な問題もございまして相談をしながら進めているところでありますが、今回は特に問題はないということと、町の条例につきましても、条例でも町内での使用は認めていただいているという状況でございまして、今後につきましても、地権者の方々とお話をできるように努力していきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） 鈴木議員の質疑にお答えします。

10款のことについての小中学校の当初予算時の要求で切ったものはないかということなんですけれども、当初予算時に切ったものは10款1項1目の教育委員会費で会議の出席を取り

やめということで、それを切ったということで、小中学校はないと聞いております。

以上です。

議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（中澤莊也君） 生涯学習課におきましても、当初予算の中では今年度実施したい事業につきましては、課員の了解のもとで事業を上げてあります。当初予算において切られた項目はございません。

以上であります。

議長（板谷 信君） 再質問。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 順番にいきます。担当課ごとにとということが私にはできませんので、16ページの2款1項7目基金管理費のところですけども、繰越金を基金にするのは、交付金の減額の危険が高いというふうに説明がありました。だったら3,000万円の事業費計上を今回されたんですけども、そんなものではなくてできる限りやりたいところを、今までやれなかったことを取り上げてやるべきだと思うんですけども、提案した部分についての答弁は全くありませんでした。一時積み立てで活用を考えていくということですので、提案した部分について、一般質問にはここに提案したので通告しませんでしたので、ぜひ答えていただきたいと思います。

それから、17ページのコミュニティ施設整備のところですよ。集会所の修繕、建て替えなどは利用者の負担で維持管理を進めるべきだというふうなお答えだったわけですよ。非常に木で鼻をくくったような答で、若い子に言わせれば大変な、本当に憤慨したくなるような答弁なんですけれども、あれだけ町政懇談会でも言われているし、区長さんたちからも要望が出されていますし、私は1回目の質問でも町が建てた、旧本は道理にかなっているのかもしれない。でも旧中においては町が建てた、町の建物なんです。それに対して、そこを維持管理していく、修繕をしていく、そういうものに対して費用の何分の1かを、幾ら条例で定めたから、私は条例制定のときも反対したんですけども、条例で定めたから取っていいというのは、私はこれは自治法で禁止されている強制寄附に当たるのではないかと思うんです。もう一度ぜひその点を考慮して答弁をお願いしたいと思います。

だったら、なぜ今度地域自治振興事業費交付金、この中には全額使っていいですよというふうにするのか、そのことで例えば水川地区なんかことしもう既に140何万の地元負担でやっているわけです。そういうことの整合性、この自治振興事業交付金の中身の、太田議員からも全協でも出たんですけども、きちんと条例でもうこういうことはしませんと。旧本でも地元の人たちが、地区が建てた建物だけでも、福祉的目的というのを十分に考えて、地元負担は取りませんというふうにしてしまった方がすっきりするんじゃないかと思うんです。町が本当にこれをもらわなければやっていけないという状況ではなくて、今後、将来のことを考えたらと言いますけれども、本当に将来苦しくなってやっていけない状況が出たらやればいいことで、やればいいというか考えることもあるかもしれません。でも、今現在こ

ういう状況で、余剰金がたくさん出ているときに地元負担を、それも私が強制寄附だと言っているもとで続けるというのは、非常に問題があることではないかと思うんですけれども、その点についてお伺いいたします。それが2つ目です。

26ページの茶業推進対策費、このところで補助額を伺いました。反歩10万円の1%で、補助額は1,000円だと。1反歩というのは多分300坪ぐらいですよ。300坪で1,000円で、ほかのお茶に関係ない農家の公平性も考えてという説明も全協ではあったんですけれども、回り回ってくる問題です。茶業者が元気を出すのか出さないのか、出せるのかということは。こういう売り上げ収入も減っている。中にはもうかった人もいるという説明もありました。だけれども全体でお茶が本当に売れなくて困っているときに、凍霜害に遭って打撃を受けた、そこを励まして来年も元気を取り戻してやっていただくには、余りにも少ない支援額ではないかと、町の財政状況から見ても非常にそういうふう思うわけですけれども、これに対して妥当だという、もう少し増額することも今後考えるかどうか、その点を、それでなければ何かほかの形で茶業者を元気づかせる、応援するという方法をこれから考えていけるかどうか、その点をお聞きします。

31ページの9款1項4目の災害対策費の家庭内家具固定委託料の150万円減額についてですけれども、住宅リフォームの方では1億4,500万ですか、商品券でやったから1億5,700万ぐらいの効果が出ているという、本当に素晴らしいことだなと思うんですけれども、家具の転倒予防の家具固定補助も、家具が倒壊してその下敷きにならないように命を守るという、本当にこれは行政として最もと言っていいくらい大事なことはないかと思うんです。自分でもちろんそれは、自分の命は自分で守れという大原則があるんでしょうけれども、現実に先ほどお聞きしましたら進んでいないわけです。自分の命を守る意識が低いというふうに言われるのか、そう言われてしまえば私なんか、家もやっていませんのでそれまでだと思えますけれども、行政としてはやはりもっと進められる方法を考える、その一つとして1戸当たり1,000円から2,000円の金具代が負担になるということですが、補助していないお宅はその手数料、自分でやれる人たちもいるんでしょうけれども、子育てしているお宅とかなかなかやろうと思ってもやらないでいるから、こういう低い状況で、かつて当町の職員にちょっと聞いたら、僕の家もやっていませんという答えも聞いたんですけれども、若い職員さんで。職員の人たち実施率どれくらいと考えているか、通告していませんけれども、答えられないでしょうから、ぜひこれが進むように補助の対象を広げるとか、子育て世帯あるいは希望者を募って、希望者にはこれくらいの補助をしますというふうに、年齢制限を設けないとか、そういうことをしてもっともっと命を守るための補助を広げていくことが、町内の業者にとっても仕事も増えることになりますので大事ではないかと思えますけれども、その点賛成していただけないかどうかお聞きいたします。

最後の歳入のところですが、影響がないと、臨時財政対策債は枠いっぱい借りなくても、枠いっぱいなくて当初予算で計画していたものを減額しても、地方交付税や臨時財

政対策債の枠を減らされるような影響はないとはっきり言い切られましたけれども、何か片方では影響があるという、全協で繰越金で繰り越すとだめだ、基金に積み込むと特別交付税が減らされるんだ、1億以上も減らされる可能性があるんだと、え、そんなことがあったんだったらもっとしっかり考えるべきじゃなかったのかと思うような説明がありましたけれども、ここはないということで最初の計画どおりそのままになっていますけれども、根拠が、制度としてというか法的にというか、何かないと言い切るだけの根拠があるのかどうか、その点をお伺いいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 再質問について、総務課長。

総務課長（西村太一君） 再質疑が4点ほどございます。お答えできるところだけ御説明させていただきます。

まず第1点目の繰越金について、提案分の説明をせよということなんですけれども、長年懸案事項となっている、例えば北小の耐震とか建て替え等とかサッカー場とか、若者定住のことだと思えますけれども、この辺につきましては長年懸案事項となっておりますので、非常に内容的にも検討の時間を要するというところでございまして、それがある程度方向性が定めれば、この財調を取り崩しまして対応していきたいという気持ちで、先ほど答弁させていただきました。

それから、先ほどの3,000万につきましては、今できる、22年度の中でできる事業を拾いまして、それだけを早急にやりましょうということでございます。

2点目でございますが、2点目はコミュニティ施設の件でございまして、事業の概要の中に対象世帯は町内に住所を有する在宅の者で、次に掲げる事項のいずれかに該当する世帯とありまして、その中に7項目ほどありますけれども、世帯構成員に未就児童のいる世帯という欄があります。それに該当すればできるということでございます。ただ、これにつきましては、じゃあほかに負担金という対策はないかというようなことでございますけれども、これはまだ議会で可決されておりませんので申し上げますけれども、皆さん既に御存じだと思いますけれども、川根本町の自治振興事業というのが22、23に計上されまして、採択されればその中に交付対象経費という形で、自治会が管理する集会所や倉庫など公共的な施設の維持修繕が上げられます。ですので、もし可決されていただければ、それらに対して検討をしていきたいと考えております。

それから、次に災害対策費の中の内容でございまして、家具転倒防止でもっと推進を考えるべきじゃないか。補助対象を広げるべきじゃないかということでございますけれども、すみません、先ほどの僕の答弁、ちょっと違いました。先に家具転倒のやつを言ってしまいました。すみません、取り替えます。先ほどの2番目のやつは家具転倒防止のことです。それは訂正させていただきます。

家具転倒防止につきましては、事業の概要の中で、すみませんもう一度繰り返します。コ

コミュニティ施設については、先ほども言いましたように、集会所の件でございまして、22、23年度に予算の計上で補正で提案させていただきました川根本町自治振興事業の中で、補助交付対象経費が含まれております。その中に対応していきたいということでございます。世帯構成云々と言いましたのは、今から説明するやつと勘違いしまして申し訳ありません。家具転倒防止のサービスの中で、補助対象の中をもっと推進を考えるべきでないかとか、補助対象を広げるべきじゃないかということでございまして、世帯構成の中に未就学児童のいる世帯という欄がありまして、それが転倒防止の一つの項目として概要に載っております。したがって、これらにつきましても、推進につきましても昨年からも図っておりますけれども、今後それらについては検討していく要因があるかと思えます。

最後でございませうけれども。

議長（板谷 信君） 最後の部分ね、どうも質問と答弁とかみ合っていないみたいなもので、しっかり答えてください。歳入のところ。臨時財政対策債。

総務課長（西村太一君） 臨時財政対策債につきましても、先ほども申しましたけれども発行限度額で借入れを決定していきますので、その借入れの有無にかかわらず、今年度で交付税措置をしていくということですので、先ほどの臨時財政特例債ではなくて、それは全体的な内容じゃないかと思えます。

議長（板谷 信君） もう一回質問してもらえますか、その部分。

10番（鈴木多津枝君） 臨時財政対策債、今年3億5,000万円計上しましたね。今度半減させる、減額させる。でも当町の枠は4億5,000万ぐらいあるという説明も聞きました。こんなに1億7,500万しか借りないということに、結果この補正予算でなるわけですよ。3億近い枠を残しても大丈夫な町というふうに見られて、そのことが後年度、これからの川根本町の国の評価のときに、特別交付税とか、要するに最初は繰り上げ償還するときには、繰り上げ償還でないと、基金に積み込んだり繰り越したりすると交付税、特交が減らされる可能性が大きいとか言われたじゃないですか。それがこのところでこういう余裕のあることを見せて、示して、本当に評価、減額のそういう、臨時財政対策債の枠を縮められたり、今度、じゃあもっと縮めましょうとか、法律で決まっているでしょうけれども、枠が何%というのは、じゃあ全体でこういう町もあるから縮めていこうよとか、そういう議論になっていって、本来は私たちの町はそんなに余裕がある町ではなかったはずですよ。たまたまここにきて交付金がばたばたと入ったから余裕が出た。だけれども、そういうことをどうやって使うかというのが対応が遅れたから、こうやってもめているわけですけども、こういうやり方で影響がないと、ありませんと言ったことに対して、え、本当にそうですか、じゃあないというなら、その根拠があるんですかということをお尋ねしました。

議長（板谷 信君） 10番議員でもわかるように説明してください。総務課長。

総務課長（西村太一君） ただいまの御質疑の中、特別交付税のことを言われている……。

（「影響がないかということ」の声あり）

総務課長（西村太一君） 特別交付税の影響ということですね。特別交付税につきまして、町が判断することではないものですから、影響についてはちょっとわかりません。ただ、可能性はあるというようなことを申し上げたいと思うんですけれども。

（「ないと言った根拠を示してください」の声あり）

総務課長（西村太一君） それは臨時財政対策債のことでございます。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問、臨時財政対策債の借り入れをどうかという問題ですけれども、臨時財政対策債は借りる借りないにかかわらず、財源措置として普通交付税に算入をされるわけなんですけれども、この制度は13年度から始まっていると思うんですけれども、制度が始まった時点は、やはり借り入れ、これは地方の財源を補填するという趣旨でありますので、借り入れを原則ということで、やはり借り入れないところは財政的に余裕があるのではないかというような、そういう勘案もあったと思われまふ。それは国レベルかと思うんですけれども。

その後において、やはりいろいろな状況の中で、地方の財政によってもいろいろな状況があるだろうという中において、国の考え方もこれは主たるものは本来地方交付税で充てるものが、なかなかそれが国の財政的な問題もあって充てにくい、地方交付税として充てにくいということがあって、やはり地方の状況も少し見ていきたいと思いますという中において、理論値の数字をそのまま借りなくてもいいのではないかということ、事務レベルというんですか、そういう中でいろいろ確認事項をしているという中で、影響はないでしょうということになります。

ただ、やはり国の方も臨時財政対策債という一つのものを掲げている以上、国全体から言えば全くじゃあ借り入れがないということになれば、この制度はいかがなものかということ、私はあるのではないかと思います。そういう意味では、全く借りないというのはどうかということを考えています。

この御質問については、通告として市川議員さんが通告等もございましたものですから、あえて余り深いところは言いませんでしたけれども、あと、算入のことについてはまたそのときにお答えをさせていただきたいと思ひます。

以上がお答えです。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 先ほどの再質問ですが、今後支援増額する考えはないかということですが、現在のところまだ考えておりません。先ほども言いましたが、近隣市町、管内農協の支援助成も勘案しておりますし、災害ですが被害額の補填ではなく、農家への自助努力に対する生産支援をするものであります。

それから、その他の支援として9月補正でも対応いたしましたが、災害対策資金の利子補給、それから町民税の徴収猶予等があります。

以上です。

議長（板谷 信君） 3回目の再質問いいですか。よければ切ります。

9番、市川君。

9番（市川昌美君） 3点ほどお伺いいたします。

歳入の20款1項1目臨時財政対策債の1億7,500万の減額補正、これはどうも納得できないんです、いろいろ説明していただきますけれども。発行可能額を振り替えたときに、財源不足が生じていない計算となる地方公共団体は、財源不足額基礎方式の発行対象外というのが規定ですが、これに本町が該当するだろうかということが1点。

歳出で、2款1項7目25節4億533万円の増額補正が、財政調整基金に積み立てるようになっておりますが、長期債の繰り上げ償還として上程された4億3,242万円を町内の産業、農業をはじめ、町民が元気になるために使うのがいいという議員多数の声で、議案の差し替えをしたはずだが、どうもその当初の目的の補正になっていない。いろいろ考えていますけれども、23年当初予算までプール主体ではないかなという思いがどうしても消えません。この点説明していただきたいと思います。

それから、2款1項8目自治振興費5,676万3,000円、これは33地区に対しての交付金なんですけれども、これも余りぱっとしない、不透明と同時に、だいたい240万ぐらいから50万ぐらいまで、平均で言うと150万ぐらいの交付金ですけれども、使途も何かちょっとあいまいで、町の施設の負担金に入れてもいいような話もちょっと載っておりますけれども、何かやるときに必ずこういうばらまきをやるさね。だから、昨日ときょうの新聞にも載ってましたけれども、150万ぐらいの平均の交付金をもらって、ほかに、僕は前から言ってますけれども、災害の藤川のあれなんかは、まだ今は少し設計の段階とか地質がどうだとかって言ってますけれども、台風時期をかかえて、たしか7月かそこらに崩壊し始めたと思うんですけれども、下に人家があるのに6カ月も置いといて、今ごろになってどうだこうだなんていう話でもないではないかと思えますけれども、これ実際私思いますのは、合併する前というのはおそらく今、川根本町の決算額ぐらいを両方でやっていた。それが半分になったでしょう。半分になったのはいいですけれども、5年もたちますと、町民が本当に疲弊してきますよ。だからこんな金が残るのがおかしい。だからなぜかなということを含めて、3点お願いします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） それでは、2点につきまして私の方から説明させていただきます。

まず1点目でございますけれども、臨時財政対策債についてでございますけれども、議員がおっしゃるのは2方式のことだと思います。臨時財政特例債の発行可能額は、平成22年度から人口基礎方式と財源不足額の基礎方式との2つの方式により算定されております。この財源不足基礎方式につきましては、各地方団体の財源不足額及び財政力を考慮しまして算出されるものです。ただし、その算定は一律的な計数により算出されますので、具体的に個別

の団体の現状を考慮するものではありません。

また、臨時財政特例債は、地方自治体の財政状況により、発行可能額の範囲内で借入額を決定するため、ほかに財源が確保されるときには、借金であるため借り入れを抑えることができます。

なお、臨時財政特例債は、通常交付税で交付されるものでありますので、借り入れをしなくても後年度に交付税措置されるわけでございます。

2点目に、財政調整基金の件でございます。歳入歳出の決算余剰金につきましては、地方財政法によりまして、当該余剰金の2分の1を下らない額を翌々年度までに積み立てるか、または繰り上げ償還の財源に充てなければならないとされております。

今回の積み立ては、今年度内で地区要望等に対応できる予算を計上した残額を積み立てるものでありまして、今後年度内で事業が追加された場合は、その財源を現在の財政調整基金の取り崩しで対応していきたいと考えております。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 3点目ということですが、その前に1点目、2点目のところで、少し私の方としてもお答えをさせていただきますと、まず、先ほど鈴木議員からの御質問もありましたが、臨時財政対策債についての経緯ということもございましたが、その中で算定基準額のところで、算定方式が従前からは人口基礎方式という形で、人口それから単位費用、補正費用というところで算入をされておったわけなんですけれども、これでは国の方として必ずしも実情にといいますか、地方の財政需要のところに算定する実情に合わないのではないかというような中から、平成22年度からは新たに財源不足基礎方式ということで、算入方式が人口基礎方式と2つに分かれたということがございます。

この財源不足基礎方式というのはなぜかということは、基本的に言いますとその地方の財政力のところが、やはり普通交付税のところで基準財政需要額と基準財政収入額、この差異の部分、これが各地方自治体で大きな差があるのではないかと、そういう部分が勘案されないのではないかというようなことの中から、今回平成22年度に改定に至ったのではないかというふうに思っております。

この中で、町の方のところとしては、先ほど私が鈴木議員にお答えしたように、事務レベルの中では国の相対的な中で、特別交付税等の参酌にはならないということには確認はしましたんですけれども、平成22年度のところでは、まだこれは確実にそうだということが、私はまだ確認できていない状況かと思っておりますので、今回1億7,500万円の減額をして、3億5,000万が1億7,500万ということは、想定する財源不足額基礎方式による算定額、この部分はやはり少し留保しておきたいという部分もございます。今後の中で、これらも算定対象にならないということであれば、これらについてもまた全体的な見詰め直しというんですか、そういうものはしたいと思っております。

3点目のところでありますけれども、自治会への交付金ということの中で、なぜこのよう

な財源が、余剰が出てきたかということでございますけれども、これは前にも御説明申してきておりますけれども、これは国からの各種交付金制度がここ近年の中で集中的に行われたと。実例を挙げていきますと、緊急安心実現総合対策交付金から始まりまして、生活対策臨時交付金、経済危機対策臨時交付金、きめ細かな臨時交付金、公共投資臨時交付金、それから今回、今示されました2次分のきめ細かな臨時交付金というふうに、交付金制度が導入されまして、これらにおいて、先ほどの5つの交付金の中で、当町として組み込みました事業費は9億8,765万7,893円であります。交付金額は7億9,137万8,000円ということで、これらが最終的に繰り越し財源等に影響してきたんではないかと思えます。

なお、21年度において、先ほど来の臨時財政対策債の借り入れも3億4,600万円を借り入れをいたしましたものですから、これも結果的には繰り越し財源への方に回ってきているということになるかと思えます。

以上のこともありまして、財源的には繰り越し部分、最終的に言いますと繰越明許費を除いて6億1,191万6,000円が発生し、9月までに計上しました1億960万2,000円を差し引く5億234万4,000円が生じてきたということで、今回の補正等をお願いしていくものであります。

以上です。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 今、副町長が説明した話は、私もわかっておりました。ということは、人口方式の場合、やってみても要するに行政コスト等の補正係数というのが分からない。それから、国勢調査のときの人口が対象になりますね。だからその説明が全くないでしょう。だから今言われた財源不足のうち、財源対策債の増発によって対応する額を除いた残余については、国と地方が折半して補填する。折半のうち国の補填分は、国の一般会計からの加算による決済、折半のうち地方の負担分においては、臨時財政対策債により補填し、その元利償還金についてはその金額を後年地方交付税の基準財政需要額に算入する制度、これは22年度の単年度ですね。だから、来年度あたりの方式というのが、どういう形で何があったのか、その辺をちょっと教えていただきたいのと、先ほど言いましたように、職員の方も一生懸命やっていると思えますけれども、工事の発注にかかわる速度が遅い。生活にかかわるものというのは、ましてやこの前の大雨の台風が来たときなんていったら、藤川あたりの下の人たちというのは震えてたんじゃないですかね。ということはシート1枚あるだけ。そうじゃなくて、必ず暫定的に仮工事でもやって、生命の危険のないような対策をやるというのは、行政当たり前のことですよ。それをやらずに、研究しているとかこれから設計をやるなんていうのは、ちょっと行政の責任をなしていないと、私は感じますけれども、もっといろいろな意味で町民の目線で、町民の声に耳を傾けていただきたい。それじゃないと不信感がどんどん募って、結局私たちの耳にも入ってきますけれども、今までものを言わなかった人が、こういうふうを持ってくるんですよ。こういう状況になってくると、本当に議会も問われますし、行政ともども本当に真摯に、住民の生活主体にもの考えてやっていかないとまくな

いかなという感じが、最近感じますものですから、余剰金が出るほどこの財政は豊かでも何でもありませんので、まだ海とも山ともわかりませんような、きめ細かな交付金ですが、あれなんかも当てにして、僕が先ほど言ったのは答弁も何もありませんでしたけれども、どうもブロードバンドの財源のものが出てきたかなという感じがしてしょうがないんですよ。ということは、繰り上げ償還でも、いわゆる財調へ戻して、全協の話では要するに3月の補正か当初予算という話が出てくるものですから、何かきな臭い話だなと、私は個人的にはそういう感じを持ったものですから質問したわけです。

以上です。

議長（板谷 信君） 答弁ありますか。建設課長。

建設課長（大石守廣君） 市川議員から御指摘がありましたけれども、藤川集会所のグラウンドの一部崩壊の件ですが、この前全協でも若干話させていただきましたけれども、被災直後、法面の安定を図るということで法面成形をしてございます。そして、被災の原因がグラウンドから流れてくる水だということで、水が法面にも流れないということで、そういう措置もさせていただいてあります。そして、ブルーシートをかけてありますけれども、今のところ被害が拡大するおそれはないということで思っております。

そして、本工事につきましては、平成23年度になろうかと思いますが、雨期を迎えますのでその前の応急対策として、これから対策をいたしますが、その方法として土のうの大きいので、コンパックですけれども、それを法尻に並べまして、それからその上の法面に緑化ということで種子を吹きつけるということを考えています。そしてまた、被災の原因でありますグラウンドからの水が法面に流れないということで、排水の対策ももうちょっとしっかりした対策をしようということで、今からその工事を実施いたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 先ほど言いましたように、臨時財政対策債については、あくまでも算定上の問題であるということで、まずは御理解いただきたいと思っております。

それから、今回、財政調整基金の方へ算入というものは、財政調整基金というのはいまだ私どものところでは、非常に特別交付税の危険性が大きいというふうに思っております。ただ、財政調整基金へ積み上げたということは、財政調整基金は非常に運用のしやすい基金であるという中で、なるべく投下に、いわゆる今後の中でなるべく近いところで投下していきたいというそういう財源でもあるということで御理解いただきたいと思っております。

ブロードバンド関連ということで御質問がありましたけれども、うちの方としては全くそのような算入の意思は持っておりません。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 原田です。

私は、通告の内容というのは、実はこのようにして送りましたが、平成21年度の剰余金が

発生した理由、そして結果として22年度補正で繰越金を一般財源化あるいは基金化で会計処理をした顛末、現時点の提案された補正予算ですね、この顛末を丁寧に、町民にわかりやすく説明がされていればよいが、それらが割愛されているようであれば、その点を質問するということが、実はもう既に先ほど来からの質疑の中で、私のこの中での質問するものも幾つか含まれておりますので、その部分は少し外しながらの質問をさせてもらいたいと思っております。

それは、全協では一応話はされているとか、あるいはどこぞで話はされているとかという言葉は聞くんですが、議事録もない、あるいは住民が知るすべもない、こういった状況の中では、この議会しか方法、手段がないということから、議事録に残るあるいはホームページでも検索ができるというような形の中で議論がされるべきではないかというふうに思いますので、私は先ほどの先輩議員の質問を極力外す中で、佐藤町長の今回の補正予算に対する姿勢と言いますか、気持ちと言いますか、そんなところをたださせてもらいたいというふうに思っております。

実は、12月3日の全協のときには、繰り上げ償還ということがいきなり出てきたということで、私を含め、もちろん議員の大方がびっくりしたのではなからうかというふうに思うんですが、かねがね、この町の現在の景気の悪さ、住民の生活の苦しさ、こういったことは当然お感じになっておられるというふうに思います。町長はもちろん現場もよく見なければいけないと、現場が答えを教えてくれるということをおられますから、そういうふうな対策がされると思っていたところが、昨年、平成21年度、6億円の剰余金が発生した。それを繰り上げ償還とは何事だということが一つあったわけです。もっと住民の方を向いた政策があっただけではないか、そういうふうに思っていたわけです。

昨年から今年にかけて、土木事業者も倒産あるいは非常にぎりぎりの経営を余儀なくされているところが幾つも見えております。製材業者も倒産したというようなことも聞いております。そんな状況の中で、経済対策、特に昨年からの手厚い国の補正予算措置は、零細企業の救済ということまで手を打ってきていると、言葉にもあらわしているというくらいに、きめ細かな対策をしるということで交付がされているわけでありますので、それはもう十分意識を持って対策をすべきであったのかかわらず、結果的には今回のような会計処理になっていくということは、はっきり言って手が抜けていたというふうに思わざるを得ないということなんです。

しかし、今ここに至って、今すぐ大きなことをやれと言っても、6億円の剰余金を有効に活用しろと言ってもこれはまた無理だというようなことから、基金積み立てという、そういう手段ということもまた議会の方から提案がされていたわけですが、それに対して町長はなるべく有効活用していきたいと、基金の有効活用を図っていきたい、積極的に活用を図っていきたくておられるわけなんです、まさにそのところがもともとの課題であったわけなんです。

私が今町長の姿勢をお聞きしたいのは、こういった今基金化したということで、ある意味ではホッとしている部分があるんですが、この基金をどのように使って、あるいはどのような政策を打って、この地域の経済の活性化あるいは零細企業の救済、あるいは経済循環をよくするだとか、こういったところでやっていこうとしているか、この辺の姿勢をまずお聞きしたいなど、これが1点であります。

関連して、今朝の新聞で、私のところへファクスが入った記事を見て、佐藤町長の新聞社とのやりとりが書かれてありました。中を見ていきますと、私も少しこういう形で川根本町が世間の目に映っていくということは、非常に残念だなと思っております。この記事いちいち言いませんが、これに対して町長の感じていることと言いますか、あるいは釈明することがあるかもしれません。新聞記事に対してどのようにお考えになっているかということをお聞きしたい。これがまず第1番の質問です。

以上です。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 原田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、現在の町の状況を見たときに、昨年度の繰越金、これをもうちょっと使い方があるんじゃないかというお話でございますけれども、全くその点についてはそうだというふうに思っております。と申し上げますのは、大変厳しい経済状況の中で、地域には閉塞感が漂っている。そういう中で有効活用を考えていくべきであるというふうに思っております。

しかしながら、今年度は昨年度からの繰越明許ですとか、先ほども副町長からもお話がございましたように、9億近い予算を組んで、その中で7億余りの地域活性化、これは臨時交付金を使ったものでありますけれども、それをやってきているという状況の中で、ある程度は地域に回っているのかなという感じも持っております。それで、各地域から要望をいただいて、その事業を今回前倒しで進めていくという手もあったわけですが、これから3月の補正の中で、そういう部分については積極的に対応していきたいというふうに思っています。財調基金に積み立てたということで、これは取り崩しも町の考え方によってできる話ありますので、そういう中で活性化に向けて使っていければというふうに思っております。

それから、新聞記事の関係でございますけれども、きょう朝の、記者もいらっしゃいますけれども、記者と島田でほかの会議のところでお会いしまして、これがすべて僕が言ったとおりの言葉かどうかというのは、ちょっと記憶にない部分もありますけれども、記者の方からこうじゃないのと言われて、そうかもしれないといったような部分も幾分はあるというふうに思っています。ただ、いずれにしてもこういうことが新聞記事になるということは、この町にとってのイメージダウンというようなことにもなりますので、こういうことのないように心がけていきたいというふうに思っております。そのためには、何を置いても自治法なりあるいは地財法なりをしっかりと勉強して、町民の負託にこたえられるような、そういう対応をしっかりとしていかなければならないんだろうというふうに思っております。答弁になっ

たかどうかわかりませんが。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 新聞記事の件なんです、先ほどから話題にもなっております地域自治振興事業費5,000万ですね、これはこういう事業費をあわせてつくる緊急性もないではないかというような質問もあったりしているわけなんです、そのときに全員協議会での議案説明で議会から早めがよいと言われたという、こういったようなことが何か議会の方から提案があったようなふうに受け取れるわけなんです、私どもが申し上げているのは、実は先ほど言いました6億もの剰余金が出ているということ、本来の使われ方がされてないじゃないかということから、今、非常に困っている住民のために、あるいは地域事業者、業者のためにも経済対策をやるべきではないかと、ある意味では公共事業を発注すべきではないかと、こういったようなことを言いながら、さらに地域自治振興費も23年度以降にという、こういう話が出てきたから、何も住民の要望にこたえていないのではないかということから、せめて地域自治振興費、具体的にこれに向けて各自治会はコミュニティ事業としていろいろ考えてきているということで、既に動き出していると、これは夏以降町長がずっと説明してきたという背景もあるわけなんです、そういった中で、せめてこの5,000万くらいは早めにやるべきではないのかというようなことなんです。ですので、そういった背景をきちんと説明をしていただいて、そして議会ではこういうことが本来の議論にされているんだというようなものも入れないと、何か議会の責任になってきてしまうような感じがするわけでありませう。

実は、使い方についてもですね、剰余金の使われ方にしましても、なかなか有効に活性化する方法が見つからないんだとこう言っておりましたが、これもかねがね我々の方としましては、いろいろな事業の前倒しだあってあるじゃないか。例えば寸又林道、寸又右岸林道、これは3年かけて町道となった道を改修すると言っておりますが、これはやはり目的の大きな1つとして、観光道路という形もとれるわけです。そしてその周辺の景観もよくするというようなことをあわせてやっていけば、寸又峡を初めとした観光事業にも大きく貢献するのではないかと。3カ年でやるのではなくて、もっと早めに、できたら1カ年くらいでやる方法はないかとか、あるいは青部バイパスのなかなか遅延が問題になっておりますから、青部バイパスのさらなるバイパスと言いますか、県道をもう少し早く拡幅する方法はないだろうかとか、いろいろな提案もされているわけです。そういったようなことを既に提案をしているということですので、町長のこれからの具体的な活性化への基金の使われ方ということ、ぜひ真剣にそして早急に考えていただきたいというふうに思うわけです。

実は、やり方につきまして、町長はこういうことも言われました。今、事務手続が煩雑になっていて、職員も非常に混乱をしてくと。こういった新しい事業が入ってきますと、事務手続上のネックが生じるということから、なかなか手続が進まないというような話もありましたが、実はこういったような設計をするということも、町内の観光協会だとか、あるいは商工会だとか、こういったところの人材を使うということ、あるいは設計委託をし

てそして各土木事業者、そういったようなところで設計をしてもらおう。設計施工というよう
なやり方もあるわけです。民間ではそういったことをやりますけれども、いろいろな方法を使
うことによって、活性化するための基金が有効に使われていく流れが出てくるんじゃない
のかなと思います。そういったことから、ぜひそういった新しいと言いますか、今までにな
いアイデアかもしれませんが、そういう思いでこれらに取り組んでいただきたいなというふ
うに思います。職員だけですべてやってしまうということではなくて、外部委託ということ
もあります。アウトソーシングですね、そういったことも含めて、ぜひ早急に検討していっ
ていただきたいというふうに思いますが、その点をお聞きします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） いずれにしても、いろいろな方法があるというふうに思います。外に
委託するというのも含めて、皆様方の御意見も聞きながら、いろいろなものを取り入れる
中で前向きに考えていきたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） ぜひお願いします。具体的な提案もさせていただきましたので、ぜひ
そんなことも参考にしてよろしくお願ひしたいと思います。

3点ということだと思いますので、最後になります。繰り上げ償還とか一部償還をする
ということで、これはおかしいのではないかと、これはまずいではないかという一つの理由に、
私はそもそもこういった縁故債なるものは地域の企業、金融機関、こういったところとの連
携というものが重要になってきている。こことは地域の活性化と言いますか、地域振興とい
うところに大きく今までもかかわってくださっていたし、これからもまた期待をしていかな
ければならないだろうと思っています。島田信用金庫さんにしても、JA大井川さんにして
も、川根本町のことを本当に一生懸命考えてくれている。具体的な提案もされていると思
います。

そういったところに対して、ルール上は特に問題はないんだということで、繰り上げ償還
をするということになりますと、実はこういった利息分でビジネスをやっているという、そ
ういった金融機関は大きなダメージを受けるはずなんです。しかし、約定書の中にはそうい
ったことが入っていないから、一括繰り上げ償還してもいいんだというような答弁が、全協
の中ではあったんですが、これはやはりいかなものかという感じがするわけです。そうい
った地域として、一つの金融機関も含めて、この地域をどう活性化していくかということは、
やっぱりこれから取り組んでいく姿勢が必要ではないかと思っています。その点を最後にお
聞きして質問を終わりますけれども、よろしくお願ひします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 確かに、資金は血液でございまして、金融機関とのおつき合いですが、
できるだけ島田信用ですとかあるいは大井川農協、そういう地域の金融機関を使わせていた
だくということでおつき合いをさせていただいております。

そのような中で繰り上げ償還というような御提案を当初させていただいたわけですが、これについても一応島信さん、農協さんとはお話をしながら、できればこの地域に資金需要そのものが減退しているということでもありますので、自治体への貸付金というものは、銀行にとっては大きな部分を占めるというふうに思いますが、町の財政運営の中で、それだけで考えていいものかどうかあれですが、そういう中で提案をさせていただいたものであります。今回、基金に積み立てるということで、繰り上げ償還は取りやめをしたわけではありますが、今後とも地域の資金を流す、血液を流す金融機関として、既に千頭にはお店もなくなっておりますので、そういうことでぜひとも信用金庫、農協には地域の金融を担っていただかなければならないというふうに思っていますので、そういう点も含めて、今後おつき合いをしっかりとさせていただきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 先ほど新聞の記事が話に出ましたので1点だけ聞いておきますけれども、この中で、こんなに交付税があるとは担当者も読めなかったようだとされておりますので、職員にしてみれば果たしてどうだったかということと、予算編成の素人でもありということですが、役場として、組織としてこういう仕事をしておりますので、予算にかかわっているところが素人だったのかと、これは本人が素人だったというようなものにとれますけれども、役場全体として、町長としては組織を動かすわけですから、この点を総務課長、こんなに余剰金があるとは担当者も読めなかったようだと、町長はこの面ではとれますけれども、課長、答弁をお願いします。何月ごろからこのぐらいの余剰金があったかというのは、もう当然わかっていたと思うんですけれども、お願いします。

議長（板谷 信君） 再三注意しますけれども、答弁者を指名しないように。こちらでします。総務課長。

総務課長（西村太一君） 担当者の方としましては、先ほども副町長の方の答弁の中でも申し上げましたけれども、限度額いっぱい起債を借りておまして、このような臨時財政特例債を発行限度額のほぼ満額を21年度に借りたということで、その辺で考えていたところ、また地域の活性化交付金が来たという形で余剰金が出てきたというようなことは、以前から承知はしておりました。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 通告してないんですが、非常に重要な点だと思いますのでお聞きしたいと思います。

新聞記事で答えられて、議会が地域自治振興の方を早くやれと言っているようなという表現があったんですが、これは誤解してそうなっていますからただしますと、10月の全協でこれに関連する資料が配られて、そこから始まったものですから、早々にある自治会には、区長さんももう事前に町長言ってありますから、この前の全協の資料の数字が入ったのが、各自治会の区長さんのところに回っていたわけですが、もう検討に入っていたということで、徳

山あたりはもう相当検討しちゃって、引くに引けないからやらなければならんなどということの結果で、議会が進めたような話になっているということだけは承知しておきたいと思うんです。

それに関連するんですが、11月20幾日かに区長会がありますね。この要項と申しますか、示されると思うんですが、実はこの要項をちょっとあれしたんですが、この資料が回って数字が入ったのを検討している自治会というのは、おおよそ4分の1か3分の1くらい、前向きに。あとはまだわからないんですよ。と言いますのは、私の梅高もそうなんですが、自治会というのは毎年役員交代するときに、各組長さんとか班長さんが隣保班の中で回り番で回して、組長さんが集まってその中から区長さんを選ぶというケースが多くて、高齢化の中ではそういう非常に衰退した状況で自治会を維持しているわけなんです。ですから、これを受け切れるような状況にない自治会が多いということを前提にして考えなければいかんということなんです。そういう自治会であるからこそ、要望事項を町に出しているんです。自分たちではできないから。それを今度はお金をやるから、あんたたちが全部つくって、事務事業をやって、申請書をつくって、何なら見積もり等やれよと、こういう話ですから、ある面丸投げの事業を役場がやっているというふうにもとれるんです。

だから、ここの34地区、旧本19の旧中15の自治会ですが、この中の要望書の内容をよく見るよというのは、そういう自治会の高齢化の背景があるんですよという意味なんです。お金ばかりじゃなしに。ぜひその辺をよく検証した上で、区長会に臨んでいただきたいということと、それから、これにはお金の流れが入ってないです。区へお金が入って、区が業者に払うのか、業者が直接払うのかとか、見積もりには業者がやるよとかいうんですが、その辺のシステムが明確でないと、余計自治会の方は困ると思います。これを飲み込めない自治会が非常に多いということで、私から言わせれば不備な要項だと思います。

最初から申請期限はと書いてあるんですが、その内容は23年度までに完了できる事業であることと括弧書きしてある。申請期間と事業完了というのは全然違ってくるということなんです。ついでに言えば、これを受けて、今月末に区長が受けて3月までの、2月から大体自治会の役員交代が始まりますから、これを引き続き継続審議する自治会の余裕がないもんですから、大変なことになるということにいかないと、もう少し役場としての指導力を発揮してもらいたいという点が考えられますので、ちょっとその辺だけ答弁いただきたいと思います。確認の意味でお願いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 新聞報道の流れとしては、太田議員がおっしゃったとおりだというふうに思っています。準備不足、要項の中にも不備があるというお話しですけれども、そこら辺があって、12月の補正の中で、その部分にとっては確保するが、実際には不備の部分これから詰めていかなければいけない部分もあるもんですから、そういう意味で具体的には新年度にいつてしまうのかなというようなことでの、当初の話だったわけです。

ところが、それでは今まで言ってきたことと違うのではないかとということで、急遽今回の補正の中で1月から実施できるような体制にしたということで、その中に幾分かの不備があったということは認めざるを得ないというふうに思います。

今回、アドバイザーというような形で、役場の職員もお手伝いができるような体制を整えていきたいというふうに思っています。この役場の職員のお手伝いの部分については、法に抵触するようなことのないように、手伝える部分とそれから地域でやっていただく部分、しっかり分けて取り組んでいきたいというふうに思います。

いずれにしても小さな自治会もございますので、高齢化が進む中で、なかなかこのような事業を十分にこなせるかどうか、そういう部分も御指摘のようであろうかと思えますけれども、できるだけ地域にとって使い勝手のいいものとなるように、配慮していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 大変気になるところは、役場の職員のアドバイザー的な扱い方で、事務事業、書類のつくりとかそういうことになると、非常にこれは微妙な問題で大変なことになると思うんです。ただ、私の梅高の例を言いますと、役場の職員が庶務をやっているならば非常に楽なんですけれどもね。そういうことなんです。

もう一点は、やっぱり23年度だけの限定でいいのかと。お金も残っているんで。水川の話がありましたけれども、戻す年度内の事業と24年度に延長できる部分というのをどう考えているか、最後にお答えいただきたいと思います。明確に。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 地域アドバイザーですけれども、例えば今言われたように、各区のところに役場の職員が住んでいて、そういう方々は積極的に庶務とかいろいろな活動に参画してくれているというふうに思っておりますけれども、現実、各それぞれの自治会にすべているわけではないものですから、そういう意味では役場の職員、地域を越えて、各地域にそういう相談とかいろいろなお手伝いをしてもらうということも含めております。

もう一点、24年度に繰り越すかという事業でありますけれども、あくまでもこれは22、23の事業であるということの中で、やはり最終的に繰り越しというか、事故繰り越しのようになるとか、そういうことがあれば勘案されますけれども、基本的には23年度で消化していただきたいということで考えております。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は13時からです。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時00分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

今回の一般会計補正予算、3号に反対の立場から討論を行います。

まず最初に、今朝の中日新聞1面トップに、地域自治事業交付金に対してばらまきではないか？というふうに副見出しで書かれていましたけれども、この地域自治振興事業交付金ですけれども、10月の全協で出されたときに、私も目的を定めない事業はばらまきと言われかねないと、だからもっと各地区から出ている要望など、やっていないものに対してもっと執行すべきじゃないかというふうなことを言ったんですけれども、こうやって新聞に書かれるということは、非常に町民に対する受け取りというんですか、町民の人たちがまた議会が何をやってるんだというふうなことも言われかねない、本当に議会にとっても重いものだなと思います。

これから討論の中で明らかにしていきたいんですけれども、今回の補正予算にはリフォーム補助金や凍霜害補助金など、町民の皆さんが待っていたというか、期待、要望にこたえるものも出ていますけれども、質疑でも明らかになったように、凍霜害補助は茶園300坪で1,000円ぐらいの補助ということで、本当に茶農家の人たちが抱えている苦しい状況、凍霜害補助ということで限定しているわけですから、そこに限って言っても、それでも1反歩1,000円の補助というのは、余りにも支援の規模が小さ過ぎると思いますし、家具の固定補助も大幅な減額をしまして、250万の予算に対して150万も減額をするということで、積極的に利用を勧めるということも質疑をさせていただいたんですけれども、なかなかそういう答弁が示されませんでした。

また、雇用の安定が求められているときに、同じ仕事をしながら、正規職員を臨時職員に切り下げているではないかという塵芥処理費のところで質問したんですけれども、それに対してはほかのところに移しているから、決して切り下げではないというふうな答弁がありまして、本当にそれは全然質問にかみ合っていない答弁だということを言わざるを得ません。今回の補正予算の中で、給与の減額が全部で4,580万、補正で減額されているわけです。これは先日の臨時議会で、職員の給与引き下げ、職員の期末手当など給与引き下げがされて、教育長など不在ということの大きな減額の要因もあるかもしれませんが、そのときに私は、こういうことを本当に具体的に指摘をして、もっと職員に働き方が足りないんだから減額するんだということでしたら、それは職員の人たちも頑張ろうという気になるかもしれませんが、こういう形で減額をしていくというのでは、ただただ町の景気対策にも何

もならないじゃないかということ指摘して言ったんですけれども、今回、教育費などでは本当に人件費の減額しか載ってなくて、カットはしていないというふうな答弁があったんですけれども、本当に要望がなかったのかと、確認することはできませんけれども、じゃあ今年度の予算編成には要望は出てこないんでしょうかねと言いたいような答弁で、私は非常に納得できないものを感じました。

繰り上げ償還については、事業費をできるだけ住民に納得得られる事業を計上した上で、それでもし利子分の節約や特別交付税での減額などがあるということで、ペナルティーがありますよというような説明をしてくれれば、議会も今回みたいな大きな反発はなかったと思うんです。それがきちんとした事業費計上がされていない。今回、この繰り替えで出てきた事業費もわずか3,000万円増額になっただけです。緊急の事業だから計画できないということで、基金に4億円も財調に積み込むということですが、その財調の使い方のところでも、町長はできるだけ住民の要望を聞き入れて事業実施をしていきたいというふうなことを言われていますけれども、私が長年の懸案事業である北小の問題、あるいはサッカー場の問題、市川議員も藤川のグラウンドの問題、そういうものを指摘しましたけれども、私の方の答弁では、大きな事業だから短い期間でなかなか計画が立てられないことで、懸案事項になっているんだという、そういう答弁で、大きな事業だから懸案事項になっているのではなくて、大きな事業だからこそこういうときに、普段やれなくてお金が見通しが立たないからやれないことを、こういう財源の見通しが立っているときこそ本気で考えるべきではないかと思うんです。そういう意味で先ほどの答弁は全く納得できるものではありませんでした。

今回、繰り上げ償還をやめて財政調整基金に繰り入れるということで、もしかしたら特交での減額もあるかもしれない、あるいは利子分が8,000万ぐらい繰り上げ償還すれば節約できるんだと説明されたことも、これで御破算になってしまうという状況が出てきたわけですが、他の議員が言われたように、議会の意向はできるだけぎりぎり、議長も言われたようにぎりぎりの行政サービスに使うべきじゃないかと、そこを示してほしいというのが議会の意向であって、それに到底こたえている状況だというふうには、私は判断できません。ちゃんと議会ともっと話し合いをして、1回だけとかいうことではなくて、話し合いをして本当に納得できる組み替えをやるべきではなかったかと思います。中日新聞に町長の談話として、こんなに交付金があるとは思わなかったような記事が載っているわけですが、それはとんでもないことで、今年の年度初めから財政担当の職員の方はお金が余ったら大変になるから、繰り上げ償還を考えようということで、どこからの指示なのか、財政の担当の職員の人たちが町の財政のことを思って考えたのかちょっとわかりませんが、もう既に金融機関に行って繰り上げ償還をやりたいけどという相談をしているという話もされたので、とてもわからなかった交付金ではないはずです。しかもその交付金というのは、緊急経済対策交付金とか生活支援金とか、そういうふうに本当に使ってほしい、使わせるために交付している、党利党略みたいなのところもあったり、それこそ国の方でのばらまきだとか、

財源が確保できないとか、そういう問題もいろいろあるわけですが、でも来るということはわかっていたわけですから、しかもそれは事業をやって町の人たち、業者さん、いろいろな人たちを元気づけるために交付されたお金ですので、しかもそれは9億8,000万円の事業を考えて7億円それに交付がされたということも答弁されましたので、事業をやっているならば余るわけではないわけで、結局当初予算でやろうとした事業を、基金を取り崩しをやめたり、借入れを減額したり、一般財源を使う予定をしていたのをこの交付金を使ったり、一般財源じゃないですね、そういう財源を組み替えただけで事業を代えてしまったことで、新たに9億8,000万円の事業を組み立てての交付金ではなかったということ、結局証明しているわけで、本当にこの点で言えば、職員の人たちあるいは行政のトップにいる人たちの責任というのは非常に重いと思います。

余りにも今回の補正予算で出された期待の補助金や事業費がわずかな金額で、今回早急に見直され、改善されることをみんな期待していたわけですが、生活が大変という町民の声にも、その声の住民の一番身近にいると私たちは思っているんですけども、議会の意向にも沿うことができない内容であるということを指摘しまして、まとまりませんけれども、あとは一般質問で頑張りたいと思いますので、ぜひ私が指摘しましたことを、行政、町長、胸に置いて一般質問に対応していただきたいということを最後に申し上げまして、この補正予算には賛成できない立場で反対討論とします。

議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、高畑君。

11番（高畑雅一君） それでは、私は議案第59号、平成22年度川根本町一般会計補正予算、3号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の補正予算の主なものは、特別職の期末手当、一般職の給与、職員諸手当、職員の共済組合の負担金の減額または増額、川根本町地域自治振興事業交付金が5,676万3,000円、そして款項目においては、3款でございますけれども民生費、2項児童福祉費においては子ども手当の1,775万円の増額、そして6款農林水産費では、凍霜害農家の支援金を含めた1,222万7,000円の増額、7款商工費においては住宅リフォーム推進事業補助金の300万円、登山道整備費委託料として600万円、また土木費、道路維持費ですが、小規模修繕事業委託金として300万円、工事請負費として2,000万円の増額をして2,270万円等の増額が盛り込まれております。

先ほどから話題になっております財政調整基金積立金においても、今後川根本町の経済活性化を促進するために計上されたと、そういう説明がありました。ぜひ、町の活性化に使っていただきたい、そんなふうに考えております。

しかしながら、日本経済の悪化を受けて、私たち川根本町の地域住民の多くが景気回復の実感を感じられない今、地域産業の立て直しや経済活性化に十分とはいかないまでも、行政の取り組みがこの補正予算の中には見られております。

また、川根本町地域自治振興事業においては、自治会の業務を支援するために町職員がア

ドバイザーとして参画をし、町と地域住民が協働してまちづくりを進めていく姿勢も見受けられます。

以上のことから、今回の補正予算は適切であると考え、賛成といたします。

議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、議案第59号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第59号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号 平成22年度川根本町後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

議長（板谷 信君） 日程第9、議案第60号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第60号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ314万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,324万4,000円とするものであります。

これは、被用者保険の被扶養者であった人の均等割軽減分が22年度も継続されることになったためのものです。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

事項別明細の後期高齢者医療4ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金は314万4,000円の増額です。これは被用者保険の被扶養者であった人の均等割軽減分が22年度も継続されることとなり、負担金が増額となったためであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の後期高齢医療3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は314万4,000円の増額です。これは、歳出の増額分である保険基盤安定負担金を県と町の負担割合で繰り入れるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第60号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（板谷 信君） お諮りします。

12月10日から12月16日までの7日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、12月10日から12月16日までの7日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時20分

平成22年第4回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第 2 号)

平成22年12月17日(金)午前9時開議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結について

出席議員（12名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	中田隆幸君
5番	小藪侃一郎君	6番	原田全修君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	市川昌美君	10番	鈴木多津枝君
11番	高畑雅一君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	西村太一君	企画課長	森下睦夫君
税務課長	筒井佳仙君	福祉課長	柴田光章君
生活健康課長	西村一君	産業課長	鈴木一男君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	羽倉範行君
教育総務課長	羽根田泰一君	生涯学習課長	中澤莊也君
会計管理者 兼出納室長	山田俊男君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開議 午前 9時00分

開 議

議長（板谷 信君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。なお、説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

一般質問

議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、中澤智義君、市川昌美君、小藪侃一郎君、太田侑孝君、鈴木多津枝君、中田隆幸君、原田全修君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁するようにお願いします。

それでは、8番、中澤智義君、発言を許します。8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 皆さん、おはようございます。

今年もあと数十日となりました。22年度も3分の2が終わりました。今年度最後の定例会の一般質問です。私を含めて、ただいま議長がおっしゃったとおり、7名でございますので、時間的にもきついと思いますので、端的に行いますので、行政当局も歯切れのいい答弁で対応していただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

まず、1点といたしまして、22年度佐藤町政のもとで新規に取り組んだ中国浙江省竜泉市との友好提携事業について伺いたいです。

昨年12月3日、静岡県知事「平太さんと語ろう」の知事広聴会で、知事が日本一の川根茶を世界的有名な名器、中国竜泉市の青磁の陶器で飲んでみてはとの遊び心から進められた竜泉市の友好提携、町長は即座に反応して、3月には職員を竜泉市に派遣し、竜泉市の意向を確認して、本年度499万3,000円の予算を計上して、この友好事業に積極的に取り組みました。

川根本町はやる気があると県から高い評価を受けたこの友好事業、現在どのように進められているかお伺いします。

もう1点、9月の定例会、私の一般質問で取り上げました千頭温泉の件ですが、現在孔内管の清掃中であると聞いていますが、どのような状態で、どのような状況なのか。また、その後どのように対応するかお伺いします。

また、その他の温泉地、寸又峡、接岨峡の今年の入り込み状況についてどんな状態である

か。前年、前々年と比較してどのような状況にあるか、その点をお伺いしたいと思います。

それぞれの回答をいただきました後、一問一答方式で質問を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（板谷 信君） ただいまの中澤君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） おはようございます。

それでは、中澤議員の一般質問にお答えをいたします。

御質問の日中友好事業の見通しと今後の対応についてということでございますけれども、昨年12月、知事広聴で川勝知事から提案がございました中国竜泉市との友好提携であります。これまでも議会等で報告してまいりましたとおり、3月に静岡県職員の方と一緒に初めて竜泉市を訪問し、8月には上海万博のステージ参加も兼ねながら、第2回目の竜泉市の訪問をさせていただきました。その際には、中澤議員と高畑副議長にも参加をしていただき、竜泉市長とも親交を深めていただきました。

その後、10月には3776のふじのくに友好団の一員として、私、板谷議長、それから山本議会運営委員長も中国浙江省を訪問し、その際、尖閣問題の真っ最中ということで、お会いすることはかなり厳しく、調整困難であると県から報告を受けたまま訪中したのでありますが、幸いにも杭州において竜泉市長とお会いすることができ、交流を深めることもできました。

さて、今後の対応ということでありますが、とにかく相手があることであり、これまで当町から三度の訪中が行われ、その都度熱烈な歓迎を受けてきました。ぜひ今後については、竜泉市長さんをはじめ、多くの竜泉市の方々にこの川根本町に来ていただき、この町を知っていただきたいというふうに思っております。その際には、私たちもおもてなしの心を持って、温かく歓迎の意を表していきたいというふうに思っております。

竜泉市の方がお見えになり、こういった感想をお持ちになるのか何ともはかりかねるところではありますが、行ったり来たりを繰り返すことでお互いが交流を深めるために何が有効な手段なのか見えてくるものがあるのではないかと考えております。

方向といたしましては、今後も慎重を期しながら、相互の交流を深めていきたいというふうに思っております。

先般、竜泉市の国際担当の方とも連絡をとったところではありますが、来年7月から8月にかけて川根本町に来ていただける計画があるというふうに伺っております。

これからも年が明けましたら、竜泉市長あてに、ぜひ来町していただけるようにお手紙を送るという予定でおります。

次に、温泉事業についてであります。

まず、千頭温泉の現況と今後についてということでありますが、千頭温泉は、御存じのとおり、今年の初めにポンプが故障、その原因を突きとめるべく7月に調査を行いました。温泉鋼管の汚れがひどく、また湯量の減少、温度も低下していることから、再度温泉鋼管内の洗浄及び温度、湯量の確保調査を行っているところであります。

この調査の進捗状況であります。12月10日に洗浄作業及び深度層の温度調査が終了いたしました。13日からポンプを据えつけ、完了後、揚湯試験と同時に揚湯温度、湯量の調査を実施し、その後報告書が提出される段取りとなっております。

報告書が提出された後、1月中旬になろうかと思いますが、利用者への説明、温泉審議会等を開催し、方向性を見出してまいりたいというふうに考えております。

合併前の本川根町時代は、観光立地を掲げ、千頭駅前を奥大井への玄関口として位置づけ、整備を進めてきたという経緯もございます。観光は温泉あつての観光であり、今後も千頭温泉は町中心域の活性化を図るべく観光資源の一つとして位置づけ、復旧に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、各温泉地の観光入り込み状況についてであります。まず最初に、寸又峡温泉への入り込み客数ですが、平成22年度の宿泊者数につきましては、まだはっきりした数値がつかめておりませんのでお答えすることができませんが、平成20年度と21年度を比較しますと、20年度が5万2,150人、21年度は4万8,841人で、前年度に比べて、21年度は93.8%と減少しております。接岨峡温泉については、平成20年度1,403人、21年度は1,511人と少し伸びてはおりますが、依然として厳しい状況が続いているということには変わりございません。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） ただいま町長のお話を聞きましたけれども、私たちが高畑議長と8月の上海万博に出展したイベントに参加いたしましたので、その足で竜泉市へ友好表敬訪問に訪れたわけです。そのときに市長並びに竜泉市の共産党書記とお会いしまして、早い機会に一度川根本町の方へ訪れたいと、副市長を中心に団長にして行きたいと。今年度中ということをはっきり言っていたわけですが、それは9月ですか、広報等にも載っていたと思うのですが、その辺の食い違いがあると思うのです。町長は先ほど来年の7月ごろ向こうから来たいというようなことがあるということですが、その辺の話し合いというのですか、連絡というのですか、それはどういうふうにとっているのですか。その点をお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今年度内に初め、中国からこちらにお見えになるというようなお話もあったわけですが、たまたま尖閣諸島の問題ですとか、そういう問題があったということもあるかと思いますが、ただ中国という国は今回の上海万博に合わせての3776訪中団、私たちも10月に行ったわけですが、静岡県と浙江省という間のいろいろなイベントについても、なかなかスケジュールが細かく決まりかねるといいますが、突然変わるというようなことが中国という国ではそう珍しくないというような状況も伺っております。そういう中で、これからおつき合いしていくということでございますので、いろいろな難しい点はあるかと思いますが、今中国とのいろいろな話は県の日中友好協議会、これを基本的に通して進めさせていただいております。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 今県を通じてやっているということですが、この前私たちが訪中したときは、向こうの通訳が浙江省から派遣されておりまして、これからは、それではその通訳を通じて直接話をしたらどうだということを私たちも言ったわけです。そのことに前向きで、これからは川根本町と直接話をしたらいいじゃないかというような意向だったのですが、これからはずっと県を通じてやっていくということになると、ちょっとそこは違うじゃないかと思うのですが、友好都市として。その点はどうなのですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今、中澤議員が御指摘のように、8月の訪中団、その中に参加した崔紅さんとおっしゃるのですか、あの方ももちろん中国竜泉との日程調整等については話し合い、電話で連絡はしております。今回も連絡していただきまして、崔紅さんを通して7、8月というお話は伺ったものであります。

ただ、まだ友好関係が成立したわけではありませんので、一応県の知事からのお話があって着手した事業でありますので、やっぱり県と浙江省との間の関係、これはその上に沿って進めていくということは大事なことだというふうに思いますので、そういう意味で日中友好協議会のお力も借りながら進めていきたいということでもあります。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） そういうことになりますと、当然ながら来年度もこの事業は進めていくと、こう判断するのですが、今年はまだ来年度の予算を組んでいると思いますが、当然ながらその事業に対して予算の計上もしていくということですね。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 先ほど申し上げましたように、7月から8月ごろにかけて一応お見えになるという予定を今検討してくださっているというところでもありますので、当然それをお迎えする予算等については計上していきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 中澤君。

8番（中澤智義君） 本年度予算を組んだわけですが、今までにどのぐらいの予算を消化しましたか。わかりましたら。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 正確にお答えはちょっとできませんけれども、200万円余は利用させていただいたと思います。その中で上海万博の案件もございまして、静岡県各市町村振興協会から200万円弱の助成金をいただいている事業も執行しているところです。

以上です。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） この友好事業は各市町村でも行っております。そうしたことも参考に進めていったらいいじゃないかと思います。私もこの事業については反対するものではありません。

ません。交流を通じて、文化、経済、さらに地域の相互の理解を深めて、ともどもの発展あるいは2つに結びつくことが大切であると、こう思いますので、むしろ積極的に進めていただきたいと、このように思います。

それでは、中国友好事業についてはこれまでにしまして、次に、温泉につきましてお話をしたいと思います。

千頭温泉は9月の補正を受けて、現在鋼管内の洗浄中とのことですが、どこの会社が行っているか、また入札でやったのか、随契でやったのか、幾らで受けてやっているのか、この点をお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 9月の補正での揚湯試験の事業者ですが、日本エルダルト株式会社でございます。それから、契約方法につきましては、5社による指名入札で行っております。契約金額につきましては1,291万5,000円でございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 洗浄が終わりましたら、この前の全協でも説明がありました仮ポンプをつけて、揚湯試験を行うということですが、要は試験について非常にポンプをつける位置が大事ではないかと思えます。ということは平成11年にこの千頭温泉は配湯が始まったわけですけれども、当時は1,008mですか、そこにポンプをつけて、各旅館、温泉施設に配湯したわけです。

しかし、4年後にポンプが故障しまして、そして2,540万円の経費をかけて、新たなポンプをつけ、7年間の経過、そのときには600mの位置にしまして、7年間もったということは、ポンプは負荷がかかりますと寿命が短くなるわけです。深くなるということは、それだけ負荷がかかるということで、最初1,000m、そのときは33度の温度が出まして、120、そうした量があったわけですけれども、14年の故障のときには600mで温度が25度、温泉という名の許可になるぎりぎりの温度を守ったということで、皆さんも御存じのとおり、自噴しない千頭温泉、しかも成分も少ないということで、温度を保たないと温泉というお墨つきがもらえないものですから、そうしたことで深さというのが非常に問題だと今度も思うわけです。

恐らくこの前の審議会のときに、中央温泉研究所の職員が言っていましたが、ポンプの寿命は10年、ところが、使い方によって8年にも6年にもなるということが指摘されました。そうしたことで、恐らく1,000mから600mにしたということで7年もったと、こう思うわけですけれども、今度も恐らく同じようなことが起こるのじゃないかと私は想定しています。この点についてちょっと行政の方の考えをお伺いします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） お答えいたします。

中澤議員おっしゃりますように、当初1,008mのところで行ったのですが、14年にポンプが停止、その後14年2月から4月にかけて深さ611.1mのところに行きつけました。その後、昨年湯量、また温度等低下したということで、取り替え工事をいたしましたが、なかなか深い部分でありますものですから、目に見えない部分というものがたくさんございます。この点につきましては今後点検等を重点的に行きつけたいと思っております。以上です。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） ただいま洗浄中で、これからまた揚湯試験を行うということで、その後審議会にかけるといことですので、もう1点ちょっとお話を聞かせていただきたい点がございます。

ということは、平成21年にポンプの取り替えを行う。そういうことで供給を停止したときに、貯水槽のタンクを清掃してございます。非常に汚れたということで清掃したということをお話を聞きました。その前には平成18年、このときにもタンクの清掃をしてございます。恐らく11年に配湯して、それから14年に故障したと。その時分にも恐らくタンクの清掃をしたではないかと思うのですけれども、私のところで調べる資料がございませんので、その辺はどうでしたか、ちょっとお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） タンクの清掃につきましては、今回のポンプの故障と関係なく、タンクの清掃につきましては、そこに沈殿物がたまるものですから、3年に一度計画的に清掃を実施しております。配管等につきましては、あそこは単純泉でございますので、さほど管には付着しないところもあありますが、今後配管の方につきましては、状況を見ながら実施になるかと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 供給管、配湯管が単純温泉なので、汚れないという今お話でございましたが、私はタンクが沈殿してたまるというのですから、3年に1回清掃しているということなら当然管も汚れる、私はそう思います。管の汚れもさることながら、恐らく管の耐用年数というのものもあるのではないかと思いますので、その点をちょっとお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 配管の方につきましては、耐用年数を見ながら順次交換になるかと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） このとおり千頭温泉は恐らく私の想定かもしれませんが、自噴しないということで、ポンプをつけなければ温泉が上がってこないということですので、恐らく定

期的にこのポンプの取り替えは必ず来ると、こう思います。さらにただいま課長からもお話がございました。管を取り替えていくということですが、この管は最初の、当初の配管工事等の経費を見ますと、まあ、設計料なんかを含めてもそうですが、1億2,500万円かかっています。恐らく設計料は要らないと思いますけれども、恐らくそれに近い金が順次かかっていくと私は思います。

9月の私の一般質問の千頭温泉の中で、千頭温泉にかける予算、財政の負担、これと地域の活性化、温泉による活性化、この両面を見て判断していかなければならんということを町長はおっしゃいました。これからも財政負担がかかっていくということは明確でございます。千頭温泉に限らず、寸又峡、接岨でも同じかと思いますが、しかし、地域に貢献するかどうか、このことが大切でございまして、そうしたことを考えると、果たしてこれからもこの千頭温泉による地域の発展が望めるかということが非常に問題だと思えます。

千頭温泉の質問の中の最後には、佐藤町長もそうしたことを検証して、あるいは場合によっては地元の人や温泉利用者の人たちと相談の上、供給をやめることも想定して考えなきゃならんということをおっしゃいましたが、まさにそのとおりで、そうしたことを考えると、少なくともこれからの温泉審議会等にある程度そうしたことも含めて諮問し、さらに温泉条例を見ますと、供給する側の事情により、温泉をやめるというような条例というか要綱というものがないような気がしますが、その点についてちょっとお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 温泉条例の関係でございまして、温泉を供給するということの中で、温泉を廃止する場合について特に規定していなかったというふうに思っています。要は温泉としてある場合には、継続して供給する一応責任があるのではないかなというふうに思っております。したがって、その温泉の成分を持っている、あるいは温泉としての温度を持っているという前提があれば、供給をしていくというのが基本だろうというふうに思っております。

ただ、中澤議員が御指摘いただいたように、利用者が少ない。その予定した効果が得られないという状況が続いていくということであると、これは必ずしも町の財政にとって好ましいことではありませんので、何とかお客様が増える。そして地域に波及効果が及ぶような、そういう誘客なり業者としての自助努力、そういうものを促していく、そういうことが必要になってくるというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 千頭温泉の場合、先ほどもちょっと触れましたけれども、当初は非常に1,000m余で深かったものですから、温度も保てたし、湯量もあったと思います。しかし、ポンプの負荷が大きいということで、600mで温泉を維持したということで、非常に湯量が3分の1に減ってしまったと。だから、この千頭温泉のもう宿命的なものだと思うのですが、これから、じゃあ旅館が増えた、増やそうと、やろうとしても、ちょっと温泉の量

に限界があって、そうしたものの展開というのは望めないと思うのです。そうした中で、そもそもいろいろなことを考えた場合に、やはりたとえ温泉が今の状況が保てても、財政負担をたくさん、これからもかかるということになったら、当然ながらその辺は大いに問題になることじゃないかと思います。そうしたことを考えて、温泉条例の中に、やはりそうした条項も入れる必要があるのではないかと思います。この点はいかがでしょう。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 恐らく温泉条例を持っている地域というのほかにあるのではないかとこのように思っております。したがって、そういうところの事例も見せていただきながら、必要な文言についてはつけ加えていくということについては検討していきたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 千頭温泉につきましては、この後また温泉審議会が控えておりますので、そうしたところでいろいろ検討して、ここの議員の中にも委員が4人ほどおりますので、そういう人たちにこうした問題をひとつ検討していただきたいと、このように希望いたします。

続きまして、寸又峡温泉についてお話しいたします。

私も温泉は好きですので、地元の温泉を機会あるごとに訪ね、そして入浴して、観光客とよくお話をいたします。接岨もそうですが、寸又もそうです。非常にお客さんの温泉に対する印象は好評です。非常にいいお湯だと言って、みんな絶賛します。しかし、先ほど町長から観光客の入り込みについて説明がありました。年々減っていくということでございます。地元に行って聞かしても、全盛期の半分だ。3分の1だということを聞きます。

私は以前、2、3年前、たしか町で九州の黒川温泉の後藤さんをお招きいたしまして、いろいろ講演やらアドバイスを聞いたことを思い出すわけですが、私も機会がありましたので、黒川温泉はどんなのかなと思って訪れてみました。非常に私たちの寸又峡温泉、接岨峡温泉よりは少しちょっと周りの環境というか境遇あたりは悪いのじゃないかなと見たわけですが、しかし、非常にその温泉街は黒と黄色で建て物を統一いたしまして、お客様を迎えるという、そうした雰囲気、そうしたものが非常にすぐれているなど。そうした印象を得まして、この点がうちの方のあれと違う。そんなふうに思いました。佐藤町長も一度訪れたということを知りましたが、その点、佐藤町長はどんな印象を得たか、ちょっとお伺いしたいと思いません。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今大変人気のある温泉地、黒川温泉でございますけれども、黒川温泉と、それから湯布院温泉、それから長湯温泉、3カ所を見てまいりました。そして、それぞれその地域リーダーを果たした方とお会いしてお話をしてまいりました。

これは県庁にいらっしゃいます溝口久さん、この方は最初湯布院の公募で観光協会の事務

局長になった溝口久さんでございますけれども、彼が御厚誼願っているものですから、彼の御案内で黒川温泉では後藤哲也さんですか。黒川温泉のドンと言われるカリスマでございますけれども、夜一緒に、昼間は現場を見せていただきまして、夜は後藤さんは最近脳梗塞をやられて、言葉もちょっと聞きにくいところがあるのですけれども、熱心に熱く語っていただきまして、いろいろなお話を伺ってまいりました。後藤さんは、みずから洞窟温泉をつくったり、露天風呂を御自身でつくられたのですけれども、そして周景、木を周囲に植える。それももみじばかり植えるとか桜ばかり植えるということではなくて、山にある木を持ってきて、植えたときからもともとそこに木が生えていたような雰囲気をつくり出すというような風景づくりをやっていまして、それで、中澤議員がおっしゃったように、壁も木質の部分は黒く塗って、漆喰みたいなどころについては黄土色というんですか、黄色く塗って、そして雰囲気をつくっているところで、それを自分だけ一人勝ちだけでなく、これを地域に広げていこうということで、地域の皆さんを説得して、理解も得て、そして地域の中に露天風呂を幾つもつくっていった。それぞれの温泉施設に露天風呂を持たせて、そしてその周景も図っていったということで、もともと温泉街があって、そこに木を植えていったわけですが、山の林の中に家をつくって、それが温泉街になっていったというようなたたずまいをつくっているわけでありまして。

したがって、それが大変行ったお客さんの気持ちをリラックスさせるといいますか、いやしの効果といいますか、そういうものがあって、大変人気があるということで、特に若者受けした施設をつくっているとか、そういうことがなくて、そういう意味で、この手法は寸又峡温泉あるいは接岨峡温泉、千頭においてもこの川根本町全体についてこういう周景をやっていければ、この地域としてももっともっとアピールできるのかなという感じは持っております。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 全く私も同感でございます。非常にそうしたところに感銘を受けたわけです。

ところで、寸又峡温泉の話に戻りますけれども、そうしたことを考えて寸又峡を見てもみると、私たちもお客さんを連れていくわけですが、非常に空き家というんですか、廃屋というんですか、非常に醜い建物などが放置されております。また、お店なども閉店して、何となく寂れた感じのするような印象をそれぞれお客さんに与えるということで、お湯はいいのですけれども、そうしたことの環境というのが誠にまずく、そう思いまして、もう一度来たいというような印象を与えないと私はそう思うのです。そうしたことで、当然ながらこうしたことはわかっていると思いますので、町はちょっと余剰金があるということですので、ぜひ行政も、また私たち議会もそうですが、地元の人たちがやる気のあるときにそうした問題に取り組んでいただけたらと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） ある意味ではありがとうございますと申し上げたいのですが、確かに今の寸又峡の現状、もとは24軒あった旅館が12軒、半減をいたしまして、旅館というのは施設が大きいものですから、それが少なくとも取り壊して更地になっていけばまだしも、そのまま放置されているという状況が一方にあるものですから、大変温泉街を歩いてみて、殺風景な感じを与えるということで、なかなか温泉情緒も醸し出す状況になっていないという部分があるかというふうに思います。そういう意味で、何とか寸又峡温泉の再生を図っていきたいということで、観光協会の会長、寸又峡温泉ビジョンづくりの協同組合の理事長もやっ
ていらっしゃいますけれども、いろいろな形で先ほどの溝口さんも交えて、現在、湯布院、黒川温泉を訪ねたのも一つはそういうことも考えていく必要があるのではないかとということで行ってきたわけでありまして、何とか寸又峡温泉の再生、これは何だかんだ言っても、この地域、奥大井を訪れる観光客の皆さんは寸又峡にお見えになる。そして、寸又峡からあふれて周辺に回っていくというのが、寸又峡温泉が満杯になるから接岨峡にも来る、千頭にも来るという、井川にも行く、そういう流れがずっと続いてきた地域でありますので、寸又峡を訪れるお客さんが減ってくることは、即周辺も減っていくということにつながってまいりますので、そういう意味で、アクセスに至る沿線の街道づくりも進めていきたいというふうに思っていますけれども、それに合わせて宿泊の基地としての寸又峡温泉の再生もぜひ図っていきたいというふうに思っておりますので、またいろいろな形で御意見を伺えればありがたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） ぜひそうしたことで私たちもできることがあれば協力してやっていきたいと思っております。ただいまの町長の中でもアクセス道路という道路の件が出ました。御存じのとおり、後藤さんも来たときは、道路はあの程度でいいんだというようなことを盛んに言っていました。春、秋、全く一番来たいときに道路が非常に2カ所ほど交互通行で時間を食うと。非常に観光客の不評を買うわけですが、そうしたことで、青部バイパス、小井平から崎平、ここの区間、そして奥泉から寸又峡の区間、町の方では今度寸又林道を買収しまして、独自に民間の車も通れるようにということで、今工事等に着手してはいますが、そうしたことで、その道路の見通しというのはどの程度、わかっているのなら教えていただきたいと、こういうことを思いますが、よろしくお願いします。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） ただいまの寸又峡までのアクセス道路の今後の見通しということで御質問がございましたので、回答させていただきますが、まず最初に、青部バイパスの関係でございますが、現在元藤川、沢間間、この間の大井川に橋をかける工事を実施しております。この工事が平成23年度に完成の予定となっております。今後はトンネル工事、県道との取り付け道路、それから青部地内での本線の道路工事等が予定をされております。

これまで大変進捗が遅れておりましたけれども、これは大井川鉄道の沢間トンネルの安全

上の関係で、ルート決定、これに時間を要しておりましたが、最近ほぼ決定をいたしました。これによりまして、来年早々から用地調査に入りたいということで、現在事務を進めているところであります。今回、このルートがほぼ決まったということで、今後は比較的早い速度で工事が進捗をしていくものと期待をされております。しかし、全線の完成がいつごろになるのかといった具体的な計画等につきましては、現時点ではまだ示されてはおりません。

それから、川根寸又峡線の関係ですが、川根主要地方道、川根寸又峡線の狭隘区間、これは奥泉大間間になりますけれども、現在少しずつではありますけれども、今街路工事が実施をされておりますが、完全に改修されるまでにはまだまだ相当の時間を要すると思われるので、当面の手段として観光シーズン、御承知のとおり、交通整理人等を配置して、現在片側通行を実施しております。また、こういった季節的な対策に加えまして、年間を通じての対策ということで、狭隘区間で見通しが悪い箇所におきましても、車両の円滑化がスムーズにできますように、対向車接近表示装置といったようなものの設置につきましても、現在検討を行っているところではございますけれども、抜本的な街路整備の今後の見通しについてということになりますと、具体的にはなっておりません。

それから、林道寸又線の関係でございますけれども、林道寸又線は観光シーズンや緊急時の県道の迂回路として利用できるようにということで整備をしておりますけれども、平成21年度から事業に着手しており、これまで法面工事4カ所、それから現在寸又口橋の街路工事等を実施しております。

今後も平成26年度までを計画期間といたしまして整備を進めていく予定でありますが、町の財政負担、これの軽減のため、できるだけ有利な補助事業等を活用し進めていきたいということを考えていますので、これら補助金等の状況等によりまして、整備期間等につきましては変わってくるということが予想されているところではございますけれども、とりあえず平成26年度までにはあらかたの整備を進めていきたいということで考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） ただいま課長の方から説明があったわけですが、一日も早い完成、開通することを希望するものであります。寸又川右岸線は有利な県や国の補助、そうしたものをもらえるような事業でやるというようなことでございましたが、一日も早く開通するためには、当町には合併特例債、そうしたものも持っております。27年以後使えなくなるということを知っていますので、ぜひ場合によっては使う目的がなかったら、そうしたところへもつぎ込んで、1年でも早く開通するような姿勢をとっていただきたい、そのように思います。そうした気持ちがそれぞれの温泉地の人たちの励ましになるのではないかと、このように思います。

それでは、接岨の方に行きますが、接岨温泉、私も先日家族で行ってまいりました。行ってみましたところ、どうもお客が少なくなって、ここのところ観光客が少ないんだよと管理

人たちが言うておりました。あそこの井川線のアプト式、あれにお客さんはなかなか来るんだけれども、こっちまでは足を運んでもらえないと。資料館のところへバスをとめてあって、そのまま帰ってしまうと。そんなふうなことを言うていましたけれども、それは違うよと。とてもこの温泉会館は観光客の入れるような温泉じゃないんだよと。地元の人たちが使う温泉と、それとちょっとした人たちが入るぐらいの規模ですので、私はある程度こうしたことも観光客を受け入れられるような規模に、そして工夫をし、そして、そうした会社、観光会社などに仕掛けて、そうした温泉に入らせていただく。そういうような仕組みをつくって、仕掛けていかなければならんよということを管理人たちにも話をしたわけです。そうしたことをぜひ今度一般質問をやるものですから、ぜひ話をしてくれということでございました。

町長は地元でございます。町長に話をしたらと、私は冗談に言ったら、最近忙しくてちょっと顔も見ないと、こういうことでございましたが、それこそ観光立地というようなことを掲げている当町でございます。やはりそうした観光客をターゲットにして、これからの地場産業あたりもどうやってやっていくか、私はそこらにポイントがあると。町長になったときにこの観光をメインにたまり場をつくったりして、いろいろなこと、ツーリズムや何かもやっていきたいということを言うていましたので、恐らく今当町に余剰金があるということが皆さんわかっておりますので、そうしたことで、そうした整備を進めていくべきだと私は考えますが、その点をお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 接岨峡の温泉会館については、湯の質が大変いいということで、遠隔から来てくれたお客様にも評判がよくて、何回か継続して来てくださっているお客さんもいらっしゃいます。それから、病院の先生方でも接岨峡温泉の湯の質は大変いいんだというようなお話をされたというようなことも伺っていますので、そういう意味で、あの温泉をもう少し効果的に使えるようにしていきたいというふうには考えております。ただ、あそこ、いろいろな経過もございまして、もともと公民館のあったところの一角に古い棟の方ですね、あれをつくって、そして造築という形で公民館利用もしながらお見えになったお客さんが休憩できる場所としてつくったもので、そのときに温泉も女性の方を少し拡張したのですよね。しかしながら、その土地の状況が大変狭くてという状況があって、なかなか今までも地域の中で管理していたときに、あの周辺の地主さんともお話をし、もう少し広くできないかというような検討をした時代もあったわけですが、なかなかそれが思うようにならず、現状にとどまっているわけでありまして、この整備という点については、あそこの温泉のこれからどうなっていくのかという幾分不透明な部分もあったりして、そういう意味で検討はしていきたいというふうに思いますけれども、とりあえず現状の中でまずはお客さんがあふれるような、そういうおもてなしをしていただける施設として頑張ってもらって、なおお客さんが余計お見えになるような状態になるというのなら、そういうことも考えていく必要はあるのかなというふうに思っております。

要するに観光振興ですね。観光振興については、今エコツアーですとかグリーンツアーですとか、それらがそれぞれの分野で進めているわけでありましてけれども、何と言いますか、それにかかわる所管がばらばらになっているというようなこともあって、川根本町のツーリズムとしてなかなかない部分も一つあると思うものですから、今回エコツアーでは指導者を養成するというような講座を設けまして、講座が終了したということで、終了式も近々予定しているわけでありまして、そういう観光ガイドとしてのノウハウを持った人も育ちつつありますので、ぜひそういうものをビジネスとして使えるような形にしていきたいというふうに思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 町長の話をお聞ひしていると、その考えやあれはいいのですけれども、早くスピードを持ってやっていただきたい、このように思ひます。

時間が大分迫ってまいりますので、接岨温泉の管理人がこのことだけは言っておくと言ってお預かってきたことがござひます。というのは、一度あそこの会館がシャワーが出なくなったことがござひます。それで、ただいまは応急処置をしてやってあるという関係ですが、今でもとても満足できるようなお湯の出ではござひません。女の人たちには非常に不評です。そうしたことで、その辺もちゃんと観光課の方へ耳に入っているかどうか、このことを1点お聞ひし、その後どのように思ひるか。希望どおり改修できるかどうか、その辺をお聞ひして、私の最後の質問といたします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 接岨峡の温泉会館につきましては、会館の関係者と協議しながら修繕等を行ってきておりますが、今回、あそこの温泉会館は昭和58年に建設されまして、築27年の経過をしているということでありまして、外壁等の汚れや施設内のロッカー等大分傷んでいるというようなことで、関係者と協議しながら今後早急に対応を進めていきたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

議長（板谷 信君） これで中澤君の一般質問を終わります。

続いて、9番、市川昌美君の発言を許します。9番、市川君。

9番（市川昌美君） 事前通告いたしました一般質問を行います。9番の市川でござひます。

12月9日の定例会初日、上程された補正予算は12月3日、行政から提示された補正に大多数から異議が出されて大幅に変更差し替えが行われております。前年度繰越金5億234万4,000円のうち、町の借金の繰り上げ償還4億3,243万1,000円を変更し、目的、出し入れ自由な財政調整基金に積み立てて、町内の景気をよくして、少しでも町民が元気の出せるように配慮したと思ひております。

私は余り賛成しませんが、自治会振興費5,676万3,000円が戻って計上されました。土木費でも箇所づけなしで2,270万予算づけを行っております。あえて言わせていただければ、国の今までの施策と同様、ばらまきに投資効果は望めません。農林業も観光事業、建設関連すべ

での分野で重点施策、優先順位をきっちりと決めて無駄を省いて、集中投資を数年かけて行わないと、この町の先行きが見えてこない現状があります。

さて、私にとって二度目の川根本町情報通信事業についての質問ですが、企画の22年度情報政策費は12月の補正516万3,000円、合計9,855万9,000円となります。平成21年度はブロードバンド基本方針策定委託料567万円を含めて1億600万円以上、人口8,000人規模の町にしてはちょっと大き過ぎませんか。

前々から申し上げまいりました藤川地区の自然災害も6カ月になります。下には人家も存在し、大雨等生命の危機すら皆無ではありません。東海の巨大地震も想定されております。オフトーク、有線電話以来、防災無線の個別受信機については全世帯の3分の1、約1,000戸が未整備のこと、本当にこれは驚きました。旧本川根町は全戸引いてございますし、録音の機能もついております。しかし、何にしても60年、61年に整備したものですから、もう老朽化の域は過ぎております。こういう状況が改良されない限り、町民の安心・安全はとても保たれないと考えております。

農道の開設、改良、主幹産業の茶業をはじめとした農林業の再生は言葉だけでは不可能です。旧本川根で最大の小長井地区、農協がなくなり、信用金庫が閉店、いやしの里診療所が12月いっぱい閉鎖される状況にあります。商店は数軒を残すのみ、町長、この現状を黙視できますか。国道362号静岡バイパス、青部バイパス、これらすべてあなたの責任とは言えませんが、今あなたが川根本町のトップにいることと、この町の未来、若者たちの明日が町長、あなたの双肩にかかっていることだけは片時も忘れないでいただきたい。

通告しましたように、ブロードバンド整備事業についての議会の異議が多くなって、その矛先は区長会へ、ブロードバンド整備事業の終了した長野県下條村へ視察、住民説明会、企画の説明、アンケートは説明会が終わってから全戸対象に行うと明言、賛成もありますが、町民の大多数が反対は明白であります。

それでは、質問に入ります。

川根本町情報通信光ファイバー整備事業について、議会、区長会、住民説明会、多くの現地視察、アンケート調査、行政への説明会、町長との懇談会等、今までになかった熱心な対応、悪く言えばなり振り構わぬ強硬策、この裏に何が存在するのか。きな臭いちまたの声が聞こえてまいります。賛成の声もありますが、反対の声が大半、それでも行政は11月16日、強行突破を決め、検討会を立ち上げています。この強引な異常な強硬策は議会を巻き込んで推移しております。この現状の裏側と、その真意を伺います。

以上。

議長（板谷 信君） ただいまの市川君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、市川議員の質問にお答えいたします。

まず、この情報通信基盤整備事業における区長及び住民の皆様への説明会のことでありますが、これは平成22年度の予算審議において、議員の皆様から住民への十分な説明を行って

から詳細設計に移るよう要請されたことも理由の一つであります。事業費が大きなことから、当然やらなければならない手続きであるというふうに考えておりますので、特に強硬策をとるための手段などということは毛頭考えていないところであります。

また、検討委員会の設置についても、10月の全員協議会において議員の皆様への勉強会という位置づけとの考えをお示しいたしましたが、一般町民も入れてという御意見もございましたので、町としても住民の方の疑問や課題に対しての共通認識を持っていただくためにも必要だということを感じ、有識者を含めた委員会の設置を決定したわけであります。この検討会において確認された項目や認識などを町議会や町民の皆様へ報告することにより、当事業がスムーズに実施できることを望んでいるものであります。そのために現在の計画を、町も町民の皆様も納得した上で修正するなどの柔軟な対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

市川議員の御質問の中に、きな臭いちまたの声が聞こえるですとか、裏があるとかというようなお話があったわけですが、これがどういうことを意味するのか私には全くわかりません。そこら辺のできれば根拠もいただければというふうに思います。

議長（板谷 信君） 市川議員、今の反問についてお答えをお願いします。9番、市川君。

9番（市川昌美君） 初めての反問を受けますけれども、要するにある程度何かこれだけ強硬策をやるといふ、要するに原因は何か業者と少し契約にかかわるようなものが存在したのではないかというような話をよく聞きます。そういう意味で、その辺が定かではないですけれども、普通は町民にこれだけ広げたというプロジェクトが今までにございませんでした。ですから、そういう意味で、ましてやいわゆる町長懇談会などがあったとき、私も4カ所か5カ所行きましたけれども、まだ決めていないんだと。皆さんの意見を聞いてやると。今現在先ほどの話では、もうやるという前提で物を言っていますね。ですけれども、その辺を考えて、次の質問に入らせていただきます。

議長（板谷 信君） 町長、いいですか。町長。

町長（佐藤公敏君） 今のお話、全く根拠そのものを示されていないわけですよ。私たちも、私自身その業者と話をするという期間がほとんどない状況で、担当が今話をして、そういう中からとにかくこのブロードバンド事業というのは、これからこの町が生きていく上で、先ほど議員がおっしゃったように、喫緊の課題というのももちろんあるわけでありまして、将来を見据えたときに、その情報基盤を整備していくことが大事だと。その一つの方法として、今申し上げているような方法を提案してきたわけでありまして。

ただ、これについてはいろいろな技術の進歩ですとか、そういうことの中で、その別の方法もあり得るのではないかというお話を皆様からいただいて、本来その部分を先に議論すべきであったのではないかというような御意見ももっともな御意見だというふうに思っています。そういうことで、今回のような説明会もやったり、御出席いただいた方の中には確かにいろいろな形でこの事業に対して、その疑問をぶつける方はいらっしゃいました。

しかしながら、その中でも情報基盤については、今後この町が生きていく上で必要なものだろうという認識を皆さんが共有されているということは想像はできたわけであります。しかしながら、これを進めるに当たって、今の業者の方との何かそういうものがあるのではないかというような御疑念を持たれている方があるとするならば、それは全く根拠のない話でありますので、そういうことをこういう場所でおっしゃられるということについては、認めるわけには私としては全くいかないわけでありますので、そのところは承知しておっしゃっていただきたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 市川議員、業者との密約という部分のところをもう少し具体的に説明をお願いします。9番、市川君。

9番（市川昌美君） 難しく物を考えるのじゃなくて、大体これだけ町民が反対が多いのに、こういう形でごり押しでしょう、これ。ですから、議会の了解をとったわけでもないでしょう。ですから、それがもう16日には詳細設計のパーツが出てくるじゃない。ということは、ちょっと町民の意向も、私たちは町民の代表ですから、ですから、町民を代表する議会ですから、町民のやっぱり意見、声というのは大切にしなくちゃならんと私は常々思っているものですから、ですから、私はよく皆さんのところ入ります。中川根にも入りました。全部を回るといふわけにはいかないですけれども、かなり批判的な意見もたくさんございました。そういう意味で、だれでも考えるじゃないですか。これだけみんなが反対して、議会も今の段階では反対の方が多いではないかというような状況の中で、どうして行政がこれだけごり押しするのかとなってくれば、やはりそういうような話が出てきますよ、それは一般の方々からは。それは別に確証があってどうだというのじゃないですけれども、じゃ何か裏があるのかなという意見はいっぱいございますよ、ちまたに。だから、それじゃなければ何でこんなに押すのかなと。全く緊急の問題でとにかくやらなくちゃならんものとはちょっと違うのです。早い、遅い、あるいは不感地域の解消という問題はありますけれども、それにはまだほかにも手段がいっぱいございますよね。

ですから、ただこの16億6,000万円ですか、これもアバウトな数字で、まだ中部電力の光ファイバーを変えられるのか、あるいは建設省のものが借りられるのか、あるいは民間のものが借りられるのか、これなんていうのは全く借りられる状態とつくるのでは、もう莫大な差が出てくるわけでしょう。

ですから、私が一番心配するのは、こういうふうなアバウトな状態で物事を始めて、工事費が莫大に膨れ上がってくる危険性がありますね。と同時に、これだけ町民が反対していれば、あとランニングコスト、同報無線みたいなことをしますか。これはもはや行政じゃないですよ。3分の1ぶん投げて25年もほかしておくなんていうのは。じゃ、台風のときの情報は聞こえますか、あのスピーカーで。まだやらなくちゃならんことがいっぱいある。ましてや行政のサービスというのみんな一般公平でなくちゃならんでしょう。

議長（板谷 信君） 市川議員、反問について明快な答えをお願いします。もし答えがない

のなら、それで結構です。

反問についての明快な根拠、答えはありませんでしたけれども、これ以上続けても新しい回答が出てくるとは思えませんので、ここまでにしたいと思いますが、町長、いいですか。

町長（佐藤公敏君） はい。

議長（板谷 信君） 引き続き、9番、市川君の質問を続けます。

9番（市川昌美君） 総務省による情報施策の根幹である光の道100%実現を目標にした平成元年から始まった2015年を目安に4,900万世帯でブロードバンドサービスの利用の実現に向けて、2010年より光の道整備促進に向け、地方公共団体におけるブロードバンドオープンモデル等の利活用を含む政策支援を展開しておりますが、10年後の平成21年、地域情報通信基盤整備推進事業の交付金78億7,000万円及び地域にイントラネット基盤整備事業22億4,000万円を廃止する一方、ICTの利活用の方向へ移行しております。21年度でいわゆるブロードバンドの国の整備の補助枠はなくなっておりますよね。

ところが、これ21年、22年というのは、いわゆるこの整備費用全体でいいますと1,000億円ずつ、2,000億円の要するに補助枠があったんですよね。そのときにちょうど21年度にその枠がなくなった時点で、あるいは利活用の展開に変わった時点で、ここはこのブロードバンドの整備事業を出しておりますよね。ですから、今現在、前も言いましたように、国の補助金はないですよね。県の補助金の4億円ですか。それも23年度、急ぐわけですわね。23年度で終わりですから、県も。ということは、整備事業のある程度の目的は達したという国・県のレベルの段階で、あなたたちはこれから始めようとしている。しかも川根本町単独でやるようとしている。だったらこの補助事業があるときに、合併のときに約束したということだったら、17年から21年まで何をしていたんですか。それが終わってからやるという理由を説明してください。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 市川議員がICT構想、国の構想ですね。先ほど言われたように、国の補助事業と指定されたわけですけれども、これは19年から20、21年ということで、本年度も繰越事業という形で行われている自治体もあるわけでありまして、いわゆる初期の段階は終了したということにはなっております。ただ、その後、本年原口ビジョンと申しますか、光の道構想というものがございまして、これについては今後やはり地方自治体関係を中心に、いわゆる公設民営関係で移行していくという、そういうビジョンが示されているわけであって、その中ではいわゆる財源的には交付税措置を行っていくということですので、決してそれが終了したという解釈にはなっておりません。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 合併特例債を使えば交付税措置はありますよね。でも、合併特例債というのは、合併後の住民の生活の安定のために使うべきお金であって、もちろんブロードバンドが必要でないとは私は申しておりません。ですけど、補助枠があるときにどうしてやら

なかったか。5年も6年もあるのに。それで、それが終わった途端にこれを出してきて、県の補助金だけで、あとは町の単独でやると。そんなにこの町は豊かですか。だから、その点を私は前から言っているのですけれども、今現在役場からいわゆる支所あるいは商工会、文化会館あたりは光でやっていますよね。給食センターあたりはADSLですか。今のADSLに比べたら、光は早いという一面もございませぬけれども、今この町というのは人口8,000人で、いまに5割に高齢化がなろうとしている段階で、アンケートもよくとりますけれども、あのアンケートの中には携帯も入っているのですよね。携帯でメールやれば、インターネットなんですよ。ゲームもそうですよね、子供の。

ですから、本当にこの総務省でこの意向調査をやったときは、6歳以上を対象にしてやったんですよ。ですから、実際言えば、41%ぐらいですか、インターネット、パソコンでやっているという方は。ですから、そういう意味で、ここまで欲しいか、欲しくないかという段階を余り言うつもりはないですけれども、ですから、アンケートもややこの検証をする場合においては、どちらにも有利な形になるような方向性があるのかなという感じがしますけれども、その点いかがですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 確かにいろいろな形で物を進めるときに住民の意向を伺うということでアンケート調査という手法をとるわけでありませぬけれども、そのアンケートの結果が必ずしも本当のところを示すのかどうかという部分については、いろいろな見方があるのではないかというふうに思っております。その時々動きの中で、考え、判断して、中にはわからないまま答えをしてくださるというような方もいらっしゃるかというふうに思いますので、そういう意味では、アンケートが住民の意向をすべてあらわしているというふうには思っておりませぬ。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） じゃ切り口をちょっと変えてみます。議会のいわゆるプロジェクトへの反応がちょっと悪くなったころから、区長会の長野県下條村、私が9月定例会で質問の前段で紹介した名物村長、伊藤喜平氏、現在5期目ですけれども、行政改革で有名になった村です。川根本町の約半分4,200人の人口ですが、役場の職員は35人、川根本町のホームページで見た段階で職員数173人で計算しますと、この町は約5倍ですよ。これは余談ですけれども。区長会はこの村の情報通信基盤整備事業を視察しております。数人の区長に内容を聞いてみました。下條村の施設、村民の評価等を伺いましたが、評判のいい話は全く聞けませんでした。有志4人が視察した山梨県道志村、最終端末機の悪さは100人の聞き取りの内容の中で十分感じられる内容でございました。各地区での説明会、こんな大きな仕事で走り出した説明会もまだやっていないところもあるんですよ。町当局の本当に姿勢が強く問われますが、やはり何か町民全体を対象としてやる行政にしては片手落ちではないかなという感じがしてなりません。説明会においても、徳山、千頭、地名、上長尾等かなりの強烈な反

対の状況じゃなかったですか。その点企画の方、いかがですか。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 住民説明会の件でございますけれども、やはりこの事業の内容につきましては、説明会をやるということで、地元の方の協力を得なければならないということで、まず開催については区長さんを通じて必要な時期に町の方で出向いていくと。積極的に説明会をやるということで、24回ほどやってきております。前にもお話ししたように、出席された住民の方は1割程度ということで、説明不足の点はある程度認識しております。

それから、状況でございますけれども、「広報かわねほんちょう」においても、できる範囲の状況の説明といたしますが、資料をお出ししてのなかでございます。議員がおっしゃられたように、確かに賛成、反対、非常にいろいろありました。でも、その地域の差といたしますが、中心部とか中心部から離れたところについては、やはり基本的な情報基盤をしていただきたいという要望、意見もいただいております。やはりその中で、町長もおっしゃったように、これから皆さんの意見をお聞きして、どのような形で整備をしていくとか、諸項目について検討していきたいとおっしゃっておりますので、住民の皆様が理解を得るような方向で進めるべきだと、こんなふう感じております。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 町長に伺いますけれども、21年10月28日、佐藤町長は、このプロジェクトの庁内検討委員会から基本方針策定業務の進捗状況の説明を受けていますが、そのとき町長は自身の方向性と指示はどういうふうに出されたのでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） ちょっと記憶にございませんけれども、就任早々に多分今までの経過といたしますが、そういうものを伺ったんだらうというふうに思っています。そういうヒアリングを受けて、21年度、22年度の当初予算へと調査費を計上していくような形になっていったというふうに、多分そのタイミングで言うとそういうふうに思いますので、方向に沿って進めていこうではないかということが多分申し上げたんだらうというふうに思います。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） もう1点は、企画課で21年7月16日から1泊2日で、山田職員と2名、新潟県村上市朝日地区へ行政施設を行っていますが、その内容と、恐らく課長のところへレポートか、あるいは調査票が出ていると思っておりますけれども、その点の内容等をちょっと説明していただきたい。ということは、有志が行った道志村も、下條村も全くこの川根本町の方々が見ていいと思わなかったという話を聞いているものですから、その点行政で見た目朝日地区などはどんな状態かちょっと教えていただきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 21年の関係はちょっと私、承知をしておりませんでした。内容はちょっとわかりません。下條村の方に行ったことにつきましては、やはり現状を見て、どの

ような状況であるかという確認をするため、それから、将来的に我が町でどのような方式でとらえていったらいいのかというようなことで視察をしてまいりました。それぞれの使い方がいろいろあるかと思しますので、当町に合ったようなことを、いいことを取り入れていこうという感じを受けたところです。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） のれんに腕押しで、もうやるという形でやっておりますけれども、あとは町民がこれだけ反対しているとなれば、議会は踏絵をしなくちゃならないですね。我々は住民の代表ですから。ですから、そういう形になっていくのではないかなと思いますけれども。概算ですよ、私の本当の雑駁な計算でいくと。どうですか。この末端のいわゆる受信機の評判がこれだけ悪くて、行政あたりは同報無線のように3割ぐらいは入らんだろうぐらいに感じているかどうかそれはちょっとわかりませんが、そうすると、今度はランニングコストが赤字になりますね。要するに光ファイバーは年間1,000万円、メンテが。それから、いわゆる機材は5年が寿命と言われてますよね。その点どういうふうなランニングコストのはじき出しを考えているのか、その点ちょっと教えていただきたい。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 今、ランニングコストということで質問がございましたので、これは前に10月であったかとは思いますが、全員協議会の中で概要報告書というものを皆様にお分けしたと思います。その中で事業収支の支出の欄の中で合計金額で5,730万円を想定しているという数字がございました。これがランニングコストということで、現時点でお示しできる数字だと思っております。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） ここに川根本町の町政に関する要望書というのが私のところに来ておりますけれども、この方かなりブロードバンドに詳しい方で、結局このプロジェクトは不急不要の二重投資になるのではないかと心配しているものと、いわゆるやはりこの方は技術的に回線業者の話が出て、課長御存じですか。IRU契約、使用権破棄不能契約といいますが、これ御存じですか。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 聞いております。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） ということは22年12月15日の静岡新聞ですけれども、いわゆるNTT再編も含めて、これはほとんど決定しておりますけれども、光の道の構想、結局今6,500円のいわゆる光ファイバーの使用料を最終的にはまだ期日は決めておりませんが、3,500円にするというふうにNTTで申しておりますけれども、これは新聞に載ったものですから、こういうものを含めて、どういうシミュレーションを今まであれだけのたくさんの資料を出してきてやったのか。ほとんど仕事をしながら決めていかなきゃならん分野がそ

っくり残った状態でこうやって推し進めていくというのは、これはいかがなものかと思えますけれども、その点どうですか、町長。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） この事業については、議員おっしゃるように、さまざまな御意見がございます。もちろん情報基盤の整備の必要性は認めながらも、もっと別の方法があるんじゃないかとか、あるいはこの情報基盤そのものを要らないという方ももちろんいらっしゃいます。ただ、これを進めるに当たっては、技術面もそうですし、いろいろな状況が変わってまいりますので、そういう変わる中で合うタイミングに判断して、こう進めていくわけでありましてけれども、町としては今まで御提案を申し上げてきたような方法がいいだろうということで、今まで御説明を申し上げてきたわけですが、今回検討会をつくって、その場でこれから検討を重ねていこうという状況になっているわけでありましてね。それから、強行だとかごり押しという言葉がよく出てくるわけですがけれども、こういうことはごり押ししたくてもできないのです、今の時代はね。町民の皆様方の御意見も当然伺わなければいけないし、しかも現実に今申し上げているF T T H方式を強行するとした場合にも、加入してくださる方がいなければ、これは全く無用の長物ということにもなってしまいますし、意味を持たないということでもありますので、そういう意味で、いろいろいい方法を検討していただく中で、そういう中から情報基盤を考えていきたいということで進めていこうとしているわけでありまして、そのことの御理解もいただきたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） もう一つ伺いますけれども、パソコンを持っていても、いわゆるインターネットをやらない方がかなりいると思いますけれども、その方も含めて、本町にはいわゆる個人的に持っているパソコンの台数はどのくらいの数をとらえておりますか。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 個人のパソコンの台数ということでございます。大変難しく、現在把握はしてございません。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） インターネット、光ファイバーをやろうというときに、その数字もとられていないということは、大体どのくらい入るかという想像もつかないですよ、結局。と同時に、私が心配するのは、今A D S Lを使っている方のほとんどですよ。私が中川根地区はちょっと全体的なものはわかりませんが、旧本川根あたりはA D S Lを入れている方々は入らないと言っていますよね。だから、反対する人が、パソコンがない人でない人が反対している状況というのはかなりありましてね。ですから、私のところ、これ投書してくれてくれた人も、ほとんど補修も何もすべてできるぐらいの腕を持った人で、かなりの技術屋ですがけれども、A D S Lで十分ということを、いわゆる持っている人が言うのですよ。ただ、速い、遅い関係はありますけれども、特別遅い場合は仕事に差し支えますけれども、ここ

でやる場合には差しさわりがないと。

だから、欲しいというものと必要なものとの区別をつけないと、まだ緊急な仕事がいっぱいあるでしょう。だから、同報無線をどうするのか。デジタル化をどうするのか。そうすると最終端末機をつければ、同報無線と二重になるでしょう。だから、下條村は同報無線を主体にするようなことの方策をとったという話をちょっと聞きましたけれども、小学生がおもちゃにして遊んでいるなんていう話もちらちら聞きますけれども、ましてやあなた方が一番先にやらなくちゃならんのは、この同報無線、これはもうなくすわけにいかないですからね。防災用ですから。これをほとんどもう改修というよりもやらなくちゃならんですよ。今度やる時にはデジタル化しなくちゃならんですよ。こういう大きな問題と1,000軒の人たちが全く聞く耳を持たないで、どういう情報伝達をやったと町は考えているのか。こういう大きなもので何か災害があったときに、結局事前に注意することもできなければ、告げることもできないという状態で今まで行政やってきたとなってくると、本当にこれおかしいじゃないですか、ちょっと。その点も含めて、これ本当に優先順位で一番先に、あとの未来がないなんて先ほど聞きましたけれども、では、中川根地区あたりのこの茶業なんかどうなんですか。一部を除いてほとんど赤字ですよ。後継者はもう外へ出始めていますよ。そういう状況でこういうものを解決しないで、パソコンで遊んでいるわけにもいかないですよ。

だから、その点も含めて、これ絶対にここに光が入らないということはあり得ない。だから、要するに必ずNTTかどこかがやるようになりますよ、これは。総務省が100%と言っているんですからね。ただ、私が言うのは、時期的に国の補助金の枠が終わって、いわゆる終了した段階で始めたというのは、いかにも金持ちのやり方ですよ。でも、そんなにこの町は金持ちじゃないですよ。ですから、2,000万円、3,000万円の仕事がまだ1年も滞っているような状況で、いろいろな問題がまだ山積してくる段階で、何となく一般の人にはなじみにくいとは言いませんけれども、今子供でもやっていますから……

議長（板谷 信君） 市川議員、質問を整理してください。

9番（市川昌美君） ですから、要するにこういうものは優先順位で1番に上げるべきではないと思いますけれども、その点はいかがですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） その時代、時代で早急に処理しなければいけない案件、いろいろな問題があるというふうに思います。それから、現在の町の状況を見ても、もっと早く手を打たなければいけない問題もあるのではないかと。そういう御指摘についてはよくわかります。そういう喫緊の課題とあわせて、将来を見据えた策と両面を展開していかねばならない。そういう中で今回の情報基盤についても判断をさせていただいて進めているわけでありまして、したがって、どういう形で整備されるかについては、今検討会もつくって皆さんの御意見を聞きたいということで進めていくわけでありまして、そういう中で御議論をとりあえずはいただきたいというふうに思っているわけでありまして。

議長（板谷 信君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、これで終了といたします。

これで市川君の一般質問を終わります。はい、企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 訂正というかお断りなのですが、先ほど市川議員の方からパソコンの台数は幾らか、どのくらいかということだったのですが、私の考え方では、パソコンというかインターネットの契約件数であるなら1,200件程度ということでございます。そのうちに例えば1軒の家に2台も3台もあるということだと、ちょっとわからないなという形で把握できませんという形の回答をさせていただきました。インターネットの件数は1,200件程度、1台とした場合は1,200台と、こういうふうを受け取っていただきたいと思えます。

議長（板谷 信君） それでは、ここで暫時休憩とします。再開は10時50分にしたいと思えます。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、5番、小藪侃一郎君の発言を許します。5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 5番、小藪です。

今年も残りわずかとなりました。佐藤町政も1年2カ月が経過いたしました。国内も社会経済が混沌としている状況であります。就任1年余の町政と行政運営の思いをお伺いいたします。

6月定例議会で要望いたしました町政懇談会を実行に移され、10月25日の小長井集会所から、11月30日の奥泉集会所まで9会場で行われました。私も6回以上の懇談会に出席させていただきました。懇談会は最初に町長から町長自身の選挙以後の経過、これまでの町政の時間の流れ、自分の思いを約20分から25分お話しされました。佐藤町長のフレーズ、地域の元気の再生のために何とかしたいというふうに思っておりますは、町政懇談会でも住民の皆さんの前で何回も発言されておりました。各地区から事前に意見、質問、要望書が出され、関係する担当課が回答書をつくり、副町長が読み伝え、その後、質疑、応答の時間というものでございました。各地区様々な御意見、御要望が出されましたが、町長のアイデンティティー、主体性といいますが、政治理念、この町をこんなふうにしたい。この町の形、何とかしたいから、このようにしたいというものが住民の皆様には伝わりにくかったのではないかと思います。12月の行政報告では、21年度からの繰越金とも合わせ、地域の元気再生に資するような予算編成を心掛けたいと冒頭あいさつで述べております。町政懇談会の町長の所見をお伺いいたします。

次に、懇談会でも町長に就任して1年余りが過ぎましたと各会場で述べておりました。心中を推しはかるまではいきませんが、去年の今ごろは22年度予算編成に取りかかり、22年3月当初予算事業説明資料によりますと、主要施策約76項目があります。特にこの中から22年度の目玉事業の基盤整備事業と中国関連2つのトップダウン事業は町民の関心を呼んでいるわけであります。

情報基盤整備事業は、既に市川議員、一般質問でありました。そして、後から原田議員もこの件目につきましてありますので、中国関連の2つの事業の進捗状況をお伺いいたします。

9月議会でいろいろ申し上げました。その中で中国等川根茶販路開拓調査研究事業は、2分の1の500万円余が外国人を対象にしているから、事業名は当初の中国等販路開拓調査研究事業のままでいいという旨の答弁をしておりますが、経済社会では会社名、事業名ですね、主力製品、中身が大きく違う会社は行き詰まると言われております。当初は1,000万円の事業実行対象値が中国上海の地名で説明したものが、現在は聞くところによりますと、国内の東京、川根本町、寸又峡温泉の地名に変わっているようであります。現場の士気に影響を与えないか心配するところがございます。

トップダウンプロジェクト事業のその後をお伺いいたします。そしてトップダウン事業のもう一つの友好提携事業につきましても、10月に訪中されたことでもありますので、進みぐあいを伺うこととしておりましたが、中澤議員の質問もありました。私は9月議会で10月万博出席の際、町長の竜泉市訪問が必要と言いましたが、歓迎会の宴席で市長と会うからいいというような答弁でございました。メンツを重んじる国柄、国民性ですので、先ほど来年の7月あるいは8月に副市長が来庁されるということでしたが、このようなことも進展の遅れの一因となっていると感じます。島田市、牧之原市あるいは浜松市の市長がトップ訪問で友好事業が進んでいることを思いますと、友好はトップ外交だと感じるものでございます。その意味からいきまして、来年予定が組まれるかどうかもお伺いいたします。

そして、再質問のとき、12月9日の一般質問締切日の朝の新聞でございましたけれども、21年度剰余金関連の報道記事についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（板谷 信君） ただいまの小藪君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 小藪議員の一般質問にお答えいたします。

まず1点目の町政懇談会についてであります。全体で34の区がある中で、9カ所に絞っての開催となりました。全部の区での開催は日程的に難しいこともあって、9カ所にさせていただきました。区によっては会場が遠く、出席しにくい面もあったかというふうに思っております。区長さんをお願いしまして、議員おっしゃいましたように、事前に地域課題についての要望や御意見を承っておりますので、それに対して回答し、その後に回答についての質問や会場からの御意見等を伺うという形で進めさせていただきました。

行政運営等については、厳しい御意見もありましたが、一方で励ましの言葉もいただきま

した。厳しい御意見の多くは、地域経済が停滞する中でまちづくりの方向が明確にされていないことに対する不満が大きいというように感じました。これは先ほど小藪議員がアイデンティティーが見えにくいという部分と共通するものだというふうに思っております。

また、現在推進しようとしている情報通信基盤整備事業については、賛成と反対の両方の意見がありました。反対の意見には将来の情報通信基盤整備の必要性は認めながらも、その緊急性や整備内容に異議を唱えるものと、必要性そのものを認めないものがありました。このような様々な意見を伺い、全員協議会での協議の中から検討会を設け、検討いただくことになりました。そのほか様々な御意見を伺いましたが、町政懇談会にどのような意見が出たかということについては、概要がこのたびまとめられましたので、御参考にさせていただければというふうに思っております。

いずれにしても、1年後を経て、私自身も大変厳しい状況の中にあると感じております。このような中で皆様の御意見を伺うことができたのは大きな意味があったというふうに思っております。多くの皆様の御意見をしっかり受けとめて、少しでも御期待に添えるよう頑張っていかなければいけないというふうに思っているところであります。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

次に、1年間の中でトップダウン事業の進捗状況と行政運営、補正予算と元気再生はというような点についてであります。トップダウン事業とおっしゃるのは、いわゆる中国竜泉市との友好提携事業やお茶の市場開発調査研究事業、それから、先ほど言われた情報基盤ということだというふうに思いますけれども、まず竜泉市との友好提携事業でございますけれども、これは川勝知事を迎えての知事広聴の中で、知事から提案をいただいておりますので、その進捗状況については、先ほど中澤議員の御質問にお答えさせていただきましたように、本年平成22年中には3度の訪中を果たしたわけですが、今度は竜泉市の方々に一度川根本町に来ていただき、歓迎の意をあらわしたいというふうに思っております。これから相互の行き来を繰り返す中でどういった交流がふさわしいのか、お互いに検討を重ねていくことになるだろうと思っております。

それから、先ほど小藪議員のお話にもございましたが、中国の外交を今までの歴史の中で見てみますと、朝貢外交といいますか、恐らく最終的には事を進める場合には、私の方から行って、それにこたえるという形で、市長の訪日があるとすれば、そういう形になるのかなという感じはございます。朝貢外交と言いますけれども、訪れた者に対しては礼儀を示すというのが今までの中国の外交ぶりを見ていますと、そういうふうに思いますので、そういう意味では私が行かないと、市長本人が訪日するということは難しいのかなということも言えるのではないかなというふうに思っております。

また、茶の販路開拓調査研究事業については、3月議会における予算審議の中で中国等を中心とした海外市場に開拓を求めるのは問題が多いということから、国内をもう一度見直す必要がある。そのためにはまず地域の中でいいお茶を味わい、来訪者にもいいお茶を提供し、

川根茶のある町をアピールしようということなどを盛り込んだ計画を9月議会に提案しようとして断念したものでありますが、8月31日、それを議論した全協で皆様からいただきました御意見を真摯に受けとめ、この事業が今後有効な町の施策になっていけるようにということから、9月以降検討を重ねてまいりました。プロジェクト会議についても、10月、11月と私自身も参加させていただき、今後の方向性を話し合い、その間には関係団体とも順次協議をさせていただき、御理解を求めてきました。

そういった中、11月のプロジェクト会議において、今現在の状況や町の取り組みについて関係団体にも御出席いただき、御意見を伺おうということになりまして、11月29日にお茶の関係団体、観光の関係、商工会、大井川農協、農業委員会など8団体、17名の御参加をいただき、これまでの経緯や現在の状況、9月に議会にお示した事業内容の議案などを説明させていただきました。その席上、この市場開発調査研究事業については、皆様方の大方の御賛同もいただき、今後とも推進していこうということの御意見をいただいたものというふうに理解しております。

ただ、これから事業を進めるに当たって、皆様から様々な御意見を賜り、23年度事業の予算策定についても、12月以降もみんなが一体となって検討をしたいという希望をいただきました。来る12月21日に再度皆様に集まっていただくことになっております。

今回茶の関係者以外の方にもお集まりいただきましたが、みんなが一体となってという言葉がだれかれとなく発言され、私も本当にそのとおりだと感じました。町全体が共通の問題意識を持ち、地域を活性化していくために、この事業をみんなの手で推進していかなくては強く感じております。今後、議会の助言もいただきながら、有効な事業にしていかなくてはならないというふうに思っております。

また、22年度の事業についても残りわずかな期間ではありますが、各団体からも執行できるものはやれないかという要望もいただいておりますので、優先順位等検討しながら、議会にも年明けにでも相談をさせていただきたいというふうに考えております。

したがって、現在、茶の市場開拓については水面下で検討しているという状況の中で、具体的な進捗はしていないということでもあります。

次に、補正予算と元気再生という点ではありますが、今回12月補正では、繰り上げ償還に充てることを検討してまいりました。これは長期的な町の財政運営を考慮したからではありますが、議員の皆様から、町の経済がこれだけ落ち込んでいる中ではもっと積極的に事業を展開すべきではないかというお話がございまして、私自身もその地域再生を掲げてきている以上、ごもっともな御意見でもあると思いますので、12月補正では地域自治会振興交付金事業などのほか、事業費としては小規模なものとなりましたが、大変厳しい状況に置かれておりますので、次の段階でより積極的な事業展開を考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、新聞報道、中日新聞の報道をおっしゃるのかというふうに思いますけれども、

この報道に関しては、自分としては全く納得のいかない不本意なものだというふうに思っております。12月7日、夢づくり会館で行われた交通安全協会島田地区支部の交通安全功労者と優良運転者の表彰式が終わって帰ろうとして呼びとめられたものであります。地域自治会振興事業交付金は違法だといきなり言われ、9月議会における茶の市場開拓調査研究事業に関する報道も起こして、気が乗らないまま中途半端な対応に終始したことによるもので、結果として私の真意が全く伝わらないというよりも、全く逆といえますか、ある意味で恥ずかしい記事となってしまいました。

いずれにしても、川根本町のイメージを壊すような記事を書かれる原因に自分になったということに大きな責任を感じ、反省をいたしているところであります。

とりあえず冒頭、以上お答えしまして、再質問を待ちたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 町政懇談会の方から再質問をさせていただきます。

私も町政懇談会をやることによって、各地区の意見、要望あるいは住民の考え方が出され、有意義であったと町長自身もおっしゃっていましたように、同じように有意義であったと思います。住民の皆様はそれぞれに町の姿を思い描いて、御自分の住む町をよくしていこうと考えております。どのようにしたら住みやすく過ごせるか、どうしたら実現できるかを町政懇談会で聞きたかったと思います。

事前の質問、要望をとったにもかかわらず、担当部署の職員が出席していなくて、質疑ができなかった場面もありました。担当課のいわゆるお役所回答にやや落胆した住民もいました。国・県の管轄、難しい、できない、検討したいと思うの言葉でなく、こういう方策ならできるとの説明を住民は期待していたと思うのです。できない理由でなく、できる方策です。検討したいも、その場しのぎの言い逃れでなく、前向きに検討し、検討結果を知らせる必要があります。担当課の回答について、私はこのようにしたいという町長の思い、意見を発言してほしかった。そんな意見を私も住民から聞いておりますし、私自身も感じたところがありました。住民の期待と回答の落差をどのように思うかお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） ああいう形式でございますので、どうしてもお役所的な回答といえますか、検討をすとかというような言葉になってしまうわけでありませけれども、そういう意味では今後もう少しああいう懇談会等を開催するとしたら、別の形あるいは懇談会とか、そういう形でなくて、いろいろな団体の中に入り込んでいって、皆様方と車座になってお話し合えるような機会を持てれば、そういうものからはみ出たといえますか、お役所的でない、本当の同じ地域の住民として、役場の職員も同じこの地域を構成していく住民として、忌憚のない話し合いができる、そういう開催の方法もあるのかなというふうに思いますけれども、今のようなどうしても形でありますと、例えば担当の部署の方が行くという話になりますと、

例えば建設課などですと毎回足を運ばなければいけないようなことにもなりますので、そういう中で何とか回答を事前にできるものは、そしてもう少し積極的に踏み出していきたい部分、住民の皆様方からするとあると思うのですが、そういう意味で、役所的な回答になったという部分があったということについては今後の参考にしていきたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 懇談会の中で6月の定例議会の行政報告でも申しておりましたけれども、大井川・南アルプス風景街道、グリーンティー・ガーデン、ティーガーデンシティ構想というような言葉が出てきました。これが軌道に乗ろうとしておりますと発言しておりますが、これはそもそも構想づくりはどこがしているかを1点先にお伺いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） このティーガーデン構想、ガーデンシティ構想でございますけれども、これは県の方が進めております。そのエリアの中に川根本町もその一角を占めているということでございます。そうは言いながら、なかなか一番奥の方なものですから、なかなか空港周辺の楽座の話ですとか、そういう話しか現在出てきておりませんので、そういう意味で、こちらの方にまでなかなか及んでくるのはまだ先かなという思いもあるものですから、そういう意味で知事がティーガーデン構想、それに乗せる形で街道づくりをやっていこうということで、現在これはお茶街道推進協議会ですか、ここを中心に何とか3月までに今からわずかな期間になりますけれども、基本的な考えを取りまとめして、知事の方に持っていこうということで現在進めております。22日にはこの日本風景街道を使ったらどうだという御提言をいただいた田中孝治先生、あの方にもお見えいただいて、これからこの町にとってグリーンティー・ガーデン構想の中に位置づけられる日本風景街道、お茶街道、風景街道の中では大井川流域「南アルプスへの道・お茶の道」というふうに言っていますけれども、基本的な考え方はお茶街道も全く同じでありますので、そういうものに乗せて、何とか発展させていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 今、町長答弁のように、県あるいは国の構想でありまして、懇談会でこの言葉を聞いて、軌道に乗りつつありますと言ったときに、さもあたかも川根本町が大きく主導してかかわっているように聞いた住民もあるわけです。言ってみれば、町長の都合のいいように住民に言っていると思えるような発言でありました。この中で具体的な計画性が見えてこないというのは、今のお話でもまだ構想の段階ということでもあります。住民の声の中に、おぼろげで概念的なものだった、あるいは星を見ているようだったと表現されておりますが、これもうなずけます。国交省日本風景街道、大井川・南アルプス風景街道からティーガーデン構想、このティーガーデン構想が南は吉田の小山城から北は金谷地区の石畳までというような最初の構想の中にありますけれども、川根本町をどのように結びつけていく

か、これが問題だと思うのです。これについてお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） したがいまして、先ほど申し上げましたように、大井川とつながっている地域でありまして、その沿線には茶畑が広がっているわけでありまして。この風景街道は空港から南アルプスまでということで、二軒小屋ないしは畑雑の方までつながっている街道ということになりますけれども、奥の方は茶畑からむしろ杉、ヒノキあるいは雑木というような森林になっていくわけですが、知事はそこも含めてフォレストガーデン、そしてティーガーデン、グリーンでつながっていくんだということも、これは何月でしたか、知事に要望を申し上げたときに、私も知事に、実はこのガーデンシティ構想の一角にぜひ川根本町もと知事はおっしゃってくださるけれども、現実には空港周辺の話ではないですかと言ったところ、知事が結構強い語調で、そんなことはないんだというふうに言ってくださいましたので、そういう意味でも何とかグリーンティー・ガーデンにつながるものとして、この街道づくりを何とかやっていきたいということで申し上げているわけでありまして。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 強力な働きかけが必要かと思えます。懇談会の答弁の中でも、いろいろな構想のお話の中に、具体的ともいえる1つの問題があります。沿線に数カ所の溜まりをつくりたい。表現としてサービスエリアみたいなものということでありました。地域の地元再生の話につなげてお話をされておりました。これは選挙のときから言っていたのかなという印象も記憶もございしますが、このたまり、サービスエリア的なもの、具体的な進みぐあいがあるのかどうかお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） まだ具体的ということではなくて、お茶街道推進協議会の中でも今後進めていく中で、ぜひそういうことを検討していただきたいということは申し上げてあります。要するに国道、県道が南北に走ってしまっていて、そこをとお見えになるお客さん、もちろんSLあるいは大井川鉄道を通して、利用してお越しになるお客さん、いろいろいらっしゃるわけですが、地域の中にあるいろいろなまちかど博物館ですとか、そういうものがうまくネットワークで結ばれていないという部分もありますので、そういうものを広げていくということも一つのこの街道づくりの意味合いがあるわけですが、それと、その沿線の何カ所かにお茶を宣伝するスペースですとか、あるいはお土産を買っていただくスペース、飲食をしていただくスペース、そういうものが少ないというふうに思っていますので、せっかくお客さんがこの地域にお見えになっても、消費をしていただけるような仕掛けが不十分だということから、何とかこの地域の物産、そういうものをそのところで売って、あるいは加工して食べていただいとというような、いわゆるそれを客だまりというふうにして申し上げているわけで、いわば高速道路で言うサービスエリア的な機能を持った部分をつくっていったらどうだろうということで提案申し上げているわけでありまして。

もちろん、いつでしたか、中澤議員からもグリーンツーリズムのお話の中で、茶畑を使ったとか、いろいろな提案もございましたものですから、そういうものも含めて、何とかお客様に、せっかくつくったいいものがこの地域にもあるわけですので、それを紹介し、買っていただき、この地域がよりお客様にとっていいイメージを発信できるような、そういう場所になればいいということで思っているわけであります。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 島田市から入っていきますと、右岸、左岸両方ありますけれども、まず笹間渡の川根温泉道の駅があります。そして、そこから15分ぐらい走りますと、四季の里があります。それで大勢の人が訪れています。沿線には頑張っておられる個人経営の食堂、お茶屋さんが点在し、茶茗館にはたまてばこで産地直送している。沿線に数カ所の溜まりをつくる話で、これらの商工業者が先行き経営不安に陥らないかと懸念しているわけであります。そうならないように具体的には検討していったほしいと思います。

私は、この川根本町地域全体が客だまりというようなイメージで、お客さんを1カ所に集めて物事を処置するのではなくて、この地域にそれぞれの訪れたお客様がばらばらに客だまり、この地域全体が客だまりというイメージでやっていくのがもう一つの方法かと考えております。

次に、行政運営について再質問をさせていただきます。

行政運営について、9月議会でもプロジェクト案件の予算の組み替えの取り下げ、12月3日の先ほど言っておりましたけれども、議員全員協議会に4億3,000万円の繰上償還を説明し、12月7日に急遽全員協議会を開催して繰上償還を中止、それから、財政調整基金に4億5,000万円を積み立てるとというような組み替えをするなど、町長執行部の不手際が目立つと思います。

提案したものが懸念、批判、批評に耐えられず、慌ただしく修正を余儀なくされる。改善すること自体はよいことではありますが、提案以前に庁舎内で議論して提案できないか。反省の弁で、性急で反省することも多い。一抹の不安があった。おかしいと思ったと事後説明されても困るわけであります。あたかもこの言葉は担当課の責任とでも言っているような事態は、158名役場職員の政策企画立案提案能力、執行能力など職員の士気にかかわる問題だと思えます。この点をお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 私自身日ごろ言葉の歯切れが悪いかもしれませんが、今までいろいろな形で役場がやったことの責任は私だということで申し上げております。したがって、職員の責任でこうなったというようなことを申し上げるということは全くないつもりでありますし、そう思っておりません。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 先ほどおかしいなと思った点で、副町長が事後説明で発言した事例

で、11月30日の先ほどの奥泉の町政懇談会の中で、接岨区の部分だけ26項目に上る要望とか意見がございまして、その部分だけ回答書が書面になっておりました。茶業振興、農業振興の項目で、具体的な内容2で、具体的施策の実現のための阻害要因の分析はという質問に対して、回答書面で、茶業振興実現への阻害要因の分析ということで、まず川根茶ブランドを意識するのは消費者だが、商工業者は加工業者、荒茶は加工原料であり、この原料が加工段階、いわゆる茶商工業者でブレンドすることもあり、内容の変更をされる危険性が非常に高いことが挙げられるという書面の回答がありました。続きまして、したがって、川根茶ブランドを強化するに当たりましては、農家の自主的な栽培製造技術だけでなく、農家が直接消費者に向け販路拡大するにも支援が必要と書いてありました。

後段の部分はよろしいのでしょうかけれども、特に前段の部分の説明にびっくり仰天ですね。会場に、あときは総務課長の西村課長だったと思いますが、司会をしておりましてので、会場で削除を申し入れましたが、産業課がつくったのでできないということで、後日産業課に訂正の申し入れをしておきました。事後の措置の説明をお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 奥泉地区の町政懇談会の中で、川根茶の産地のブランドに対して混乱を招くような表現をしました。不適切な回答でありましたので、訂正文を出しました。それで、対応として奥泉区、大谷区、接岨区、大間区の4区長さんに出向きまして、訂正文の説明をいたしました。それから、茶業組合、川根営農経済センター、JAおおいがわ茶業センターへも出向き、説明をして訂正をいたしました。

以上です。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 茶農家、JA、茶流通加工業者が一体となって取り組まなければならない時期にこういう回答が出て残念に思いましたけれども、訂正されて適切に対応していただいたということでございます。江戸時代の近江商人の経営理念、三方よしを教訓として強く思いました。

それから、町政懇談会関連で、各地区からたくさんの要望、意見が出されましたが、私も区長経験者の1人ではありますが、区内からの改善、要望を取りまとめ、5月末あたりに例年役場に提出しますが、年度内に解決することは少なく、ほとんどが来年度以降ということになります。要望の内容は、3年から5年も前のものも含まれます。区長は区民の皆様からいつやってくれる、どうなっていると聞かれると、返事に大変困るわけでありまして。今ごろの時期はストレスで雪だるま状態になります。各区の事業の要望の執行予定時期、目安、方策をできるだけ早い時期にお知らせすべきだと思います。対応を伺います。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） ただいまの小藪議員の御質問ですけれども、毎年各区から事業要望ということで要望書を提出させていただいておりますが、来週の月曜日になります、区

長会があります。その席で今までの状況とこの要望に対してはこういう対応をしますということの説明をさせていただくという予定であります。

以上です。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 区の要望は次年度の予算編成の材料とするために区長さんからお願いしているものですので、基本的には翌年度の当初予算に優先順位をつけた中で上がってくるという流れになっております。区長さんにしてみますと、1年任期ということになりますと、自分が要望したものが翌年度以降に回ってくるということで、御不満もあるのかもしれませんが、今年度については、できれば3月の中でできるだけ取り上げていきたいというふうにも思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） では次に、先ほど新聞記事につきましては幾らかの答弁がございましたが、活字になった以上、言った、言わないはもう読者は見ておりますし、見る人は見ております。佐藤町長は、旧本川根町時代には商工会の事務局長、そして町の収入役、助役を経験して、経歴から一般的には数字に強い、行政に強いと思われているわけです。町長に当選して1年が過ぎましたけれども、12月9日の新聞には大変ショックを受けました。こんなに交付税があるとは担当者も読めなかったようだ。予算の指示がしっかりしていなかったかもしれない。予算編成の素人で方向性を示さなかったと。あるいは余剰金7億円を超えてしまう。使わないとばらまきと言われればそうかもしれない。執行者として体をなしていないの質問に、あたかも国の閉塞感が原因というような内容の記事でございましたが、発言の事実、言葉があったとすれば、誠に残念でありますけれども、先ほどは否定をしておりましたけれども、この発言の事実、言葉の記憶がありましたらお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 言葉の言い回しとしては、ああいう部分もあった部分があるんだろうというふうに思います。ただ、前後の脈絡がある中での話で、ある部分を除いて、部分だけをぼっと書いてあるものですから、そういう意味で全く私が話したものと違う形になってしまった。

ただ、これは一々説明、釈明していても、私としては全く不本意でありますけれども、それが逆に深みにはまっていってしまうような感じもありますので、それについては書かれたことに私の責任があるということで、今後しっかり戒めていきたいというふうに思っているところであります。

実は、昨日も県の自治局長と町村会の会議がございまして、その説明をさせていただきました。それから、ゆうべ、その後懇親会もあったわけですが、岩瀬副知事と、それから丸山経営管理部長が、ちょうど私の横だったものですから、そのことについてはいろいろ議論をさせていただきまして、川根本町がやろうとしている地域振興事業、これについて

は何も悪いところはないんだということで、それとその発言のあれについても、私はあえてその釈明をしませんでしたけれども、そこはよくわかっていただいて、とにかく頑張れということと言われてまいりましたので、それだけつけ加えさせていただきます。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） はい、わかりました。町長の資質あるいは自覚の面からは今反省の弁がございました。これからも注意していただきたいなと、そんなふうに思います。

ただ、記事を読んだ町民からは、担当者の責任ではなくて、予算編成者の責任ではないか。今答弁のように、町長責任ということでございます。そして、加えて、財政担当は素人の職員がやっているかという問いが電話でございました。それはないと。財政担当者は5月の下旬には剰余金問題で償還に関して、島田信用金庫あるいはJAの中川根支店に相談している。剰余を読めなかったとは考えられないという自分は答えをいたしました。読めなかったのはトップではなかったのかと苦し紛れの答弁をいたしました。よろしいでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 結局申し上げることになるのですが、その流れで言いますと、剰余金が出てきた背景には、交付金が20年度の繰り越し分も含めてかなりあったという中で、入札差金等が出たということと、それから、特別交付税については次年度への繰り越し財源といえますか、そういうことも含めて計上するというふうに思っていますけれども、そういう部分の中で、予算では1億あったわけですけれども、3億5,000万円特別交付税で来たというようなことで、結果として交付税が多かったから剰余金が来たのじゃなくて、全体としては執行残り、入札差金、そういうものが事業規模が膨らんだということによって大きくなったというふうに思っていますけれども、そういうことで繰越金が6億余り出たということだというふうに思っていますので、そのところは自分なりには話したつもりなのですが、結果としてああいうことになってしまったわけで、もちろん読めなかったのは職員ではなくて私だったんだろうというふうに思いますけれども、そういう点ではああいう書かれ方をしたことについては申し訳ないというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 奥泉の集会所で皆さんの期待にこたえられなくて申し訳ない。これから挽回したいと懇談会で述べられておりました。寸又右岸林道の早期開通、接岨峡、接岨湖、やまびこ資料館近くに観光トイレ、観光林道の整備、大札山から山犬段の舗装、町営サッカー場の芝張り、あそこには施設もありますので、あそこの粉じんが巻き上がる被害もありますし、芝張りすることによって、またサッカー合宿を誘致できたりと、そういうような効果もございます。それから、小学校の統合問題、小学校の各先生方のパソコンがこの町だけ与えられておりません。それから、商業店舗のリフォーム補助金とか、青部沢間間の道路改善、上長尾バイパス、青部バイパスの早期完成の国・県への強力な要望等々があります。数え上げれば切りがないわけでありましてけれども、町長の挽回の意気込みをお伺いいたしま

す。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） なかなか先に申し上げましたように、期待にこたえられていないという部分は認めざるを得ない状況かなというふうに思っております。しかしながら、まだ1年ということでございますので、1年ごとに反省し、次を考えていくということは大事だろうというふうに思いますけれども、まだまだこれからぜひ頑張って、何とかこの町の元気に向けてしっかりした基本的な考えを今後示していけるように、皆様の御理解も求めていきたいというふうに思いますので、御指導、御鞭撻、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） それから、以前にも一般質問で取り上げて気になっておりますのが1点ございますので、質問をさせていただきますと、小規模製茶工場、個人製茶工場が約130件ぐらいあると思います。そこについてあります重油タンクの防油堤の助成金を要望したことがございます。小規模製茶工場は建設当時はもう10年、20年あるいは30年たっておりますけれども、防油堤については指導はなかったわけでありまして、2、3年前から消防署の指導で罰則規定はございませんけれども、消防法違反ということになります。1台の製茶機械が故障あるいは多額の修繕費用がかかるということで、製茶をやめるところもありました。そこにつながる生産農家は耕作放棄をせざるを得ない状況となってまいります。生葉がもんでもらえないわけでございます。製茶工場の重油タンクの防油堤には助成金をつけるべきだと考えております。お茶を製造してもらっている相当数の農家にも影響を与えてまいります。対応能力、いわゆる余剰金はあるわけですから、茶業のため足元の現場に心していただきたいと思いますが、伺います。

議長（板谷 信君） 通告ないですけれども、答えられますか。町長。

町長（佐藤公敏君） 防油堤の関係でございますけれども、これはまだ仮称なのですが、安全・安心のためのまちづくり補助金ということで、現在新設を考えております。集会所の耐震補強ですとか、あるいは防油堤の新設、その他安全・安心のための事業ということで、今これから要綱をつくって、これからまとめていくわけですが、今そういう方向で検討を進めておりますので、またよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 以上で私の一般質問は終わります。くれぐれも先ほどの反省の弁にもありましたけれども、挽回の意を込めて頑張っていただきたいと思います。議会もそのような方向でいきたいと、そんなふうに考えております。ありがとうございました。

町長（佐藤公敏君） よろしくお願ひします。

議長（板谷 信君） これで小藪君の一般質問を終わります。

時間的に微妙ですが、引き続き一般質問を続けたいと思います。

2番、太田侑孝君の発言を許します。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 2番の太田侑孝です。いつも中途半端で悪いのですが、運の悪い男でございますが、質問させていただきます。

きょうの一般質問は放棄茶園と教育の問題でございますが、9月22日の一般質問では行革を前面に出して、同じように議会だよりも読んでいただいたと思うのですが、ちょろちょろと耕作放棄地と学校教育の方針について伺って、打診というか序章はつけてありますが、実は耕作放棄地、茶園放棄と学校の問題というのは死角がございまして、私が刺客じゃなくて、見えない部分がありまして、それを追求し、提案していかないと、ちょっと先へ進まない部分があるものですから、あえてきょうはこの2点の質問をさせていただくつもりです。

主に耕作放棄地と出ておりますけれども、これは放棄茶園が問題であります。これは前回質問したのですけれども、茶園の、予告したとおり、この秋の秋冬番の刈り取りが終わり、ならしが終わった後、さらに深刈りをして、もう太い枝の状態で刈って、赤茶けた茶園が見られます。明らかに茶園を放置し、放棄される茶園というような予測がなされて、大変目立ってきております。それは一方では大変目立って景観が悪いということで、かなり相当シルバー人材センターへお金を払って深刈りをしたという方もございます。大変苦勞をされておるわけであります。

さらにはこの11月1日に産業課の方では町内の耕作放棄地の全体調査の結果が集計されていると思いますので、その調査結果がどんな状態になっているかということも聞きながら、それに対する放棄地対策事業はどんなふうに考えているかを伺いたいと思います。

その対策としては、前回9月の町当局の答弁でやられたように、耕作放棄地減少対策事業というのがありまして、その中に放棄地再生事業あるいは小規模基盤整備事業とか、茶園再生植栽事業とか、まだまだ農地環境維持整備事業等といろいろありますけれども、これらの耕作放棄地対策事業というのは、この川根本町の放棄茶園の対策にはなかなか向かないといいますが、効果的かつ迅速にできない対策事業でありまして、独自の対策事業を考える必要があるということも伺いたいと思います。

次に、教育行政についてであります。来年23年度から南部小で複式学級の編成による授業が始まるということなのですが、各地で開催された町政懇談会でも、この複式授業に関することと学校統合については質問が4地区、3会場で出されておりました。かなり町民の不安や心配というのが潜在的な形で相当拡大してきているというふうに思われます。

この複式学級の答弁につきましては、前回の町政懇談会でもそうですが、大体同じような答えをされています。例えば南部小では校長先生が先頭に立って、榛原地区では唯一の片浜小学校へ父兄を連れて視察に行ったこと。それから、教育委員会でも島田の相賀小へ視察に行ったという、このことの報告が対応策として動いているよという報告がなされていますね。

その当時、校長先生は、学校の経営者の立場ですから、これはもう来年から始まっていくそうで、大変心配されまして、こういう配慮をして、御父兄なり、それぞれの先生方の対応を学習し、視察して理解を求めて動いているという、これは校長先生として極めて深刻な受

けとめ方をして、率先して動いてくださっているということであって、学校の設置者、管理者という立場で行政、町当局はどう考えて、どう対応しようとしているのかというのが何も見えてこないというのが現状の町政懇談会の説明であると。それでは余りにもお粗末過ぎるということで、そこに抱えるいろいろな問題というのは結構根深いものがあるんじゃないかなと思うのです。

ですから、その現実はまだ推移していて、複式といえば、従来のこの川根本町のどの小学校、どの地区の歴史をとらえても、過疎化と少子化によって学校統合が行われて、旧中川根では3校に集約されているわけです。さらに同じ歴史を繰り返そうとしているこのときに、過去の歴史を做って、町当局は設置者としてどうその責任を果たしていくかという非常に腹の据わった対応が求められているという認識が足りないと思うのです。その辺をしっかりとお聞きしたいというのがこの2つでございます。

死角というのはまた追加質問で行いたいと思うのですけれども、それを踏まえて当局に御答弁いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） ただいまの太田君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、太田議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、耕作放棄地についてであります。本年度地区農政推進委員の皆さんを中心に、耕作放棄地である農地面積の見直しを行いました。その結果、10地区において増減があり、おおむね1haの耕作放棄地農地面積が増え、29haになるというふう聞いております。9月議会、太田議員の一般質問でもお答えいたしました。本町では耕作放棄地の発生要因である生産性の低さ、土地条件の悪さ等の解消に向けての取り組みとしては、毎年茶園の改植、農産物造成、特産物造成、自力作業道の開設、乗用型摘栽機等の省力化施設整備補助等を実施しておりますが、耕作放棄地の背景には高齢化やお茶の価格低迷、権利関係、周辺農業者、受け手となり得る者の態様等は地域によって様々であり、複雑な問題を抱えております。

当町では、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金制度を利用した再生作業、土壌改良、営農定着や、その他営農を補完する施設等の整備にも補助があります。国の交付金事業の活用とあわせて、町では地区協議会を設置することが条件ではありますが、障害物の除去、茶樹雑草の除去、段差解消、新たな作物の植栽経費等の支援、耕作放棄地を採草地など、用途変更に係る経費支援や耕作放棄地と、その周辺農地と一体的に基盤整備を実施する仕組みに取り組んでおります。また、1a以上の事業規模から環境維持管理作業を行う経費を助成いたします。重要なことは、農地を再生した後、長期にわたって農業を続けることが大切でありますので、地域を挙げて取り組む体制づくりを推進する地区協議会を事業に義務づけております。

なお、平成21年度耕作放棄地再生利用対策事業による実績は、2カ所30aでした。また、

平成22年度4カ所49a、これは奥泉2カ所、水川1カ所、田野口1カ所ですが、これを実施中ではありますが、これを含めて再生を見込んでおります。

また、地区協議会を3カ所、久保尾地区、奥泉地区、田野口地区において設立、もしくは設立準備をしていただいております。

このほか耕作放棄地対策事業として、耕作放棄地の発生防止を図る中山間地域等直接支払制度事業、農村の自然環境を守る対策として、農地・水・環境保全向上対策事業などに取り組んでいただいております。

今後、耕作放棄地の解消を図るためには、最大の要因である担い手の確保に向け、農地を維持していく担い手となり得る共同体の育成や農地の集団管理作業の可能性について、また、地域単位での農地管理のモデル的取り組みの実践など、地域の実情に即した多様な主体の参画、協働とその発意や創意工夫によるきめ細やかな取り組みを進めるのはもとより、再生作業への取り組みがなかなか進まない中、抜本的な取り組み方法の再検討が必要であり、営農再開までの保全管理として、町農林業センターにおいて緑肥作物の植生実証試験の実施や景観保全などの観点から、地区協議会との連携を図りながら、再生作業を町担い手協議会において請け負い、実施できないか等の検討を進める予定であり、地域の皆さんと協力して進めていきたいと考えております。

次に、平成23年度から南部小学校で複式学級がスタートすることから、学校の統合についてどう考えるかという御質問についてであります。

町政懇談会においても、上長尾区、瀬平区、久保尾区、徳山区などからは事前にいただいた質問の中に学校の統合についてのものがあり、懇談会当日にも南部小学校、藤川集会所、徳山コミュニティ防災センターでの懇談会には、会場からも学校の統合についての質問が出されました。子弟の教育にかかわる学校の統合について、町民の皆様が多くが大きな関心を持たれていることを感じたところであります。

今のような状況で児童数が減少していくとすると、今後も中川根第一小学校、中央小学校、本川根小学校という順序で複式学級を取り入れていくこととなります。

このような状況から、学校の統合については考えなければならない最も重要な課題であることの認識は持っておりますが、学校の現場においても、教育委員会においても、様々な視点から検討を加えた上で、南部小学校においては、平成22年度の教育目標に「複式学級の開設に向けての備えを万全にする」と掲げ、各方面から準備を進め、平成23年度から2年生と3年生で複式学級をスタートさせようとしているわけであります。

複式学級は、学年によって異なる内容を1人の教師が指導する。2年間で1つの教科の内容を指導する。時間割を工夫して、それぞれの学級ごとに指導するというような点で変則的な学級編成でありますので、本来あるべき単式学級で進めるのが基本であります。複式学級で学んだ子供の中には上級生としての自覚が生まれる。下級生は上級生を目指して努力する。下級生の中には上級生の学習内容まで理解しようとする児童もいるなど、複式学級には

いい面もあるようであります。

しかしながら、担任に当たられた先生方への負担も多く、御父兄の皆様方の不安も大きいものがあり、仮に一部にいい結果が出たとしても、だからそれでいいというものではないと考えております。

今は南部小学校で挑戦しようという複式学級を後押ししながら、川根本町における教育はいかにあるべきかという視点から、今後学校教育についての議論を高めていくことが大切だというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 教育総務課長の方から答弁ありますか。教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） 太田議員の質問にお答えします。

先ほど6月議会でということの質問があったわけなのですが、そのときもお答えしましたけれども、南部小は間違いなく平成23年度から2年生、3年生が複式となります。それで、今、町長の答弁にありましたように、1人の先生ということで、もう1人講師の方をお招きしますが、1つのクラスの中に前に黒板があって、後ろに移動できる黒板といたしますか、そういうもので対応していきたいと。これは南部小の校長さんというか、先ほども出ましたけれども、質問の中で、一生懸命やってくれていますというのは間違いなく、それで人的配置まで、昨日ちょっと校長面接がありまして、そういうことまで今踏み入っていますので、教育委員会サイドとしてはとにかく複式学級を成功にまずおさめてみたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩といたします。再開は午後1時からです。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それでは、追加質問させていただきますが、午前中の町長の答弁は前回とほぼ同じ内容でありますね。1つ確認したいのは、現在認定されている耕作放棄地は29haで、内容はほぼ90数%茶園であるということによろしいでしょうか。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） ほぼ茶園だと思います。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） そうしますと、大体凍霜害の補償対象となった600町歩ですね、町内の。それに対して大体何%ぐらいの状況になりますか。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 単純に計算しまして、5%弱ぐらいということです。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） その全面積の5%ぐらいが茶園として放棄茶園になっているということで、県の平均が約10%ぐらいというふうに聞いていますけれども、そういう比率でなっていますが、町長、これは我が町の中でそのパーセントは多いと思いますか、少ないと思いますか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 多い、少ないの判断は簡単に言えないわけですが、その茶園を中心にして振興してきた町、しかもその茶園面積そのものがそう多くないという中で考えれば、決して少なくない面積かなというふうに思います。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それでですね、町長の答弁の中にありましたように、この耕作放棄地という茶園の放棄は、生産性が悪い場所とか土地の条件が非常にまずいというような、いろいろな生産的要素、手段あるいは場所ということで、非常に効率が悪いところが放棄されているというようなことで、いわば再生がきかないような場所のように受けとめられるのですが、この放棄茶園の対策事業というのは、先ほど私も質問の中で言いましたが、県とか国でやっている交付事業、再生事業、これしか今のところないですね。ちょっと確認したいのですが。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 県の単独の耕作放棄地対策もあります。それから、川根本町で補助金交付要綱で定めてある、その国の要綱にのっとって、それに見習ってつくってある町単独の補助事業もあります。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） ということで、現在の耕作放棄地の認定というのは2年間の放棄状況があって認定されて、なおかつそれが認定された放棄地に対して、いわば借りる人がいない限り、これは再生の方向に入っていくかですね。ちょっと確認します。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 結果としてそういうことにはなりますが、先ほど町長が答弁した最後にも、ちょっと町として再生作業を町の担い手協議会において請負事業を実施できないかということを経営に少し検討したいなど。それから、緑肥作物の植生実証試験も農林業センターを使ってやりたいと思っております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） そうすることでして、この川根本町の中で2年間据え置いて認定されたものが耕作放棄地、耕作放棄茶園になっているわけですし、そのうちの前年が30a、今期

40数 a ということで、1 haに満たない再生状況なのですね。これは29町歩の耕作放棄地があっても、なかなかこれは認定して次の借り手が、後継者がないと再生されていかないということで、これは国とか県とか、それから町単でやる話もあったのですが、それすらも後継とか隣接地で、あとこの耕作地を継続して耕作してくれる人がいない限り、この耕作放棄地の問題は解決していかないというのが実態であります。いわばこの事業は農地法に基づく生産基盤の農地をいかに再生して維持していくかということが主眼のものでありますから、そのように答弁されているわけなのです。

しかし、私が今回また申し上げたいのは、実は当町の耕作放棄茶園は生産性が悪いとか、土地の条件が悪いとかいうんじゃなくて、違う点で見てほしいというのは、むしろ高齢者対策で、福祉で年寄りを救済するという立場で見ていかないと、茶園耕作放棄地は解決していかないと思うのです。町長、この辺の見方の視点を変えて、ちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 担い手が高齢化していく中、しかも土地の条件の悪い中での耕作ということの中から放棄地が出てきているわけで、今の国あるいは県のレベルで言っているものでいうと、なかなか救えない、そういう事情は確かにあるというふうに思います。したがって、それをその別の視点から見ていくという対応は大変重要なことかなというふうには思っております。ただ、それに対して具体的な策が打てるのかどうかということについては、検討していかなければいけないというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 実は全品等の中でもここは産地賞をいただいているわけですがけれども、この産地賞という川根茶の名産地は一朝一夕にしてできたものではありません。当然御存じのとおり、現在のお年寄り、その皆さんが本当に苦労を重ねて現在に至った茶産地であります。確かにお茶の価格の低迷とか消費量の低迷とありますけれども、実は今のこの41%以上の高齢化率を誇る老齢化のこの川根本町では、その老齢化の人たちが培ってきた茶園の名声あるいは維持管理、栽培技術というものが支えられてきているわけです。このお年寄りがもう年を食って、何もできなくなってきたのですね、体が。それこそ平日は若夫婦は一般的に勤めに出ていて、留守を守るお年寄りが道路わきの茶畑で草取りをしていると。お茶のシーズンになれば、二人刈りも腰を曲げてやる程度で、土日しかやらないと。もう片方が亡くなっちゃったので、はあ、どうにもならんよというようなことが実態的にはやがて放棄茶園になっていくというケースの方が多いわけでして、その農地法から見た形の対策だけではどうしても追いつかない。むしろ今まで頑張ってきた、お茶を支えてくれたお年寄りに対して御苦労さんでしたと、もういいよと、町で何とかするよという対策ができないものかという私の投げかけであります。その視点を見ない限り、農地法のことと土地の再生だけを技術的にやろうということでは解決していかないというふうには私は思うのでありますが、も

う一度町長、その辺お伺いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） それだけ問題が切実な問題になっているということだというふうに思っております。確かに農地法での対応ができない部分、じゃ対応ができないから捨てていいのかと言われれば、決してそういうことではありませんので、そういうことも含めて対応をこれから考えていかなければいけないだろうというふうに思います。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） そこで、先ほど産業課長からお話があった緑肥とかいうこともありましたが、全く違った視点で産業課ではなくて、福祉の面を持って年寄りをどうするかということの視点でぜひお考えいただきたいということで、前回ちょっと触れておきましたのですが、実は今財政的にも余裕があるというような流れになってきたのですけれども、ぜひお年寄り夫婦で80歳過ぎた夫婦が困っているというような申し出、あるいは状況に応じて、しかも息子さんは東京に勤めちゃって老夫婦だけの茶園というのは、地元の農業委員とかから手続上申請があれば、それを審査して、これはもうほうっておけないから、それじゃ町の補助金で抜根して整地してやろうかと。整地した後は緑肥のクローバーだとか牧草の種をまいてあげておけば、いつでも重機を入れれば農地に戻るよというような状態で抜根の整地作用を地元の土木建設業者に一定の価格協定といいますか、単価でやってもらうように発注していく方法はないかということをご検討いただきたいと思います。

一部午前中ちょっと質問の中で言いましたように、放棄して長く伸びたお茶を三度も四度も繰り返し低くして、また赤くしておくことの繰り返しでは解決できません。私の地区でもやった方はありますけれども、大体重機を入れて、抜根をして整地して、茶の木をそのままに置くと、一反歩14、5万かかるというようなことであります。そういうようなことで、茶の木を粉碎して処理すれば、また経費もかかるというようなことで、単価見積もりの基準をつくって、助成金を出して地元の土木業者にやっていただくような仕事で、しかも申請のあったものは高齢化あるいは状態を見て、審査基準をして、ABCランクをつけて優先するところからそういう対応策をしてやっていけるというような放棄茶園対策を具体的に考えていただきたいと思うのです。

課長が言いましたように、緑肥の芝生を植えるのか、クローバーを植えるのか、そういったことは農林センターでも試験的にやるようなことは考えているように聞いていますので、ぜひそのことを具体的に検討して入っていただくようお願いしたいと思います。それでないと、この国や県の言う農地法に従った土地の再生利用だけで耕作放棄地をやっていこうと思っても、この町の実情には合わないし、逆に自助努力とよく町長言うのですけれども、農家のお年寄りの自助努力を待つような状況にはないということです。ぜひその辺を御検討いただきたいし、ぜひ早目に手を打っていただきたいなというお願いで、耕作放棄地の方の質問は終わらせていただきます。何かまとめて町長にお答えを最後にいただきたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今の太田議員から御提言のありました緑肥作物等を植えることによって、その茶園の再生が、茶園と申しますか農地として再生できるような、そういう仕組み、それに当たって、町としての財政の中からというような、いろいろな御提言がございました。これらについて少し検討をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 次の追加質問で、教育関係で質問させていただきますが、町政懇談会とか前回の議会での答弁で、複式学級が始まるわけですが、これらの長所のとらえ方とかいう点では、非常に問題があると思うのです。例えば徳山の町政懇談会で、答弁は、この複式学級の運営方法やそのよさを認識した上でと、こうあるのですが、当面は統合するよりも、まずはこの複式学級を支援して、児童にとってよりよい教育環境の整備を推進していきたいというような町当局の答弁になっています。この複式学級のよさを認識してとあるのですが、そのよさを認識するほどのよさがないのですよね。これは町長の前回の答弁書にも出てくるのですが、小規模な教職員組織であり、共通理解を得やすいとか、児童・生徒の実態を把握し、きめ細かな指導ができるとか、学校が拠点となり地域が連携とか、そういう点では別に複式学級であるがゆえの効果とは言えないという部分もありまして、複式学級の効果の長所としてうたっているのは2項目で、複式学級では児童・生徒に自学自習の力がつくと。異学年による学び合いとか、上学年の理解の定着や下の学年へのモデル提示を図ることができる。

これは大した長所じゃないんですね。むしろその後続く欠点とも見られるところの方がかなりあるわけなのです。それは答弁でそれを出している以上は、短所の方が多いという認識でいいでしょうかという確認をまずしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 複式学級をやることによってこういう効果があったよという事例の中から、こういう効果もあったみたいだということで申し上げたわけで、決してそれがあから複式学級がいいということは決して申し上げておりませんので、それは御理解いただきたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） ちなみに、今短所として披歴したこの議事録を見ますと、複式学級の短所としては、2つの学年が同じ教室で授業を行うため、時間を半分に割って指導することなどになり、学力の向上、定着が難しい。2番目としては、教科書などの使用内容に制限がある。例えば音楽の合唱ですとか、体育ゲームなどということであります。3つ目は、教師の負担が非常に大きく、苦勞していると。あるいは4つ目では、人間関係が固定化されてしまい、集団生活における適応能力が育ちにくい。その次は部活動の選択肢がないと。5番目は職員が少ないことから、教師1人の役割が多くなりがちであるというようなマイナス点が

かなり出ております。こういう現実には視察した中では恐らく出てこないと思うのです。視察の中ではいいことが出て安心しようということでありまして、やっぱりその短所となる現実を直視した考え方をベースにして始めていかないと、あとの小学校も続いて複式が予測されますので、その辺について率直に認めていただきたいと思うのですが、町長、いかがですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 複式学級になることによってマイナスが大きいということは率直に認めるところであります。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それから、やっぱり揚げ足をとって悪いのですけれども、徳山の答弁では、やっぱり運営方法とは、この複式学級の運営方法やというところがあるのですが、この運営というのは、質問でも言いましたように、学校の経営責任者、現場の先生方の部分であって、それを認識することは別に構わないのですが、しかし、行政側の答弁として複式学級を支援しということになりますと、具体的に複式学級を支援するのはどういうことなのかということになってきますね。お願いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 現実的に来年の4月から南部小学校で2年、3年で複式学級を取り入れるということで、これに対しては町単独の講師、いわゆる教員資格のある方を採用して、1つの教室で2つの学年が複式学級ということから勉強を進めるわけですが、教室をうまく分けるといいますか、先ほど教育総務課長からも少し答弁がございましたけれども、先生が2人1つの教室なのですが、2年生と3年生と、それぞれ授業が受けられるような、そういう形で対応していきたいというふうに今考えているところであります。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） そういったことでありますので、複式に対する支援とか現実を見つめて、ほかの小学校に影響することもあり多いかと思うのです。ですから、敏感に対応していただきたいというふうに思います。

次に、当然これでいきますと、引き続いて中央小も第一小も本川根小もということになると、当然これはつきまってくるのは統合の問題であります。現在旧中川根の南部小を入れて3校ありますが、耐震強度といいますか、耐震補強はもうしてありますね、全部。そうしますと、どの小学校にどういうふうに統合しても、旧中の中では構わないわけですね。教室数は同じ6学年ですから。そうしますと、学校の設備、施設そのものは別に現状維持で、あとは大体それを利用するのがスクールバスを走らせるだけで、その統合の可能性というのはすぐにも立ち上がれると思うのですが、そのほかに統合を難しくさせる問題というのはあるのでしょうか、町長。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今までで例えば保育園にしても、学校にしても、統合してきた事例は

あるわけで、決してできない問題ではないというふうに思っています。しかしながら、現実のものとして行くまでには幾つかの難しい問題があるだろうということは容易に予測できるところだというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） これはそんなに難しい話ではなくて、ある程度勇気といいますか、議論を先行させることをとっていけば、いずれにしても一つの方向性というのは得られてくるんじゃないかという提案をまずはしておきます。

しかし、この統合が進まない原因というのは、もう一つ大きな問題があるというふうに質問でしたのですけれども、これはやっぱり教育長不在の問題なんですね。1年数カ月不在になっております。これは非常に重要な問題であります。町長、私はそういう関係でありまして、言わないとわからないのと言っておきますが、去年議員に就任して初議会があって、私は11月30日、全協があって町長室へ行って面談した記憶を持っています。このときは私は具体的に名前を挙げて教育長をこの人を推薦したいと思うけれども、どうでしょうかというようにお願いし、一応提案しました。

それから、12月上旬、3日には校長会がありますので、町長、校長会に出てごあいさつをしてお願いしたり、いろいろ交流してみてくださいと。それで出席いただきましたが、校長会さんの方は、それでは教頭も集めておくよというぐらい教頭さんも集めて、町長が就任して最初の教育懇談になったと思います。その提案も実らず、とうとう御存じのとおりのようなことで教育長不在で来ておりますが、やはりここの複式の問題、あるいは統合の問題に発展する教育のことは、教育長不在ではまずいと思うのですよ。しかもこの10月25日切れで1人の教育委員も欠員になっていると。都合2人の教育委員が欠員になっている。この現実の中で、複式と統合の話に対してどのようにやっていこうと思っておりますか、町長。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） おっしゃるとおり、大変大事な問題でありますので、教育委員もしっかり頭数をそろえなければいけませんし、教育長も置いて、教育についてしっかり議論できる場をまずつくらなければいけないというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 一応そういったことですので、議論し合って、早く人事案件をまとめて、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。結局それをかぶるのは子供たちということになりますし、先送りにするとやっぱりよくないと思うのです。ぜひ早目早目の取り組みでお願いしたいと思うのですが。

もう1点お聞きしたいのですが、今度、またちょっと角度が違うのですが、地域自治振興交付金、区長会で説明されていくと思うのですが、これは交付金関係、余剰金が7億円ぐらいあるということなのですが、実は私の調べたところだと、文科省から年間1億6,500万円余の交付金が出ております。これは学校の子供の児童数、生徒数、学校数、学級数、こう

いったものに応じて学校の運営にというような交付金が出ております、毎年。これは逆に言うと学校の方に余り金がかからないと、一般財源が入っていますから、これはうまい交付金として町当局は、これは都合よくやってこられたと思うのですが、そのお金が入って、なおかつばらまき行為のような交付金に入っていたのでは学校は置いてきぼりになっちゃうよということなのですが、その辺を確認したいと思うのですが、どうでしょうか。

議長（板谷 信君） 答弁ありますか。

（「具体的な交付金はわからない……」の声あり）

議長（板谷 信君） いま、ごっちゃになっているのでわからないと思う……。

2番、太田君。

2番（太田侑孝君） ということで、一応私が確認してありますから、1億6,500数10万円、そういうことで文科省から来ています。

（「交付税に入っている」の声あり）

2番（太田侑孝君） 交付税。

議長（板谷 信君） そうそう。

2番（太田侑孝君） それをぜひ学校に生かしてほしいと思うのです。これも要望事項で課長の方に上がっていると思うのですが、きょう一部出ました小学校、中学校の先生方もパソコン、これは全部私物を使ってやっているのですね。そういったことで、逆に私物ですと管理がしにくい点もありますし、ぜひ80人いますから、400万ぐらい。いいのを買ってあげていただきたいという要望と、実は来年から学習指導要領は小学校は変更になりまして、内容が豊富になって、授業数、それから登校日数が増えてきます。問題は今年みたいに夏の猛暑なのですね。たまらないですよ。役場は回っていますけれどもね。学校はないんですよ、冷房が。すごい猛暑の中でズボン半ズボンにさせたり、1枚脱がせたりして授業をやるぐらい大変厳しい状況で、来年は日数も増えるし、夏休みも少なくしなきゃならないかなという現実の問題がありますので、学年、クラスの方だけでもいいですから、4小学校、2中学校ですと36教室ぐらいになると思うのです、多分。100万円ぐらいの冷房を入れると3,600万円になるので、それはぜひ今のうちから予算計上していただいて、早目にこれはしてやっていただきたいなと。ぜひ文科省のお金を使ってやっていただきたいなという質問をしたというふうに議会だよりに書きたいなと思っていますので、よろしくひとつお願いします。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 先ほどの交付税の関係、交付税は一般財源という形になりますので、これは全体的な状況を見ながら事業運営を進めていくということになります。それから、今2点教職員のパソコンの関係ということとエアコンの各教室の設置ということで御質問いただいたわけなのですが、実はきめ細やかな事業の交付金事業の中で、以前各学校に教職員当たり1台のパソコンの設置をということで、こちら照会したのですが、その時点で各学校1台でよろしいよというような、そういう返信が来たものですから、そのときに

実施しなかったという経緯がございます。

ただ、やはり今議員御指摘のように、学校運営の中で非常に必要であろうということは感じておりますし、エアコンの場合もそういう必要性を、今年の猛暑ということをお勧めした中で必要であろうということの中で、今回きめ細やかな第2次交付の中で、これは要重要検討課題ということで指示を出しておりますので、その点御承知おきいただきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 以上で質問を終わらせていただきますが、ぜひひとつよろしくお願ひします。特に茶園放棄地はぼちぼち言っている人もいますのですよ。行政放棄茶園にならないようにと言っていますので、早く対応していくために、ぜひ検討を迅速にお願いしたいと思ひます。

学校の方もそんなぐあいですので、唯一明るく頑張っているのは子供たちですので、ぜひ暑苦しい夏が快適に勉強できるようにひとつ進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長（板谷 信君） これで太田君の一般質問を終わります。

続いて、10番、鈴木多津枝君の発言を許します。

10番（鈴木多津枝君） こんにちは。

ただいまより通告に基づきまして一般質問を行います。

2011年度予算の編成時期を迎えました。町政懇談会9会場で町長が冒頭あいさつで述べられた町民の閉塞感の高まりや町の元気がなくなっており、何とか活気を盛り上げたいとの意欲に期待しまして一般質問をいたします。

初日の議会で7億円近い余裕財源を持て余した一般会計補正予算が、もっと町内にお金を回せとの議会の抵抗で組み替えをした末、可決されました。土木事業や農林、商工、観光事業などハード面での対応は額が少ないという問題はあるのですが、ある程度取り上げられてきました。しかし、苦しい家計をやりくりしながら懸命に共働きで子育てしておられる若い親世代への支援策はありませんでした。今後の取り組みについて2011年度予算編成も視野に入れて答弁を求めます。

最初に、どの子も親の経済状況に左右されることなく健康で楽しい学校生活を送れるよう、町の温かな支援の拡充について、以下5点お聞きいたします。

1、他市町に比べても受給率が低い就学援助制度で町が受給基準を決める準要保護の所得基準を生活保護基準の1.3倍以下から、以前のように1.5倍以下に拡大し、受給の窓口を広げる考えはないか伺います。

2、子供の医療費補助が中学卒業まで拡大され、ありがたい、助かるとの声をしばしば耳にしますが、500円月4回まで2,000円の自己負担も、子供が3人もいると結構負担が重いんだよとの声も聞きます。子供がいればいるほど大変になる子育ての経済負担は行政の支援で軽減できることは軽減するのが子育てを楽しいものにできる大切なことと思ひます。県内で

も既に中3まで入院、通院合わせて無料化している自治体も少なくなく、子育て支援や子供を守ることを最優先課題とする町として、自己負担を無料化して、子育て支援、弱い立場の命を守る町政を前進させる考えはないか伺います。

3、インフルエンザやヒブワクチン、子宮頸がんワクチンなど県内でもいち早く補助を創設した当町を静岡新聞などがしばしば取り上げてくれ、他市町にも大きな波及効果をもたらしました。今では自己負担なしで補助する自治体も次々あらわれ、先進町だった当町が自己負担額の大きさでは後進町になってきています。予防に力を入れる宣言をした町として自己負担をなくして接種率を上げることは大切な子供の命を将来にわたって守ることになり、医療費の節減にも通じることで、町に大きな効果をもたらすものと思います。当町も子供の予防接種への自己負担の軽減、無料化を求めます。

4点目、義務教育は無償の原則に立ち、教育的目的で行われている学校給食費の無料化を求めます。

5点目、1から3の平成17年度から21年度まで5年間の受給人数や決算額及び4までのこれらの要望を実施した場合に予想される費用額はどれくらいかかるかお聞きいたします。

大きな2点目です。これまで一般質問などで取り組みを検討するなどの答弁がされてきました青部駅へのトイレの設置、野良猫対策の避妊補助、梅島下温泉へ足湯を設置してほしいということ、徳山診療所建物の活用を考えるために地域の検討会を設置するなどについて、実施の見通しを伺います。

最後の3点目です。焼津市で一月ほど前から試験的に2つの地区の公民館に1日の処理能力が50kgの発酵分解型生ごみ処理機を設置し、5年間経過を見るとの記事が静岡新聞に載りました。住民も衛生的で、使用も楽で、環境のためにもよい取り組みだ。もっとほかの地区へも広がればいいなどの評判もよいと聞いています。生ごみ堆肥化への共同処理は環境問題に関心が高い人たちの連携や地域コミュニティのつながりを深め、助け合いや見守りネットワークづくりにも発展する可能性もあり、当町でも避けることのできない課題を前に進める積極的な意識を持つ人たちの人材発掘、育成の場にもなると思います。当町でも関心が高い人がおられる地区の集会所に試験的に生ごみ処理機を設置して、循環型のまちづくりを進める一步を踏み出す考えはないか伺います。

当町の生ごみ減量の実績など具体的に次の4点について伺います。

1、当町で購入費を補助している電動生ごみ処理機の設置世帯はどれくらいになっていますか。

2、補助前、補助後の可燃ごみ排出量は町の平均でどれくらい効果が出ていますか。

3、現在当町の可燃ごみの中の生ごみの割合はどれくらいで、補助前に比べてどれくらい減量の効果が出ていると考えますか。

4、可燃ごみ処理費用は1kg当たり幾らかかっていますか。

以上、大きくは3項目の質問を通告しましたので、町長が言われる元気な町にしたいとの

熱意が町民に伝わるような答弁を期待しまして、最初の質問といたします。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず最初の他市町に比べても受給率が低い準要保護制度の所得基準を生活保護基準の1.3倍以下から1.5倍以下に引き上げ、受給者の拡大をという御質問でございますけれども、これについては、現在川根本町準要保護児童・生徒の認定について、これについては川根本町要保護及び準要保護児童・生徒認定要綱内の第4条、準要保護児童の生徒認定と第5条、収入額及び需要額に基づく審査により、教育委員会は、当該児童・生徒が保護を受けていないが、保護を必要とする状態にあると認める場合は、当該児童・生徒が通学する学校長及び担当地区の民生児童委員の意見を求め、教育委員会を開催して審査を行った上で、準要保護児童・生徒として認定しております。第5条に記されている基準1.3倍は、合併以前より継続された基準であります。社会経済状況や近隣市町の認定、支給状況を見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、子供医療費助成事業ですが、この事業は静岡県の福祉医療費助成制度により実施されており、県の基準では、平成16年12月1日から、対象年齢を未就学児まで拡大、また平成22年10月1日から、入院について対象年齢を中学生まで拡大されました。

本町では、平成21年4月1日から、入院及び通院についても対象年齢を中学生まで拡大し、静岡県の制度よりも厚く設定し、進めているところであります。

医療については、将来を担う子供だけでなく、町民の皆さんの安心と安全を重点施策として進めているところでありますので、これからも様々な施策について検討していきたいというふうに思っております。

子供のインフルエンザワクチンやヒブワクチン、子宮頸がんワクチンの接種については、今年度新規事業として実施しております。特に子宮頸がんワクチンの接種は、がんにならない唯一のワクチンと言われております。

当町においては、他自治体に先駆け、実施に取り組んでまいりました。現在、最もワクチンが有効とされる中学生から高校生には、接種費用として5万円程度かかる接種費用内の自己負担額として5,000円だけで実施し、接種率も80%を超えると予測されます。

国においては、子宮頸がんほか2種のワクチン接種を定期接種化を見据えた中での方向で補正予算化しております。この動向を見て、接種費用自己負担の無料化が進んでおります。当町としても、このような方向でインフルエンザワクチン接種については高校まで拡大しているところですが、これからも積極的に検討していきたいというふうに考えております。

学校給食の無料化については、教育基本法第5条第4項、国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しないとなっており、現在は義務教育においては義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、学校で使用する教科書、これは教科用図書について

は無償で給与されているということでもあります。

給食費についてであります。学校給食共同調理場運営委員会において定めておりますが、児童・生徒が健康な体を形成し、維持していくために、安全で安心できる給食を実施しているものであり、原材料を相当として実費負担していただくものであります。

次に、大きな2番目のくくりの中で、青部駅のトイレでございますけれども、青部駅へのトイレ設置につきましては、これまで青部バイパスの関係から、設置場所について検討をしてきましたが、バイパス完成まで時間を要するため、今後地元の人たちや関係者、大鉄ですとか土木事務所等との管理面なども含めて話し合いを持ちながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、野良猫対策の避妊補助ということでございますけれども、町としては飼い主のいない猫が減少するよう、動物愛護の広報の機会をとらえ、猫の室内飼育、避妊、去勢、生涯飼育の普及啓発及び捨て猫防止に努めてまいりました。

これからも町民の皆さんにお願いを呼びかけるとともに、動物愛護の精神を尊重する中で、不妊及び去勢手術の対応についても検討をしていきたいと思っております。

次に、温泉スタンドの件であります。6月の一般質問におきまして、鈴木議員より、せめて足湯を設置し、高齢者の要望にこたえる考えはないかという御質問がございました。答弁の中で、当温泉は自噴で、近くにグランドゴルフの広場があること、幹線道路沿いにあることなどから、ある程度の利用は見込めるのではないかと。今後は土木事務所が進めている梅高地区河川敷環境整備ワークショップの中での地域計画によって判断していきたいと申し上げました。また、かねてから申し上げている街道沿いの溜まりのスペースとしても可能性のある場所ではないかと申し上げました。

しかし、懸念する点としまして、湯量のこと、経常的な管理経費のことも十分検討していきたいとも申し上げております。

その後についてであります。河川敷環境整備ワークショップは、準備会が終了し、来年2月ごろから逐次開催されていくものと聞いております。担当課におきましては、他の足湯施設の情報収集を行っており、直近の湯量についても一度精査をしておきたいと考えております。その結果を踏まえ、判断をしていかなければなりません。足湯施設のみ先行して考えていくということよりも、河川敷全体の構想の位置づけの中で考えていくことが賢明だと感じております。

徳山診療所の活用についてであります。地域の活用検討会の見通しはとの御質問でございますが、徳山診療所は静岡県地域医療施設整備促進事業補助金をいただき、平成6年度事業で建設しましたが、補助金の性格から転用が困難であり、処分制限期間を考慮しながら対応していきたい旨回答させていただいてきました。その後、国庫補助金に係る財産処分については、承認基準が出され、転用等緩和され、県の補助金につきましても、県において協議されましたが、現段階では、基本的な用途の変更が困難な状況にあります。今後、町全体と

してどのように活用するか検討していきたく、その中で地域の方々に御相談する機会もあるかと思いますが、その折はよろしくお願い申し上げます。

次に、燃えるごみの中でも生ごみの問題でございますけれども、重量的に大きく、生ごみの減量はごみ処理経費の削減に大きな効果を示し、生ごみの堆肥化は重要な施策の1つと考えます。町では生ごみ減量促進事業費補助金として電動生ごみ処理機やコンポストなどに補助しております。今現在延べ1,994世帯の家庭に利用されているところであります。鈴木議員の提案として、集会所に生ごみ処理機を設置してはどうかということではありますが、県内のある自治体でも公民館等に生ごみ処理機を設置した事例がありましたが、維持管理の問題や費用対効果が少なく、中止したケースもありました。今回焼津市で実施している状況の経過も見ていきたいと思っております。

質問で、電動生ごみ処理機設置世帯数はということですが、現在1,836台分を補助しております。また、補助前と補助後の比較ということですが、平成12年度前から補助しているため、比較ができません。生ごみに含まれる生ごみ率については、約30%から40%です。可燃ごみ処理費用1kg当たりは、島田市に委託料として支払っている金額を可燃物ごみ処理量で計算しますと38.4円となります。

川根本町は自然に恵まれた地域ですので、コンポストなどの自然と共存した利用を推進することが循環型として一番適していると考えます。これからも循環型地域社会の推進を図るためには、町民の皆さんに補助金活用をお願いしていきたいと思っております。

以上であります。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） まず、質問が多いものですから、順番にさせていただきます。

一番最初の就学援助制度の準要保護の所得基準を引き上げるようにということに対して、検討してまいりたいということで、以前質問したときに、もうこれ2回ぐらいやっているんじゃないかと思うのです、山田教育課長のとき。それから、この前の羽根田課長のとき。それで、やっているのですけれども、その検討するということが本当に実際にどういうふうの実現していくのかということで、あいまいなものですから今回もまた出しました。

それで具体的に聞きますけれども、最初に基準について去年の9月24日に文科省の専門会議が、自治体ごとにこの支給に差があるという就学援助制度の認定基準の統一を求める報告書をまとめて、全国の教育委員会に配布しております。当町にも届いているかと。多分県の方から届いていると思うのですけれども、どのような内容だったでしょうか。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） 今の今年9月24日に文科省からということなのですが、この前問い合わせしましたら、県の方へまだ国の方から来ていないと。これは年度内には出したいということで聞いております。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 私も県の教育委員会に聞きましたら、出しているという返事を聞いたものですから、こういうふうに通告したのですけれども、その内容は新聞報道によりますと、児童扶養手当を支給されている世帯、それから市町村民税が非課税世帯、それから生活保護基準に一定の係数を掛けたものというのは、市町村が、先ほどから言っています1.3とか1.5倍とか、そういう係数を掛けた所得以下の人ということで、これは今までと変わらないのですけれども、そのうちのどれか1つでも当てはまる場合は支給対象にすることをこの専門会議は提言をしているわけです。通達ではなくて、法律が変わったわけでもありませんので、今のところは提言という形で県の方にも言って、県の方も市町村に出していますということだったのですから、載せたのですけれども、こういう一つの後押しみたいな話が進んでいるわけですから、国の方でも、ぜひ進めるべきではないかと思うのですけれども、もし当町でこの提言の3つの要綱のどれか1つにでも当てはまる場合はということで、これに照らせば当町ではどれくらいの生徒が支給の対象になるのでしょうか。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） 先の質問についてですけれども、これは実は12月16日、うちの方が県の教育委員会の方に問い合わせまして、今、議員言われるのは、多分静岡新聞、9月25日付ですか、それと10月3日付ですか、そのことだと思っておりますけれども、これは県の方に問い合わせまして、文科省の方に確認してくれということで、まだ取りまとめ中で年度内には出したいということを伺っていますので、議員が聞いた県教委とちょっと違うんじゃないかと思えますけれども。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） じゃ出していないということですね。対象ね。

教育総務課長（羽根田泰一君） はい。以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） ちょっと数字が出ていないということで残念なのですけれども、9月の議会のときに1.3を1.5に引き上げると、給食費の滞納者の中の受給対象者がどうなりますかと聞いたときに、対象者が5割から7割5分ぐらいに、7.5割ぐらいに増えるという答弁をいただいたのですけれども、このときの人数をパーセントでしか、割合でしか聞いていないので、人数ではどうなるかわかりますか。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） 4名でした。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 何が4名。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） この前言った2人の場合は50%、4人のうち3人というこ

とで75%ということで、この前答弁したと思います。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 当町が1.5、ほとんどの自治体が1.5で来ていたのですけれども、1.3に下げたというのはいつで、理由は何だったのかわかりますか。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） これは一応調べましたら、旧中川根においては平成15年2月時点で1.3にしたということで、これは調べましたけれども、旧本川根においては、これはなかったということで、そのまま多分合併後もこの1.3が継続していると思います。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） もう一度聞き直しますけれども、旧本ではなかったというのは、1.5のままだったということですか。それとも1.3のままだったということですか。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） これは規定がなかったということでありまして、定めがなかったということで、適用については1.3で、旧川根町も含めて、3川根では1.3でやってきたというふうはこちらの方では認識しております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 1.5だったときがなかったということですか。そうですか。

議長（板谷 信君） しっかり答弁して。副町長。

副町長（小坂泰夫君） 申し訳ありません。1.5という事実はなかったというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） この就学援助費の準要保護の1.5倍か1.3倍かを言っているのですけれども、これは平成17年に国が準要保護について、もう要保護は生活保護世帯ですので、決まっているわけですけれども、準要保護については、それまでも市町村が一応規定を決めてやるということでしたけれども、平成17年に、それまで国がやっているものについては補助金で交付していたのを一般財源化して、交付税の基準財政需要額に算定するというふうになったことがきっかけで、多くの自治体が1.3に下げたということを知っているのですけれども、それで下げたということではないのですか。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいまの質問は、平成17年に三位一体改革の中で補助金制度が交付税措置ということで一般財源化されたということの御質問かと思うのですけれども、当町では、以前から1.3でありましたのですけれども、先ほど言われましたように、この定めが明確化されていなかったものですから、平成15年2月に明確化したということがあります。今の17年にじゃ引き下げたかという御質問ですけれども、これは国の方の補助金問題という

のですか、それと交付税措置問題でありまして、うちのあくまでも基準は市町村において行うものでありまして、この要綱を変えておりませんので、従前どおりで扱っていると御理解いただきたいと思います。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 変えていないことを理解することができなくて、こういう質問をしているのですけれども、ぜひ変えていただきたいと思ひまして、受給条件をもし1.3を1.5倍に引き上げたからといって、その対象者の人たちが皆申請したり、受給者になるということはまず考えられないことで、本当に最初町長が言われたように、いろいろな学校での状況とか、そういうものも緩和されて、本人からも申請があったりしてやるのでしょうかけれども、対象に適用していくのでしょうかけれども、その本人の申請の部分で窓口が広がると思うのです、1.5にすれば。それで、今全国平均がこのリーマンショックと申しますか、不況が激しくなると、1割を超えているという報道が最近されています、この受給率が。1割を超えているときに、当町の21年度の実績では、小・中学生546人中、小学校で6人、中学校で8人の計14人で、全生徒に対する受給率は当町は2.56%です。1割全国の平均を超えている。多いところでは2割以上のところ。大阪市とか非常に経済が影響がするところは大きくて、2割を超えている自治体も結構ではないけれども、幾つかあるわけですけれども、そういう中で当町は2.56%、県の平均は4.86%、静岡県も全国平均の中では低い方なんです、受給しているのが。皆さんが楽だからこれでいいんだよと言うならいいのですけれども、県も経済大国全国で4位か5位ですか、静岡県の経済力は。そういう中で受給率が低いんだよと言うならいいのですけれども、それでも県は平均で4.86%。その中で当町は2.56%、県の平均の半分以下で、県内の自治体の中では下から数えて7番目なんです。こういう低さなのです。低いのが何で悪いと言われるかもしれませんが、当町の所得水準というのは非常に低いというのを前から言われていますよね。低い当町の所得水準の中で受給率がこのように低い。島田市が5.8%ですので、島田市よりも本当に半分近いところ低いと、そういう状況についてどのように考えているのでしょうか。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいま議員の御質問にありますように、経済情勢とか社会情勢の変化というのは、やはりそういう勘案はしていかなければならないと思います。そういう中で、ただ、その1.3がどういう根拠性があるのかということも踏まえた中で検討していかなければならない。例えば、ほかの諸制度というのですか、介護の保険料とか、そういうのはじゃどういう基準というのですか、そういうのをやっているのかとか、生活保護世帯相当に対しての減額対応をどのようにしているのかとか、そういうものを含めた中で、先ほどの町長は検討していくというふうに私は理解しております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 以前も一度言ったことがあるのですけれども、母子世帯の方で、

これを申請したいということで相談に来られて、前の教育長のところへそのお母さんを連れて行ったことがあります。そして、所得状況も見させてもらいますということで、それから家の生活の状況も民生委員さんをお願いして行ってもらいます。学校の校長先生のお話も聞きます。そういうことを言われて、その方はもうじゃ申請しませんということで取り下げてしまいました。そういう状況があって、本当に母子世帯で頑張っている、もう苦しくて、苦しくてやっていけない人のための制度ではないわけですよ、この就学援助制度というのは。子供たちがどの子も安心して親の経済状況に左右されることなく義務教育である教育を受けられるようにと、平等に等しく受けられるようにというためにつくられた制度であって、学校教育法第25条に、経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないというふうに決められているわけですね。だから、困難だと、どこを困難だと見るかということですけども、私は間口を広げれば、もっと本当に楽しい子育てができるのじゃないかというふうに思うのですけれども、ぜひ先ほどの話、最初の答弁で、町長が経済状況なども勘案して、検討したいということをおっしゃったので、ぜひ前向きな検討をして、決して町のお金が出ていく話ではなくて、これをやれば、充実すれば、交付税の基準財政需要額に算入されて、全額かどうかわかりませんが、算入されるということもありますので、町の経済にもそういう方たちがその分お金を使ってくれば波及していくわけですから、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それで、次の2点目の子供の医療費の自己負担の無料化なのですけども、要するに完全無料化というか、乳幼児医療費無料化制度というのが基本的な最初の名前であって、当町はそれに対して県が自己負担を1回500円、月4回まで2,000円上限で、それ以上は無料だというふうな無料化制度にしている、それを当町も受けて、自己負担を設けているのですけれども、県内の自治体で自己負担を無料にしている、あるいは無料、有料の状況、そういうのを調べてあるでしょうか。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） 自治体の自己負担の有料、無料の状況ということなのですが、今年10月1日現在ですと、助成対象年齢が中学生まででない自治体も含めまして、無料で行っているのが12市町、それから自己負担がある自治体は23市町です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 中学3年生まで補助しているという自治体についてなのですけども、これは県内でもやや先進的な町になりまして、うちの町も中学3年生まで補助をするということで、とても画期的な取り組みをしているなと思っていたのですけれども、この自己負担の無料、有料状況を調べましたら……、これ調べてありますか、この中学3年生までの分については。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） 失礼しました。生活健康課長です。

入院、通院ともに無料のところは7市町ありました。裾野市、吉田町が追加になっております。10月現在でなっております。入院が無料で、通院が小学校6年生まで無料のところは伊豆の国市、それから、入院無料で、通院、小学3年生までが無料というところが函南町、それから、入院のみ無料というのが御殿場市でございます。それから、当町も含めまして、入院、通院が有料というのが6市2町あります。それから、西伊豆町は高校3年生まで入院も通院も無料ということを知っております。それから、あとそのほかに中学生までを通院については助成していないという自治体が16市町あります。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 最初に町長も、これも検討して下さるということで検討の課題になっているのですけれども、命を守るというスローガンの町長ですので、本当に期待したいなと思うのですけれども、西伊豆町のように、もう高校生まで通院も入院も無料だよというのは、これはもう完全に町の戦略的課題というか取り組みというか、本当に町を子育て支援の町だよということをアピールしたいという思いが完全にあらわれていると思うのですけれども、うちの町もそういう戦略的に考えようという気はありませんか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 先ほど申し上げましたように、その方向で進めてまいりたいと思っています。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 最後に、この件で国はこの乳幼児医療費制度そのものを認めていないのですね、残念ながら。でも、全国のこういう自治体の先進的な取り組みに押されたり、父母の要求やお医者さんの要望で、2002年度は3歳までの窓口負担を2002年度から自己負担を2割に軽減して、2008年度からは就学前までの子供を2割に拡大にしました。そのことで町の負担、先進的に取り組んでいる当町などは、町の負担額というのも減ってきているのではないかと。県の方も補助対象を広げると。中学と書いてあるのですけれども、ここはちょっとあいまいですけれども、広げるということもしばしば新聞に載っていますので、町の負担が減るのではないかと。思うのですけれども、その点どうでしょうか。

議長（板谷 信君） どちらでも。町長。

町長（佐藤公敏君） その前に、先ほどの西伊豆の例をとらえて、西伊豆は高校までということですか。とりあえず今中学生までを考えているということで、先ほど西伊豆と同じ歩調でと言いましたけれども、とりあえず高校生までじゃなくて、中学生まではそういう方向で考えているということをお願いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 負担についてはどうです、今聞いた……。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 以前御質問いただいた項目かと思うのですが、比較の問題でもあるものですから、これは単年度、単年度の中でどれだけというのは今手元に持っておりませんけれども、ここ数年の中では制度改正により、うちの方の負担割合は減っているという事は理解しております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 予防接種、インフルエンザなどワクチン接種の自己負担についても検討して下さるといことですので、再質問を飛ばします。

給食費の無料化についてですけれども、なかなか答弁が渋かったわけですが、義務教育無償の観点からは確かに自己負担を求めて、間違っているというか、いいものだと思います。でも、子供たちが親の経済的な状況に左右されないで、本当にみんなでおいしい給食を食べていくということで、給食自体が教育的な目的で行われているものであれば、親がどんなに経済的に苦しくても、給食費免除というのは生活保護世帯と就学援助制度を適用、受給している人たちが給食費が支給されるという状況になっているわけですから、親が例えばお金がないからやりくりしようねと言えるようなものではないわけですね、給食費については。ちゃんと負担を1カ月4,000円、5,000円、そういうお金を持たせなければならない。そういうことが苦痛な親がいるというのが現実にあると思うのですが、そういうことについて認識はどのようなのでしょうか。給食費が払えない、苦しい……。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） 給食費が払えないという話ですが、議員の事前の質問の中に無料化している自治体もあらわれているが、そのような情報を調べてあるかということにもあったのですが、これを調べてみまして……。

（「この次、やります」の声あり）

教育総務課長（羽根田泰一君） ああそうか。これと関連しまして、そういうことで、そういう自治体もあるという実態はわかっていますけれども、今本町においてはちょっと考えられないと私は思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 考えられないというのは、役場の職員の給料から見て言っているのじゃないかと私は思いながら意地悪に考えました。本当に払えない状況の人たちはいらっしやるはずですよ。滞納者は今どれくらいいらっしやるんですか。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） これは事前の質問にもあったのですが、10世帯です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10世帯いらっしやる。その子供さん10人か11人か12人かわかりませんが、いらっしやるわけですね。じゃこの人たちが、今、課長が言われたように、

考えられないような滞納なんて、払えない困難な状況なんて考えられないという状況なのでしょうか。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） 私の答え方が悪かったかもしれませんが、考えられないというのは、給食費だけでなくトータル、町全体のもろもろの税金、水道料とか、そういうことを勘案しまして、この1点だけに絞っては考えられないという答弁でしたので、よろしくをお願いします。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 私は子供の観点で質問を通告してありますので、給食費を無料にするなら、ほかのものも無料にしなければいけないというふうに考えての答弁だったら大いに歓迎しますので、また検討をしてください。本当に苦しい人には、お金があって払う能力があるのに払わないとかどうかは、滞納しているお宅へ行って話を聞けば、生活状況を見れば本当にわかることだと思いますので、こういう小さい町ですので。本当に苦しい中でやっと子育てしている人たちへの大きな軽減、負担軽減になりますので、給食費を払う能力があるというよりも、どの子も同じように同じものを食べているのだから、同じ条件で食べられるようにしてあげるといふ観点で、ぜひ考えていただきたいなと思います。

それから、無料化している、課長も言われましたけれども、自治体があらわれているということで、その情報も調べてくださっているということですので、ぜひお願いします。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） ちょっと調べましたら、皆さん御存じのように、矢祭町、福島県、そこでもやられている。また茨城県の大子町、また埼玉県の小鹿野町、また和歌山県の新宮市、山口の和木町、徳島県の北島町、北海道の三笠市ということで、まだほかにもあると思うのですけれども、こういう自治体も出ているということの実態は勉強させていただきました。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 時間が余りありませんので、飛ばしまして、青部のトイレについてですけれども、地域のワークショップの中でということで、地域の方たちと話を進めていくということですが、長い時間電車に乗って降りたとき、トイレが駅にないということは、高齢者や女性にとっては本当に耐えがたい苦痛になるわけです。青部のバイパスは設計変更で遅れていまして、トイレつくるよと、つくる考えはあるんだよと言われてからもう既に3年ぐらいたっていますね、18年ごろだったから。それで、できてからということになると、どんどん後になっていくものですから、高齢者の人たちも町政、行政に対して不信も募るのじゃないかと思うのですよ、地域の人たち。沿線の駅でたった1つ青部だけがトイレがない駅ですので、何とか、観光トイレとしてつくるのはまたその後道路ができてから考え

ればいいことで、大鉄の駅に何で町がつくるんだという考えもあるかもしれませんが、利用しているのはほとんど町民ですし、町が潤うために来てくださっている観光のお客さんたちですので、その方たちの利便性を一日も早く改善するためにぜひつくってほしいと思うのですけれども、何かネックになるというのか、考えているのでしょうか。何がなかなか先に進まない、話を進められないというものになっているのか教えてください。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 青部地区へのトイレの設置はバイパスの利用者、それから鉄道利用者ともに利便性の高い場所への設置を基本としまして、今後も検討してまいります。しかしながら、町長の答弁にもありましたように、バイパス完成にはまだまだ時間がかかるということですので、バイパス完成までの間、簡易的なトイレ等で対応していきたいと現在検討をしているところでございます。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） すみませんでした。そういう答弁があったということを聞き逃していて、簡易トイレで対応してくださるということでも地域の人たちには本当に救いだと思えます。そういう答弁がされていたということを聞き逃して申し訳ありませんでした。ぜひ一日も早く実現させていただきたいと思えます。

それから、最後ですけれども、共同生ごみ処理機を導入して、循環型のまちづくりの一つの足がかりにしてほしいという通告をしたのですけれども、このことについて、今当町の電動生ごみ処理……、世帯数は言われていますね。現在30から40%が今の可燃ごみの中の生ごみではないかというふうに想定されているようですけれども、これを減らそうという取り組みはどのような取り組みがされているのでしょうか。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） 30%から40%が可燃ごみの中に入っているということで先ほどお話ししましたけれども、21年度におきましては、可燃ごみの量が1,425 tですから、その30%といたしますと430 tと、トン数にしますと大きくなりますので、これについては先ほどお話ししましたように、生ゴミ処理機とかコンポストについての補助につきまして、できるだけ検討して、要綱等の見直し等も行いながら検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 共同の生ごみ処理機を試験的に地区に置くということで、何か管理が大変で中断したところの情報しか聞いていないというような感じですがけれども、確かに人材、それを中心になってやっていく、おもしろがってと言う言い方が変ですがけれども、そういうことをやるのが好きだよという人たちも以前、私が減量化推進委員をやっているときに大勢出会っていますので、行政の支援があれば、きっとそういうグループが育つのじゃないかと思うのですよ。全部丸投げというわけにはいかないでしょうけれども、やはりごみ

を減らして、それから環境に配慮した生き方を住民の人たちと一緒に考えていくというのは、これは行政にとってすごい大事なことです。いろいろなところで焼津市もやっていますけれども、御殿場でも民間業者が生ごみ処理機を大きいのを入れて、もうすごく今調子がいいから、全地区にそれを波及したいという、業者が堆肥化して、その堆肥を売って、営業につながっているという報道も聞きました。農家に売って、それがちゃんと営業につながっているというか、成り立っているということも聞きましたので、そこまで行くには大変なずっと長い積み重ねがあったとは思いますが、やっぱり当町も循環型のまちづくりを進める上では、そういう母体をつくり出していくということが何かの手を打たないと、黙ってではできないんじゃないかと思うのです。

先ほど課長が言われたコンポストが一番環境にいいということで、私もそれは本当に同感なのです。コンポストは電気も労力も何も要らなくて、入れさえすれば、長く置きさえすれば、本当に完全な完熟した堆肥になっていくということで、長く置かなければ完熟しないという難点がありますので、たくさん置くことがすごく大事だということを知りました。

ある市民農園をつくっている女性グループは50戸、町が市民農園を整備してくれて、都会の西の方の人ですけれども、浜松市あたりから、その市民農園参加者を呼び込んで、一緒に農業をやって、コンポストをその畑の周りに50個ぐらい並べて、いっぱいになると日付を書く。50個いっぱいになったときに、また最初の1つを堆肥として作物づくりに使うと。そういうことをやっていて、非常にいい成績を上げているという報告も聞きましたので、ぜひコンポストの補助金、コンポストは結構高いのですよね。大きい130、160かな、1万3,000ぐらいするということで、その3分の1が補助になっているのでしょうかね。ちょっと確認したいのですけれども。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） 補助の件ですけれども、50%、2分の1の補助で、補助の限度額を3万5,000円とさせていただいております。

10番（鈴木多津枝君） 個数で。

生活健康課長（西村 一君） そうです。それで5年間は再補助はしないということになります。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） すみません、答弁の時間は制限がないのに焦っちゃいまして。

そうすると、例えば50個ぐらい設置したいとか言って、本当に地域づくり、グループづくり、市民農園で生かしたい、活用したいというような人たちは補助の上限にあってやれないわけですよね、5年間もその補助制度を使えないということになると。コンポストが一番いいよと言いながら、そんな小さな補助しかしないということではなくて、本当にコンポストでやろうという人たちがあつたら、そんなに簡単に壊れるものではありませんし、コンポストは。ずっと使えるものなのだから、もっとむしろ無料でもいいよというぐらいが町のために

いいんじゃないですかね、やってくれば。そういうグループを育てるという観点から、とりあえず大きな地区に共同の電気の生ごみ処理機というのはまたこれから検討してもらうにしても、コンポストの補助ぐらいはもっと拡大する考えはありませんか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） いろいろなものを普及していく過程では、ある程度幅広く使っていたきたいということで、個数の限定とかあると思うのですけれども、あるレベル普及してきて、次のステップに上がっていくという過程では、それなりのまた考え方も出てくるのかなというふうに思いますので、そういうことも含めて今後の検討でございますけれども、よろしくをお願いします。

議長（板谷 信君） 許された制限時間30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思えます。

これで鈴木君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時30分としたいと思います。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時30分

議長（板谷 信君） 会議を再開します。

4番、中田隆幸君の発言を許します。4番、中田君。

4番（中田隆幸君） 4番、中田でございます。それこそ終わりから2人目になりますと、上の目と下のまぶたがくっつきそうになると思いますが、もう少し我慢していただきたいと、こう思います。

それこそ我が町では今一番悩みと申しますのは、出生率とか高齢化率、これが非常にあるわけございまして、それとまた一人でおられる方が非常に多いのも現実でございます。そこで、昨年度ですが、商工会青年部で行いました「奥大井サスペンスブリッジ」、これがあったわけですが、今年はそれをバージョンアップいたしまして、今年度9月19日、商工会青年部による「奥大井サスペンスブリッジ恋愛事件（出会い編）T O K I M E K I列車2010」という事業を開催いたしております。このところで男性24名、女性24名の参加があり、カップルが7組できたということを聞いております。まだ最終到達までは今のところ未定であります。若者たちがこのような機会での出会いがあるならば、ぜひ行政で後押しをしていただきたいとお願いしたところでございます。

もう1点は、このように例えば結婚に結びついた場合ですが、核家族化している今、婚活でカップルになっても住むところがなくては困ります。そこで、新婚カップルには低額で住宅あるいは何年間か無償で貸与するような若者定住を図っていただけないかと、これをお願い

いしたいと思っております。それこそ将来増えてくるであろうと考えられる空き家問題にもこのような若者たちが住むことになるといいではないかと、こう思いまして質問をさせていただきます。

また、これに対して、地名にもあります若者住宅は満杯でございます。今後このような若者たちが住める住宅を建設されるかどうかもお伺いしたいと思っております。

以上をお願いして今から質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。
議長（板谷 信君） 中田君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、中田議員の質問にお答えします。

まず、商工会青年部であります。平成21年度より開催されています「奥大井サスペンスブリッジ恋愛事件」については、今年3月22日、川根文化センターチャリムで開催されました、平成21年度静岡県市町村振興協会地域振興セミナー「未来へつなく、地域づくり」において活動発表をされ、高い評価をいただいたようにお聞きしております。中山間地域と呼ばれる地域では、とかく過疎、高齢化といったイメージがあるのですが、ここ川根本町には地域づくりに活躍する力強い大きな力があると感じております。商工会青年部の活動はまさしくこの力強い大きな力であると頼もしく思っているところであります。

議員の紹介にもありました「奥大井サスペンスブリッジ恋愛事件（出会い編）T O K I M E K I 列車2010」においても、青年部の若い斬新なアイデアにより、7組ものカップルが誕生したとのことであります。また、商工会青年部の皆さんは、去る10月2日に挙行された湖上駅の結婚式への参画もされたと聞いております。若い皆さんの積極的な地域づくりに対する姿勢に心から敬意を表したいと思っております。

議員の御質問についてであります。町といたしましても、今後、商工会青年部の方々にお話を伺いながら協力体制をとり、できる限りの支援をしていきたいと考えております。

町においても縁結び事業の施策として、5年間ちゃっきり娘養成講座を開講し、町外の女性に毎月当町に来ていただき、農作業体験や町の自然に触れていただくことで、交流や定住に結びつくことを目的に事業を行ってまいりました。

交流のことでいえば、年々新規の受講生も増え、かつリピーターもどんどん増え、川根本町に来ていただく女性がたくさん増えたことは間違いなく、大変いい効果を上げていると確信しております。

しかしながら、定住に関してはまだ実績がありません。今後、縁結び事業を進めていくについては、定住に結びつく内容を検討して、有効な事業としていきたいと考えております。

次に、町営住宅の空き家対策として新婚カップルに低額あるいは何年間は無料で貸与するなど、若者の定住を図り、将来増えていくであろう空き家等を活用した定住を考えてみたらどうか。また、今後若者定住住宅の建設を考えているのかという質問ですが、最初に、町営住宅は、公営住宅法の適用を受けるもので、一定の収入以下の方の入居を対象としており、家賃の決定等については、公営住宅法の中で入居者の収入、住宅の立地条件、規模、建設時

からの経過年数等に応じ、かつ近傍同種の住宅の家賃以下で事業主体が定めるとされており、家賃の算出方法等については細かく規定をされております。したがって、当町独自の家賃設定ということは難しいものがあると思っております。

また、特別の事情がある場合においては、家賃の減免等ができる規定がありますが、その内容は、収入が著しく低額であるとき、病気にかかったとき、災害により著しい損害を受けたとき及びこの3つのことに準ずる特別の事情があるときとなっており、減免等についても難しいと思っております。

以上述べたとおり、町営住宅の空き家を活用しての新婚カップル等への家賃補助等については難しいものがありますが、川根本町住宅総合計画の中で、若者定住促進家賃補助という制度を検討しております。この制度の内容であります、町内に住所のある方または居住しようとする方で、世帯主が45歳以下で、高校生以下の子を持つ子育て世帯等の方が民間の賃貸住宅に居住する場合に、条件に応じて家賃の一部を支援するというものであります。詳細については今後検討をしてみたいと思っております。

次に、若者定住住宅の建設を考えているかという御質問であります、地名地内に若者定住促進を目的とした住宅が6棟16戸ございますが、現在空き家はなく、空き家が出て、募集をすると必ず応募者があるといった状況であります。現在16世帯、54名の子育て世帯の方が入居しており、建設初期の目的は達成しているという認識であり、新たに若者定住促進住宅の建設といった具体的な構想は現時点では持っておりません。

なお、これも川根本町住宅総合計画を踏まえて、詳細は未定ではありますが、若い方が町内で定住のために住宅を取得した場合等に対する支援制度についても検討をしてみたいと思っております。

それから、空き家対策であります、若い方々はもちろんのこと、空き家の問い合わせも年々増えている状況であります。町政懇談会におきましても、たくさんの方から空き家を利用した地域活性、人口増加の要望をしていただきました。

当町としても、何らかの対策を講じていかなくてはならないと感じています。空き家対策を考えると、売り手あるいは貸し手、それから買い手、借り手がいて、その中には当然事業所として不動産を取り扱う業者もかかわってまいります。慎重な取り扱いが求められているところであります。町がどの部分でかかわり、お手伝いができるか十分に検討がなされなければというふうに思っております。

町の取り組みとしては、現在、空き家情報の町のホームページへの掲載等は現在やっておりませんが、考えられるかというふうに思っております。土地家屋の売買、賃貸借にかかわってくる部分でありますので、トラブルが発生しないよう、先進市町の情報を参考に、十分に検討してから今後の施策をお示ししていきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君）では、順次質問をさせていただきたいと思っております。

それこそこのサスペンブリッジで報告書が商工会で出されておりますので、これは役場の方へも提出されていると思います。それこそこれは8ページにわたる文書でございますが、なかなか計画がしっかりしてやっておられると私は思っております。この報告書の中を見ますと、この町の女性は数少なく、ここへ来たのが町外からですが、16名来ております。それこそ私がお願いしたいのは、今後こういう行事をやるときに、職場での張り出しとか、そういうのを例えば役場の中とか、またホームページでも出していただく、そういうことができるかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君）今の件でございますけれども、当然職場内PRもできるし、ホームページの方も活用できるかと思えます。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君）ありがたいことですが、そのようにやっていただきたいと思います。

それでは、それこそこの議会が始まったのが12月9日であります。この12月9日にNHKの「おはよう日本」という番組が7時半ごろあったわけでございます。そこでやっていたのは宮崎県の西米良村、ここの出生率が非常にいいと。全国の出生率が1.37ですが、この町の出生率はどのぐらいになるかお答えをお願いしたい。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君）うちの方の特別出生率ですけれども、1.26でございます。

議長（板谷 信君）うちの町じゃないでしょう。

生活健康課長（西村 一君）本町です。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君）この西米良村の出生率は2.88、全国が1.37、それを見ますと、ここが1.26。これを見ますとちょうど倍の出生率、これはどういうことかというのが疑問視されたわけであります。それにはここではそれこそ高齢化率41.2%ですか。というと、うちの方ぐらい高齢化率が高いわけですが、こういう小さな子供が産まれますと、高齢化率というのは自然に下がります。子供が多くなるということは高齢化率が下がると。これはだれが見てもわかることであると思えます。

そこで、こういう子供を増やすためにも、先ほど言ったある程度の婚活運動をやっていく必要があると思っております。この内容を見てみますと、非常にしっかりしてやっておられるところがあります。結婚応援課という課をつくって、ここでこういうことを進めていく。出生率を高めていくと、こういうことをやっております。先ほどから鈴木議員も言っておられますが、医療費の無料、これもやっております、ここでは。

やはり私が思うのは、こういった子育てができる町、こういう前例がある。かなりの出生率があるという現実を見ていただいて、やはり若者をここへ置いておく。子供を楽に産んで

育てていく。これが非常にうまくできております。保育園の2人目からは半額、3人目からは無料、また6カ月の未熟児から預かると。それとまた買い物支援、すくすく育てる支援金200円、これはある程度買いますと、その券で200円割引をしていただくと、こういったことをやっている団体であります。私たちの町でもやはりこういうことを考えていかないと、先ほど町長が言われました、規則だから住宅はできないとか、こういうのではかなりこの町が遅れていく。それこそ県都に40kmと近いここが過疎していくという現実は今から考えなければならぬと私は思います。

そこへいきますと、ここでは子供を育てるために住宅の無料化、また、若者が話しやすい、いつでも話せるような、そういった独身の住むところまでつくってあります。これを考えますと、今からひとつ私が今お願いしたいのは、今後若者をどのように考えておられるのかをちょっとお答え願いたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 若者が数多くいらっしゃるということは、その町の将来が明るいということでもありますので、将来の担い手がいるということですね。そして、その次の世代をまた担う子供を出産し、育てていくという循環が上の世代、そして前の世代、次の世代に対してつながりができていくということに、その中間の若者がいらっしゃるということによって、上の世代、下の世代へつながっていくわけにありますので、そういう意味で、若者の存在というのは数以上のものがあるというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君） 町政懇談会のこの冊子が来まして、時間があったので、午前中ちょっと読ませていただきました。その中に、4カ所、やはり当面困っている。ちょっと読ませていただきますが、当町において結婚祝い金、出産祝い金を交付して、若い方々がこの町に住み、子育てしているという時期に行政が少しでも後押しをさせていただくことが人口増加につながっていくものと考えている。若い人に定住していただくための施策として、当町では、ちゃっきり娘養成講座を開催し、町外の若い女性に農体験等を通じて、地元の方と交流を深めていただき、定住につなげていきたいと考えて事業を展開している。さらに昨年、緑のふるさと協力隊を受け入れ、1年間若い隊員に町に住んでいただき、町の産業、自然、文化、人に触れ合うことで、定住につながってきている。「きている」と書いてあります。今後も若い方々にこの町を好きになっていただき、住民との交流を一層深め、定住に結びつための施策を振興していく必要性を感じているところである。こう書いてあります。このちゃっきり娘養成講座、またふるさと隊、これでどのぐらいここに来ておられるのか、ちょっと伺いたい。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） ちゃっきり娘養成講座の関係です。年間約20名は参加していただいていると思います。

それから、緑のふるさと協力隊でございますけれども、毎年1名で、今年で4回目だと思います。4人ということでございます。その中で特に緑のふるさと協力隊については3名が現在町に住んでいただいております。もちろん4人目の方も当然ですけれども、徳山の方にいらっしゃいます。

以上です。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君） ここへ来ていただいているというのは非常にありがたいと思いますが、それこそもう少し来ていただくような施策をとっていただかないと、ただここだけ来ているようでは困ると私は思います。というのは、ここに書いてありますけれども、定住につながるというのはたった3人が定住では、これは定住ではないと私は見ます。もっと多くの定住者を求めるためには、やはり宮崎県の西米良村、ここでは先ほど中澤議員からも温泉のことが出ております。雇用のために温泉を掘り、ここで職場をつくり、そこで住ませる。こういう施策をとっております。私はいろいろな方法があると思います。それを使ったここに定住策、これも必要ではないかと思いますが、その辺どういう施策で今から定住を考えるのか、ちょっと大ざっぱでもいいですので、御説明いただきたい。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 定住対策、これはこの町にとっても将来を考える上で最も大事な施策かというふうに思っております。近隣の市町でも新しく定住を促進するために、いろいろな事業をやっておりますし、私たちもそういう町の事例を見ながら、後を追従していくということだけでなく、今のテレビの事例から中田議員がおっしゃったように、この町としての独特な独自のものを新しく作り上げていって、世間の耳目を集めながらこの地域に来ていただくような、そういう施策も講じていかなければならないというふうに思っております。

それとあわせて、今いずれにしても、地域の活力というのは人口が多いということが、人が行き交う、そして人々の声が飛び交う、そういう中で活力というのは出てくるというふうに思っていますので、先ほど来申し上げております地域に観光のお客さんにも来ていただく。そういう中で、この地域が気に入って、できればここに住んでいただけるような、現に川根本町もよその地域からこの地域に移り住んで、大変いろいろな面で活躍されていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういう方の御意見等も伺いながら、何とか活力がよみがえるような定住化を考えていきたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君） そのように考えていただければありがたいと思います。

最後ですが、この西米良村のところにこういうことが書いてあります。肝心な子育て財源はどうしているのかと。一番気になるのが財源であると。この財源は箱物建設は抑え、年間1億3,000万円を子育てに使っていると。子供がこれだけ大切だよというのをこの西米良村では言っております。今後やはり私たちの町も高齢化率が高いと。また、子供がいないでな

く、学校も複式になるのではなく、子供を増やすような施策を考えていけば、余り考えることのない複式学級なども考えなくてもよくなるのではないかと思います。それまでには7年以上かかる、10年ぐらいはかかると思いますが、今後の施策として、町全体でこういう行動を起こしていかないとますます高齢化が進むと思いますので、今後はやはり協力し合って頑張ってくださいをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 大変いい御意見を伺いました。町としてもぜひ皆様方、そして町民の皆様方との協働の中で連携を深めながら、何とかこの町がよみがえるよう頑張りたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） これで中田君の一般質問を終わります。

続いて、6番、原田全修君の発言を許します。6番、原田君。

6番（原田全修君） 原田でございます。

川根本町のブロードバンド基盤整備事業計画について、町長の見解をただささせていただきたいと思います。

「かわねほんちょう」11月号は、「未来への投資・すべての人にブロードバンドを」、「都市部との情報格差を解消するため、町が進める光ファイバー網整備計画、実施期間2年間、最大16億円の事業を投じる一大プロジェクト」、このような見出しをもって、当町のブロードバンド基盤整備事業計画を25ページという異例の長編で特集を組んでおります。

11月13日開催されました奥大井ふるさと祭りの開会式におけるあいさつの中でも、町長と議長がそろって、町民に対する事業の協力の呼びかけを行ったと聞いておりますが、これらは当事業に対する町長の強い意志のあらわれであると思われまます。

一方、12月15日の新聞には、12月14日に開かれた総務省の政務三役の政策決定会議で、光の道、3年をめどに検証、NTT再編を含め検討、政府決定という静岡新聞の報道がありました。この中にはNTTは将来的にADSLの料金、月3,500円程度並みに値下げする方針、こんな記事も併記されてあります。また、その前日の新聞には、国内の携帯電話メーカーがスマートフォン、これは多機能携帯電話ということですが、スマートフォン事業の強化を急いでいると。アメリカ、アップル社のiPhoneの日本の国内シェアが6割に達しているという現状に、ここまで早くiPhoneが普及するとは予想を見誤ったとパナソニックモバイルコミュニケーションの社長は出遅れを認めているとの記事が掲載されております。まさに未来に向けて急速にブロードバンド環境の変化が起こっていることがうかがえます。

「広報かわねほんちょう」では、紙面の制限がありましたのか、未来への投資となる未来イコール将来予測展望が描かれておりません。本日はそのために川根本町地域一体の社会環境の将来をどのように予測、展望し、町独自の光ファイバー網整備計画をよしとしているのかを町長にお伺いをいたします。

過去議論が余りに少なかったという思いであります。しかし、町長は船を乗り出させてし

まったわけでございます。合併特例債の使い道として今だけの投資というように映ってくるのも何か矛盾を感じるところでありますが、乗り出した船はもう一度議論の場へ戻すようにしていく必要があるだろうと思っております。議論を高めて、町民に正しい情報を伝えていくために、本日私は通告に示しました主に5つの項目、産業等の振興課題よりも優先させる理由は何か。国の方針と整合をとらない当町独自の事業を展開しようとする理由は何か。将来の当町の生産年齢層に強いる負担の予測はいかほどか。同様な課題を共有している島田市金谷、川根町との連携の将来の展望はどうか。10年後のブロードバンド環境とユーザーの意識の予測、町内テレビ電話の利活用の予測はどうか。主にはこの5つに分類したところでお伺いをしたいと思います。通告外であります。先ほど町長が市川議員に対して答弁があった中で、気になった表現がありましたので、これを初めにたださせていたただきたいと思っております。といいますのは、まず住民説明会を先般やりましたが、その住民説明会で十分な説明を住民に行った後に詳細設計に入るという条件で平成22年度予算案が議決されておりますという話がありました。これはそういうことではなくて、十分な説明を行った後に詳細設計に入るのではなくて、住民の合意が得られた時点で詳細設計に入るということであるわけがあります。ここのところが大事なことでありますので、ここのところを確認させていただきたいということでもあります。

そしてまた、話の中に政策検討委員会というような表現をされました。これは実は私も今度この委員会なるものの委員になる予定であるわけなのですが、12月10日付で届きました通知文書、第1回川根本町情報通信基盤整備事業推進検討委員会の開催についてという、この文書につきましては、先般の全協の中では検討委員会ではなくて、検討会という名称で、この検討会を開催するに当たりましては、議長からの検討会ではゼロに戻って検討をしてもらうんだというこの趣旨の発言を全協では確認をしております。

しかしながら、検討会というものと検討委員会というものでは、いかほどかの違いがあるのかと思っております。委員会ということであれば所定のルールあるいは要綱があるものと思われれます。どのような委員会か、その辺のところをお聞かせ願いたいと思っております。そして、その中に委員会の文書が到着しておりますが、委員会の議題の中には、委員会の役割と検討すべき事項ということを議題に上げております。委員会の役割と検討すべき事項を検討するというように受け取れるのですが、この辺のところを御説明をお願いしたいと思っております。

そして、委員会の会議は多くの町民が傍聴できるように配慮してくださっているのか。さらに先般の9月の議会の中で、住民の意向調査を行って、住民の意思を確認した後に、平成22年度の詳細設計予算の執行に入ると。住民の意向を確認するという条件があります。住民の意向調査はどのような形で進めていこうとしているのか。この推進検討委員会の開催ということで先ほどお話がありましたので、先に通告外ではあります。この辺のところの解釈の説明をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（板谷 信君） 原田全修君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、原田議員の質問にお答えいたします。

まず、超高速の情報通信基盤を将来的に必要な生活や産業の基盤となる社会資本としてとらえ、この事業を道路、ダムなどの産業基盤整備や学校、病院などの社会福祉施設建設と同様のインフラ整備事業として位置づけていることは、以前の議会において説明をいたしました。また、事業実施については、合併特例債や補助制度を活用することが必要不可欠と考えており、特に合併特例債を活用できる時期でなければ、以後こうした大きな事業費を要する事業の実施は困難であり、それらの制度を活用できる時期に当事業を推進していきたいと考えているものであります。

農業や林業、商工観光等の産業振興施策を実施せずに、この事業を進めるということではありません。

平成22年度当初予算においても、農業においては、農業費、地域農政総合推進事業費、茶業推進対策費、農地費、農業農村整備事業費の合計金額は約7,830万円、林業においては、林業振興費、造林費、林道費、治山費、中山間地域林業整備事業費の職員給与等を除いた合計金額は約1億3,420万円を計上しています。また、商工観光に関しても、商工業振興費、観光費のうち、職員給与等を除いた合計金額は約1億1,040万円としております。

今後こうした農業、林業、商工業振興のための施策、予算を確保した上で、合併特例債という財源を活用できる平成26年度までに情報通信基盤整備事業を実施、完了したいというふうに考えているものであります。

当町の産業の将来については、今まで以上に厳しいものになるかと思いますが、当事業を特に活用できるものとしては観光分野かと思います。ホテル、民宿などのホームページ充実により、情報提供、情報発信がスムーズにでき、予約者の確保に有効かと考えます。また、町の観光スポットの映像をリアルタイムに発信することも可能になります。茶業については、例えば町のホームページを利用して、川根茶のブランド力向上に係る情報を発信していきたいと考えます。

地域振興への活用という御質問ですが、当町では、将来的に必要な生活や産業の基盤となる社会インフラとしてとらえていることを御説明いたしました。

原田議員の後ほどの御質問にもありますが、例えば10年後の生活様式、特に家電製品などがどう変わっていくのかなど見きわめなければならない問題であります。例えば、携帯電話会社であるソフトバンク社の「光の道実現に向けて」という資料では、冷蔵庫の中身の確認や、照明、エアコンの遠隔操作をはじめとして、すべての家電がインターネットに接続されるようになり、接続端末数が増加すると予測し、過去5年で通信情報量が70倍に増加したことを考えると、今後10年で1,000倍、20年で100万倍以上の通信量の急激な伸びが想定され、無線では賄い切れない。したがって、インフラは光回線であるべきですとされています。

これは都市部における予測かと思いますが、その想定に近いことがこの川根本町でも起

こる可能性はあります。そのあたりの想定については検討会の中で、有識者や家電事業者などの説明などを受けながら、情報共有をしていきたいと考えるものであります。

それでは、2つ目の質問にお答えします。

まず、御質問いただきました光の道構想について説明します。

この構想では、議員御指摘のとおり、2015年ごろを目途に、すべての世帯でブロードバンドサービスを利用する社会の実現に向けた施策であります。この施策では、国が整備する、あるいはNTTが整備するという考え方ではなく、超高速ブロードバンド基盤の未整備地域への基盤整備に当たっても、競争意識の中での民間主導による整備を原則とすることが適当であること。ただし、未整備地域の基盤整備には多大な整備コストが想定されることから、基盤整備を促進するインセンティブを付与することが必要であること。これまで一定の成果を上げてきた公設民営方式を基本とすることが適当であり、その上で整備した基盤の利活用を促進する観点から、地方公共団体等が基盤整備を行う場合には、医療、教育、行政等の公共アプリケーションの導入と一体的な整備を行うこととし、国が財政支援を講じる際には、そのような利用促進を前提とすることが適当であることと記載されています。

総務省では、既に来年度予算として財務省にその予算請求をしており、実現した場合には町が負担する費用の一部を国が地方公共.....。

(「その質問でなくて、これについて先に.....。」の声あり)

町長(佐藤公敏君) 今、原田議員の質問に対する回答に入っているわけですが、最後に原田議員の方から、その検討会か検討委員会かという御質問がございまして、そちらを先に説明した方がいいんじゃないかということでもありますので、説明をさせていただきます。

川根本町情報教育通信基盤整備事業推進検討委員会設置要綱ということで要綱をつくらせていただいております。

この内容を申し上げますと、まず第1条で、情報検討委員会を設置するという事として、所掌事務としては、川根本町内における地域情報化の総合的な推進に関する必要な事項の検討、それから川根本町議会への検討結果の報告。

組織としましては、川根本町議会議員の職にある者、町内各種団体の代表者または推薦する者、その他学識経験のある者ということで、町長が委嘱するという事になっております。

それから、委員長につきましては、検討委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。委員長に事故あるときは、または欠けたときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するという事として、任期については23年3月末日までとしております。

それから、会議でございませけれども、委員長が招集し、委員長が議長となるということで、初会議については町長が招集するという事をお願いをしたいというふうに思います。

それから、委員長が必要と認めるときは、委員以外の方の出席を求めて、意見また説明を聞くことができるということでもあります。

それから、この検討委員会の庶務については企画課の広報情報室が処理するということがあります。そのほかとしまして、この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定めるということで進めていきたいというふうに思っております。

それでは、その前に、この委員会の詳細については企画課長の方からまず少し説明させていただきます。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 検討委員会なのかというようなことで、今、町長の方が説明したとおり、検討委員会ということで今、町長が述べられたとおり、設置要綱のもとに会議を開催したいと思っております。

それから、公開なのかどうかということでございますけれども、公開をできるということで進めたいと思います。

委員の方の選定については、今議会の方は先ほど原田議員から言われたように、4名ほどお願いをしております。あと商工関係とか観光関係、教育関係、福祉の関係についても現在調整をさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 町長の答弁はまだ途中だよね。町長。

町長（佐藤公敏君） どうもすみません。既に原田議員の質問は通告いただいている部分に入ってよろしいわけですね。

先ほど途中まで申し上げましたけれども、1つ目の産業等の振興課題により優先させている理由はということについては、先ほど説明させていただきました。

それから、2つ目の国の政策との整合性という問題でありますけれども、御質問いただきました光の道構想について説明をします。

この構想では、議員御指摘のとおり、2015年ごろを目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用する社会の実現に向けた施策であります。この施策では、国が整備する、あるいはNTTが整備するという考え方ではなく、超高速ブロードバンド基盤の未整備地域への基盤整備に当たっても、競争意識の中での民間主導による整備を原則とすることが適当であること。ただし、未整備地域の基盤整備には多大な整備コストが想定されることから、基盤整備を促進するインセンティブを付与することが必要であること。これまで一定の成果を上げてきた公設民営方式を基本とすることが適当であり、その上で整備した基盤の利活用を促進する観点から、地方公共団体等が基盤整備を行う場合には、医療、教育、行政等の公共アプリケーションの導入と一体的な整備を行うこととし、国が財政支援を講じる際には、そのような利用促進を前提とすることが適当であることと記載されております。

総務省では、既に来年度予算として財務省にその予算請求をしており、実現した場合には、町が負担する費用の一部を国が地方交付税で補助するという考え方だと考えております。したがって、総務省の申請が来年度予算に反映した場合、早ければ来年1月にも公募される補

助施策に申請を行い、町が公設民営方式により公共アプリケーションの導入と一体的な基盤整備をすることが国の施策に沿った事業になると考えられます。つまり本町では光の道構想と同じ考え方で基盤整備のあり方を検討していることが現状であると考えております。

したがって、国の将来構想を見定めずに、町独自の事業を展開しようとするという議員の御指摘がありましたが、本町としては光の道構想の実現に向けての方針が、昨年来、町が検討した内容と同じ方向を向いていたと考えており、町が整備すると判断した一つの根拠となっているものです。

ただいまの答弁については、以前から説明してきた内容であります。総務省ICTタスクフォースの最終報告書にも記載されております。しかし、この報告書のとらえ方については一通りのものではないとも考えております。そのことについては、設置しました検討委員会の中で、有識者の方からの説明や意見を交わすことによって理解できればと考えています。その過程を公表していくことによって、委員の皆様、また町議会議員や町民の皆様と共通した認識を持ちたいと考えています。そうしたものをベースにして、今後議論を進めていきたいと考えております。

3番目の質問であります。

まず、通常生産年齢層と言われるものは、15歳から65歳の年齢層を言うものですが、原田議員の御質問では、将来の生産年齢層と特に指定されておりますので、合併特例債を借りた場合の予測返済期間15年を想定し、御質問に答えていきたいと考えます。

住民説明会においては、12億円を借りた場合の実質の一般財源からの支出金額は平均2,500万円と説明してきました。また、サーバー等類を更新する場合、サーバー類の法定耐用年数は5年とされていますので、その期間で説明しますと、現在の計画である告知放送に必要なサーバー類の更新には5年ごとに700万円程度がかかることとなります。また、インターネット接続サービスに必要なサーバー類については、レンタルやクラウドなどの方法を利用しながら対応することで、更新時の負担が大きくなるよう考えております。

15年後の生産年齢層である現在ゼロ歳から50歳の年齢層の方たちがこの負担をどう考えられるか、町にとっても一度確認しなければならない課題と考えています。

1つ想像できることとして、後ほど10年後の将来予測についての御質問に対する回答もありますが、現在の50歳以下のインターネット利用率は95%以上という総務省の調査結果も出ています。将来的に一番インターネットを利用する年代の方たちがどのような設備構築を望むのか。例えば検討委員会において御意見を伺ったりしながら事業計画に取り組みなければならないと考えています。

御質問の前半部分にあるNTTとの連携については、NTTをインターネット運営事業者としての設備構築のことかと思えます。このことについては、全員協議会や住民説明会でも説明しましたが、設備構築に30億円以上を要するということですので、事業費の点で実現は難しいのではないかと考えています。その他の上位回線事業者については、複数社から提案

を受けていますので、連携していけるものと考えています。

また、システムの機能もサービスも向上できない古い設備という表現がどのことをおっしゃっているのか理解できないところがありますが、設備の構築に当たっては、将来性を含め、拡張性のある設備を構築する必要性は感じております。その投資が過大投資とならないよう注意していきたいと考えております。

次に、4番目の質問にお答えします。

原田議員の御質問にあるとおり、都市部と島田市金谷、川根町、また川根本町との間には情報格差が発生しています。しかし、置かれている立場は若干異なり、このうち島田市金谷地区の中心部はJR沿線に位置することから、平成25年度までに3.9世代携帯電話のサービス提供によるインターネット利用の可能性は高いと考えられています。

また、川根町地域についても、当町と比較すれば、採算性は少し高いのではないのでしょうか。しかし、隣接していても、島田市内の地域であり、民間事業者による基盤整備の可能性がない場合には、市の方針による整備に頼らざるを得ないのではないのでしょうか。

今後の重要課題と指摘されております教育、医療、福祉などにおけるICTの利用については、総務省のi-Japan戦略2015においても三大重点分野の中にも含まれ、今後重点的にICT利用が図られるものと考えられますが、それらのサービスを利用するためには、現在より高速大容量の情報通信基盤の整備が重要になると考えています。

御質問のとおり、島田市金谷区、川根町地区、川根本町と情報格差の違いはあり、それぞれの地域においてブロードバンド基盤整備に課題があり、それらは各地域において解決すべき課題ではないかと考えられます。

また、都市部との間に発生している情報格差と同様に、町内の地域間においても情報格差が生じています。町としましては、これらの課題を早急に解決すべきと考え、全力を尽くしているところであります。その課題が解決することで、都市部との格差も解消し、その後に隣接地域との連携による行政効率の向上に取り組んでいきたいと考えるものです。

次に、5番目の質問にお答えします。

まず、FTTH方式の検討については、テレビ電話端末機を利用した情報端末機を全家庭に設置し、その端末機を利用して、告知放送や高齢者への健康福祉、生活支援に関するサービスの実施や地上デジタル放送が良好に受信できない地域への難視対策、また近年利用者が急増しているインターネット環境の整備や、町内地域間に発生している情報通信環境の格差解消に必要であると考え、検討しているものであります。

それでは、10年後の予測についてわかる範囲で説明したいと思います。

10年後、平成32年の本町の推計人口は6,500人程度となる予測をしています。そして、携帯電話の普及率については、平成22年1月現在の総務省通信利用動向調査の結果によれば、全国平均として60ないし64歳で74.8%、65から69歳でも69.7%の利用率となっています。このことから、10年後には少なくとも80歳程度の普及率は70%程度であり、中学生以下を除く

全体の普及率は80%以上になると考えられます。

また、同様にパソコンの利用率では、60から64歳で52.8%、65から69歳でも40.2%の利用率となっています。このことから、10年後には少なくとも80歳程度の普及率は40%程度でありますが、小・中学生の利用率が携帯電話を上回るものになっていますので、全体の普及率は70%以上になると考えられます。

これらのことから、10年後においては、現在のインターネット利用率78.0%を大きく上回り、90%程度の住民の方が何らかの形でインターネットを利用するようになっているのではないのでしょうか。

また、その情報量はけた違いに大きくなり、それらを利用するためには超高速と呼ばれる情報通信基盤が必要になってくるものと考えています。

10年後のブロードバンド環境がどのようになっているのかが大きな問題であり、現時点で完全に予測することは難しいと考えていますが、携帯電話については、次世代と言われる3.9世代携帯電話の次の世代である4.0世代携帯電話の普及が始まり、無線を利用したブロードバンド環境は大きく進展しているものと考えられると思います。

しかし、一番心配されることは、都市部では既に利用可能となっているそれらの無線ブロードバンド方式が10年後、当町において利用できる環境が整備されているのか。それとも有線方式としては現在のところ最も安定していると言われる光ファイバーに頼らざるを得ないのか。その見きわめが重要です。その時点で光ファイバーが必要だと考え直しても、設備構築に必要な財源の確保は難しいものと考えられます。

それらの諸課題については、今回設置する検討委員会において、有識者や事業者の説明を聞き、検討しながら、議員や町民の皆様と共通の認識を持ちたいと考えます。諸課題を検討する中で、例えば有線と無線を併用した方式が最も有効であり、経済的であるというのであれば、町としても現計画を修正していきたいと考えているものであります。

それから、先ほどの市川議員の御質問に対して、住民に説明を開いた後でということのお話があったようですが、住民説明会等を開いて、住民の皆様が理解していただければということでございますけれども、前回の今まで行ってきました説明会の中では、出席した者は1割に満たないという状況の中で、いろいろな御意見も伺ってきて、今回の検討委員会ということになったわけでありまして。今後住民の意向も確認しながら、そして住民の皆様が納得していただける形で、そして議会の皆様もこれで頑張ろうという方向が出て初めてこれは現実のものになるというふうに思っておりますので、住民説明会を開いた段階で次の段階に入るということはありませんので、そこは御理解いただきたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） それでは、時間が許す限り質問をさせていただきたいと思いますが、まず、通告外で先ほど質問いたしました検討委員会の件なのですが、議長から検討会ではゼロに戻って検討してもらおうという趣旨の全協での確認、これは先ほど町長の話の中から総合

的な検討をするんだということで、また通知文書の中にありました委員会の役割と検討すべき事項、こういったようなものはこの総合的検討の中に含まれる。そして検討会ではゼロに戻って検討してもらおうというようなこの趣旨に合致しているというようにとらえてよろしいでしょうか。

議長（板谷 信君） もう一度言ってもらおう。

（「すみません、ちょっと今……」の声あり）

議長（板谷 信君） もう一度。

6番（原田全修君） 検討会ではゼロに戻って検討するということであり、総合的検討を行うという、この設置要綱の中にあるということなのですが、ゼロに戻って検討してもらおうということによろしいですね。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 今までのお話をいろいろ皆様に説明をしている項目も含めてゼロという言葉が的確なのかどうかちょっとわかりませんが、総合的に検討させていただくということで、皆さんの合意のもとで、その委員会の中で項目を挙げていただいて検討していくというふうに考えております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） もう既に行政の方からは原案が出されているということなものですから、既にこの原案についてはこれは消すわけにはいきませんね。ですから、これは一つの検討テーマといいますか、検証の材料ということで、これは一つのモデルというケースでやるのが、これはあり得ると思うのですが、いずれにしても、これを是とするような推進の仕方ではないということによろしいですね。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 議員のおっしゃるとおりであります。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 一つの分類の仕方としまして、5つの項目ということで先ほど質問をさせてもらったわけなのですが、これらはすべて絡み合っているということでもありますので、順不同になりますが、先ほどの町長の答弁の中から、まず初めに再質問をさせていただきたいと思いますのは、まず国の方針と整合をとらない当町独自の事業を展開しようとするわけは何だということで、町長の答弁では、光の道と整合がとれているということでありました。これはいつ、どこで整合がとれているという確認をしているのかお聞きしたいと思います。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 全般的な検討の中というのですか、2015年光の道構想というものは大きなウエートを占めてくるという中で検討されてくるということになるかと思っております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） いつ、どこで、だれが検討したのかと、整合性を確認したかというこ

とをお聞きしたかったのですが、推測で物を言っていきますと、これは町民は非常に困惑することになるかと思えます。ベクトルといいますか、一つの方向としましては、確かに原案にあるような、最終的にはそういった光ケーブルをベースとするというシステム、これはもうある意味では当たり前の世の中の流れであるということなのですが、その5年間の間に光の道構想というのはすべての世帯に光を届けていきたいという構想のもとで、新たなスタートを切ったわけなのですね。

ですから、国がやろうとしているときに、どうして町がそれに割って入って、自分たちでまず独自のものをつくっていきこうとしているのか。ここところが理解ができないわけがあります。整合がとれているということは、この原案どおりといいますか、この原案が、あるいは国の、あるいは県のその1つの方向性と合致しているというところを、いつ、どこで確認をしたかということが、これが大事だろうと思うのです。それはとれていないということじゃないのですか。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） まず1点は、最初、平成19年から21年の中でのICTの推進というところにあるかと思うのですけれども、もう1点は、この今回の光の道構想についても、やはり未整備地区におけるICT利活用基盤、これはNTTが整備するというのではなく、これは公設民営方式で整備していくという観点に入っておりますので、そういう意味では当然合致しているというふうになると思うのですけれども。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 今、公設民営方式でいくということが何か光の道の中に既にできているというようなお話でしたけれども、実はその前にお聞きしたいのは、国あるいは県と相当な調整はされていると思うのですが、県の窓口あるいは国の窓口を教えてください。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 国の方は総務省であるかと思えます。県は情報政策課であるかと思えます。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 国は総務省ですね。どこになりますか。国の窓口はどこだということをお聞きしているのです。要するに光の道構想ということを盛んに先ほどから議論するわけなのですが、光の道構想の窓口はどこかと。そこでどのように調整してきたかと。窓口はどこかということをお聞きしているのです。実際にはやっていないのですか。県に任せてしまったとか、どんなふうになっているのでしょうか。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 大変失礼しました。国の窓口でございますけれども、東海総合通信局情報通信振興課と聞いております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 本当ですか。実は、私は先般、ちょっとこれ秋口なのですが、この「光の道構想実現に向けて」という、こういったタスクフォースからのレポートを見たときに、中身がよくわからないということから、実は総務省の窓口、総務省の総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課が窓口になっているのですよ。こことコンタクトをとったのが実は私直接ではありませんが、当時の総務副大臣の渡辺周議員ですね。あそこを通じてEメールで相談をさせてもらいました。相談といたしますか、お聞きしました。

その中で、今変わっているというなら御指摘をしてください。ここの基盤局の電気通信事業部市場評価企画監からの回答なのですが、光の道構想というのは、整備主体はやはり進め方としましては民間主導ということをやることが基本としますが、なかなか事業が進まない場合は、先ほど町長の話にもありましたように、インセンティブを付与しながらやるべきだと。そのインセンティブ付与というのは、これには公的機関が入っていく可能性はあると。ここで初めて民間主導なのですけれども、なかなか進まない場合はインセンティブを与える。そのところに初めて公的機関、例えば川根本町というものが入っていくと。こんなふうな回答になっているわけです。私が言うのは国が進めようとしている。ですから、そののしっかりした担保をとって、国が援助してくれるのだという担保をとって進めるべきではないのかということが私の主張したいところであるわけなのですが、その点については町長、どうですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今の原田議員のお話はよく理解をするところであります。今現在、国の方針がいろいろな形でなかなか県、あるいは市町に情報が入って来にくい状況に、いろいろな問題がなかなか遅れ、遅れで入ってきて苦労しているというのが昨日の町村会でもいろいろな面でお話が出てきているわけなのですが、この光の道構想等についても、インターネット等で情報を集めたりして対応してきているという部分で、国の施策とも合致した方向で進んでいるという認識は持っているわけですが、そのところの情報不足の中で、国・県とのしっかりした今のお話ですと担保をとっているのかと言われると、それについてはまだはっきりそのとおりだとは言えない状況にあります。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 正しくそういうふうに言ってくればいいわけなのですが、光の道構想と整合がとれていると言いますから、それで進めているということ、そういう説明をしますから違うのではないですかということをお願いしているのです。

私が言うのは、私自身も、あるいはこの地域の大きな課題としてブロードバンド環境の整備を図るということは大きな課題でもありますし、これは早急に進めなければならない。そういう中で、これは当然ながら先ほど町長が言いましたように、社会資本というこの物の考え方をしていけば、当然国や県が入ってきて当然なのですね。ですから、しっかり県あるいは国と本当に整合を図った進め方をしなければならぬだろうというのがまずは基本なので

す。それができていないじゃないかということ指摘しているのです。

ですから、いつこれを確認するのか。いつ見きわめていくのか。むしろ見きわめはいつごろになるのか。そこからスタートだということがこの事業の推進の一番の基本ではないでしょうか。町長、どうでしょう。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） まさに国会で法案がしっかり通って、予算という裏づけがあって初めてしっかりしたものになっていくわけでありますけれども、現在そこまでその裏づけがとれていないという中で、県等の御指導もいただきながら進めてきているという状況でございます。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 先ほど町長の説明の中で、次世代ブロードバンド、3.9Gあるいは4.0Gと、こういう話が出てまいりました。私はこういう話ができるということは非常にうれしいのです。これだけ一つのステップアップをしてきたなというふうに思うのですが、じゃ先ほど言いました3.9Gあるいは4という、あるいは4というのはいつになるかちょっとわかりませんが、3.9Gというのはすぐそこにもう来ているわけですよ。私はこの前も言いましたように、NTTドコモ、こういったところが主体でやってくるLTE方式は東京で12月に開始をされますが、これが4年くらい間に地方を含めて必要な箇所にサービス展開をしていきたいというのがNTTドコモの戦略でもあるわけなのです。

しかし、先ほどのお話では、いつになるかわからないと言いましたけれども、これはどこで確認をされているのですか。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 確認はどこでしたかということでございますけれども、NTTの関係者からの情報を得たと聞いております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） もう初めの段階から未確認の話がどんどん出てきてしまっているわけなのですが、非常にこのブロードバンド事業に我が町がある意味では参入するのですよね。非常に難しい事業に入っていく。私は非常に危険な事業に足を突っ込み始めたな、そんなふうな感じがしているわけなのですが、絶対やってはいけないということではないわけなのです。できるものならやってもいいのですが、これだけブロードバンド環境がもう日進月歩と進みますか、どんどん進んでいる中で、あるいは光の道構想も5年以内には必ずやり遂げるという、これは今の政権が1つの方針をつくったものですから、そういうふうに言い切っているくらいのところには我が町はそれとはまた別にやるんだと。でも、方向性は違ってはいないんだと、こういうふうに言っております。たまたまそれがあったとしましても、私は危険なところは、我が町が独自でやった場合に、例えば光の道構想で構築されていくシステムと一致しなかった場合は、これはこの我が町はこの設備を未来永劫に維持管理しなければなら

ないということになるわけです。

1つの事例を申し上げますと、浜松市で今浜北区の方へ光ケーブルを張っているわけなのですが、ここは将来的にはN T Tへ移管をしていくと、譲渡していくと、こういう腹積もりといたしますが、そういう設計でやっておりますから、これは浜松市の負担には将来的にはなっていないわけなのですね。ですから、そういうような意味での将来的に設備は自分たちが頑張っただけでなくて、N T T、あるいはまた別の回線事業者が出てくるかもわかりませんが、そちらへ移って行って、この町の負担を少なくしていくんだという将来構想があればいいわけなのですが、その辺のところをどういうふう認識されて、この計画、構想をつくっているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） もろもろの角度から検討してきて提案を申し上げてきているわけですが、いろいろ議論が活発になる中で、その部分を何でも今の私たちが進めてきたものを強引に進めようとしても、要は地域の皆様方の御同意が得られない、加入者もないということでは、それは不可能なことをごさしまして、議会の皆様方も賛成してくれないということになりますので、そういうF T T H方式も含めて、いろいろな無線の活用ですとか携帯電話の活用ですとか、そういうこともあり得るわけでありまして、そういう中からいいシステムを選んでいこうと、そういうことのために検討委員会を設置したわけでありまして、原田議員にもぜひメンバーに入って、議論を尽くしていただきたいということで考えておるわけでありまして、ぜひいいものになるように、将来に憂いの残らないような基盤整備ができるように、ひとつお力をお借りしたいということでありまして、よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） そういう御返事をいただきたいわけではなくて、将来的にこの町がこの設備構築した場合には、どこかに移譲するといいますが、そういう手段を持たないと、ずっとこれを維持し続けるということになりますと、大変なことになるのじゃないのかなということなのです。これは光の道だからこそ言うわけです。普通の一般道路や、あるいはその他のインフラ整備、この周辺にあります水道だとか下水だとか、こういったようなものとはわけが違うんだという認識をしなければいけない。非常に難しいシステムなんだということ、これをずっと我が町で維持し続けていこうとしている、そういう維持し続けていこうとしている意思が初めにあったのか、あるいは移譲していきたいという意思があったのか、このどちらかをお答えをしてみてください。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 川根本町の当初の設計の段階では、公設民営のいわゆるN T Tを補助して行う方式、それから今回のようにF T T Hを設置して、公営で行うか民営で行うかと、そういうような方式も検討されたわけでありまして、設置について、やはり公設で行

っていこうということを、そういうことで目標を定めたということであります。当然来年1月に法案等が通ってくるという中で、光の道構想というのは大きなウエートはそういう中では占めてくるのではないかというふうに考えております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） ちょっと歯切れの悪い答弁なのですが、要するに公設民営という手法はあり得るということを確認に通産省は言っているわけなのですが、手法はあり得る。しかし、これも今の段階ではその後をどうするんだということをまだ明確にもちろんしていないわけですね。しかし、公設民営だから、まずはつくっちゃえと。あとはどうなるかわからないというような、そんなような設備だとしますと、私はその程度でスタートを切ってしまうと、その後の維持管理というものに大きな負担がかかってくる。特に生産年齢人口、生産人口年齢層に特に大きな負担がかかってくる。どんどん少子化していく。この町の人口が減っていく。若者が減っていくこういった方々がこれからはこういったコストを負担しなければならないということになるわけですので、このところが非常に重要なのです。ですから、ここで私はお答えをいただきたいと思いますのは、移譲をしていくんだと。ずっとあくまでも持ち続けるんじゃないんだと。移譲していくんだと。このところは明快に答弁がされると思うのですが、そのところをお伺いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） この公設民営でということですのでけれども、構想の中で光の道構想が5月に原口ビジョンというのが出されたという中にあるところが大きなウエートがあるわけなのですけれども、当然受け手があれば、その公設民営という形の中の民営部分へ移行できれば、それはそういうことにこしたことはないんじゃないかというふうには思っております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 公設民営、要するに設備が、財産が公のものでありますと、川根本町の設備でありますと、この維持管理というのはずっとこの川根本町がやっていかなければならない。設備そのものを移譲してしまうという、こういうことですね。これが実は今、最近といいますか、日本国内の各地域でやろうとしているのは、そういうところなのですね。ずっと町で負担し続けようということではない。ですから、移譲して身軽にしていくんだという、そういう方針を明確にした上で、このブロードバンド事業というものの構想を組み立てて、そして基本設計に入るとというのが、これは手順じゃないでしょうか。これは町長、そういうことじゃないのでしょうか。お聞きします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 例えば公設でつくったにしても、それが民間でやっていただけということで移譲が可能なら、そういう手法としてはありますし、後の負担を考えれば、そういう手法を考えておく必要は十分あるというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 移譲が可能となるように、国の担保、国の保証をとりつける。このところに光の道構想等しっかり整合をとって進めるべきだということを私は言っているのです。

光の道構想というものをしっかりわきまえた上で、この我が町が方針、あるいは設計に入っていくという形にしないと、予想が狂ったら、まさかそんなことにはなるとは思わなかったなんていうことは後から言うようなことになっては、これは問題であるわけですね。実はなぜそんなことを言うかということ、実はこれからどんどん先ほどの中田議員のお話にもありましたように、定住化あるいは人口増だとか、あるいは右肩上がりといいますか、そういう時代であるならば、こういった設備を負担するというのもそんなに難しくないかもしれませんが、どんどんこの負担する人口が減ってくるというような中で、特に生産人口年齢が減少していくという中では、とてもこれは重荷になってくるんだらうということが容易に予測できるわけなのです。私はそういう意味から、イニシャルコストとランニングコストをどのように見込んでいるかということをお聞きしたいと思うのですが、どのようにイニシャルコスト、ランニングコストをとらえているかということ具体的な数字でお答えを願いたいと思います。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） その先に公設民営の話の中で、浜松市さんのちょっと情報が出ましたけれども、私のわかる範囲で、まず先に情報提供ということでさせていただきたいと思えます。

浜松市についてもやはり公設民営でございます。NTTは運営事業者、施設の所有者は浜松市ということでございまして、浜松市もNTTに移譲するというのではないというようなこともちょっと聞いておりまして、将来的には町とNTTの判断となるということもあろうかと思えますけれども、一応そういうNTTが運営事業者で、所有者は浜松市というようなこともちょっと情報をいただきましたので報告をさせていただきます。

それから、イニシャルコスト、ランニングコストということでございまして、質問の要旨の方は、原案のとおり16.6億円のブロードバンド基盤整備で、町の負担となるイニシャルコスト、ランニングコストはどれほどを見込んでいるかということだと思います。

10月でございますけれども、全員協議会で提出をさせていただきました概要報告書をもとに質問にお答えをさせていただきます。整備に必要であります事業費、これが初期投資額ということでイニシャルコストとして最大で16億円を見込んでいるところです。また、ランニングコストとしては、同資料の中でございますけれども、9ページ、想定する事業収支の支出の欄、合計金額で約5,730万円を想定しているところでございます。

支出項目としては、人件費に約1,600万円、保守修繕費に約600万円、電柱使用料、占用料、土地や空き管路の使用料に約1,430万円、上位幹線業者への支払いに約1,200万円などを通常

見込まれる費用を計上して積算金額を積み上げております。

5年、10年といったサーバーなどの設備の法定耐用年数時に600万円を支出金額に上乘せするなど、考える範囲で見込んでおります。このサーバーは検討している告知放送に係るサーバー類を示しており、インターネットに利用するサーバー類についてはレンタルやクラウドなどの方式を採用して、更新時の経費が大きくなるように配慮しております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。一問一答でいいよ。

6番（原田全修君） 浜松の例なのですが、国からの交付金あるいは補助金を受けてやる事業でありますから、現在のルールでは10年を超えないとなかなかうまく勝手に設備を移管することなんかできないということのようなのですが、ですから、今の時点でそんなことが軽々しく言えるものではないわけなのですが、実はNTTがこれは工事をやっております。そしてNTTが維持管理をしていきます。運用をつかさどっていくわけなのですが、すべてNTTの仕様でできています。当然ながらNTTとしましては、将来NTTに移譲されてもいいような形でもって進めている。これは一つの常識なのですね。このところは確認をされていませんか。ここだけ確認します。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 詳細までは確認をしてございません。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） ですから、確認をしていないようなことがいっぱい出てくるわけなのですが、先ほど公設民営でNTTへ管理をお願いすると30億ということでこんな数字がありました。確かに町が今考えている16.6億円という、あれに似たようなものをNTTをお願いするということになると、そのぐらいのものになるのかもしれませんが、ところが、NTTの設備仕様というものは、これはユニバーサルサービスといいますか、これは絶対粗相のあってはならない設備なものですから、しっかりした二重化設備あるいは信頼度というのはかなり高く持っています。ですので、ルートというのは二重化されているわけですね。これは電力なども同じ、私はそういった道にいたものですからよくわかるのですが、そういうふうなことをやってきますと、どうしても信頼度を高くすると、そういうふうなものになってくるのですが、そのぐらいの設備にしないと、実は30億円ぐらいのものにしていかないと、この本当の信頼できるブロードバンド基盤整備というのは成り立たないというのが、実はこのところが一番の基本なのですね。ですから、安ければいいということで16.6億円を出してきたどこかの企業、そういったところを今モデルにしているようなのですが、これはやがてじゃNTTなり、あるいは電話回線事業者に移譲ができるかといいますと、これは不可能だろうと思います。ですから、そういったことを考えてやる必要があるわけなのです。

もう一つ、これはそこで忠告をしておきます。これは今後の、私も委員に入ったものから、これからの総合的な検討の中でこういう話をさせてもらいますが、まずは基本から、ゼロからというのは実はそういうことでもあるわけなのです。

先ほど課長の答弁にありましたイニシャルコスト、ランニングコスト、民間では、私は民間にいた人間なのですが、ランニングコストという、このものの中には、当然設備更新というものも入ってくるわけなのですが、サーバーの設備更新に5年ごとに700万円を計上したと言いますが、はっきり言いまして、その程度のものでは設備更新費が賄い切れません。実は概要報告書、10月21日に渡された、この12ページに年間換算維持費が約6,000万円ということをおっしゃっています。これは設備償却、人件費等を除くとあるんですね。じゃこれを入れて年間概算維持費6,000万円、これは5,000何百万円とさっき言いましたけれども、入れたらどうなるのでしょうか、お聞きします。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） ランニングコストということで、先ほどの支出項目ということで私は説明をさせていただいたと思うのですが、人件費には約1,600万円とか保守、繰り返しになりますけれども、修繕費が約600万円、電柱使用料等が1,430万円、それから上位幹線業者の支払いということで1,200万円などございまして、通常見込まれる費用を計上し、概算金額を積み上げて5,730万円というふうに見込んでいるという報告をさせていただきました。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） そういうことですから、設備償却、人件費を除くということになっておりますから、これを含めるとどうなるのでしょうか。ランニングコストというのは、これを入れないとランニングコストにならないのですよね。これを除いたランニングコストは5,730万円わかりましたから、入れるとどうなるかということをお聞きしているわけです。そうして、この維持費用と、それから収入と、ここで差し引きをして利益が出るかどうか。まずはこういう計算になってくると思うのですが。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 根拠の数字の中で減価償却の方も入れてあるのかどうかというような形の質問だと思うのですが、それは今回の場合はちょっとまだ積算をさせていただきます。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） きょう私幾つか質問させてもらっているわけなのですが、わかりましたというような回答が私にはどうも認識できません。すべて回答がされていないというような感じがするわけなのです。これも実はこの結果を今度の第1回の委員会、こういったところでも、これを言うわけじゃないのですが、こういった問題点があるということもぜひ出させてもらいたいと思っております。

何か時間がどんどんたってしまうものですから、検討委員会の中ではこれからこういったようなところも、きょう出せなかった課題については出させてもらいたいなというふうに思っております。

時間がないということなものですから、最後にお教えいただきたいと思うのですが、実はこの我が町のブロードバンド環境というものが非常に悪いと。そして「広報かわねほんちょう」11月号では、ホームページのページをめくることができないというような話があったわけなのですが、これはISDNを使っていると確かにそうだと思います。

ところが、例えば寸又峡あるいは接岨峡へ行きますと、私は何度もこういう席で申し上げているわけなのですが、携帯電話の無線ブロードバンド、こういったブロードバンド環境が整ってきているということから、おおよそもう1Mbpsくらいのスピードが得られるようになってまいりました。このくらいのスピードだと、通常の業務、通常の操作ではまず支障がない。ユーチューブという、この前尖閣列島で中国漁船と日本の警備艇が衝突した事故、ああいったようなある種のスピードのあるような映像配信も1Mbpsぐらいあると、これはもう可能なのです。そんなにもう問題ないと。こういう環境の中で、じゃこの地域はどのようなブロードバンド環境と申しますか、デジタルデバイドの状況があるのかということをやっぱりしっかり説明してもらわないといけないと思うのですが、きょう最後にお聞きしたいのは、ブロードバンド環境をデータで示すべきだというふうに私は申し上げてありまして、その中で、報告書というのが出てまいりました。これをポイントで結構ですので、説明をしてください。私が実際にはかっているものと、これとは相当な開きがあるわけなのですが、ポイントを絞って、環境のデジタルデバイド状況をお教えいただけたらと思っています。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 御質問ですけれども、デジタルデバイドの状況ということで報告をさせていただきます。

10月の全員協議会において資料の提出を求められました。そして11月全員協議会において資料を提出させていただきました。それが今、議員がおっしゃっている資料ではなかろうかと思えます。この全員協議会では、今回設置しました検討委員会についての議論が中心となってまいりまして、資料の説明の時間がとれませんでしたことを議長様にはその点おわびをして、次の機会に説明したいという約束をまだ果たしておりません。おわびをしたいと思えます。

該当する資料でございますけれども、町内におけるADSL通信速度検討状況と携帯電話インターネット接続可能状況の2種類になります。このうちADSL通信速度検討状況を説明しますと、この資料はNTT社から公表されている資料を利用した調査結果であることを御理解していただきたいと思えます。

まず、電話帳をもとに無作為に1,060件抽出をいたしまして、NTT西日本が公表している線路情報開示システムのウェブサイトを用いて調査を行います。その結果、直線予想距離と予想電送路損失が求められ、その数値をもとに電送速度を算出するものです。NTTプランのモアスペシャルに加入した場合の想定での調査結果となっています。この結果、利用できる場合の最小速度を2Mbpsという数値で算出されます。あくまで計算上、理論上の数値と

いうことを御理解いただきたいと思います。

A D S L 通信速度については、使用しているパソコンや利用時間、また他の方が利用しているか否かの状況により大きく変化することから、このような計算上の数値をまとめたものといたしました。

次に、携帯電話によるインターネット接続可能状況について説明をいたします。

この調査は、地形的条件により町内でも比較的電波状況が悪いと考えられる地区を重点的に43カ所調査した結果を取りまとめたものです。携帯電話事業者3社、N T T ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話端末を利用して通信速度の測定サイトにアクセスし、1台ずつ測定しました。こちらも調査時間等により大きく数値が変化しますので、いずれの場所でも調査時間を変えて複数回調査を実施し、下りの平均値、上りの速度を結果として記載しております。

これらの結果から、デジタルデバイドの状況はどうかとの質問であります。町では、当事業に関する資料においては、デジタルデバイドの意味を地理的な要因により、情報通信技術の利用機会に格差が生じることと限定して考えております。その意味でのデジタルデバイドの状況について説明します。

A D S L 通信速度検討状況、携帯電話によるインターネット接続可能状況とも利用できない地域が存在しました。A D S L については計画当初から判明していましたが、携帯電話の利用については、この調査により、人家がある地点でも利用できないポイントがあることが判明しました。

問題として、当町と都市部と同時に町内においてもデジタルデバイドが生じていることから、情報化社会と呼ばれている現代において、この問題について早急に解決していかなければならないと考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） これで原田君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時40分

議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程の追加

議長（板谷 信君） お諮りします。

ただいま町長から議案 1 件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程第 2 号の追加 1 のとおり、追加日程第 1 として日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程第 2 号の追加 1 のとおり、追加日程第 1 として日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第 61 号 工事請負契約の変更契約の締結について

議長（板谷 信君） 追加日程第 1、議案第 61 号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第 61 号、工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成 21 年度美しい森林づくり基盤整備交付金事業、林道寸又線寸又口橋橋梁改良工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、本年 2 月 4 日、平成 22 年第 1 回議会臨時会により契約締結の議決を得た工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を 81 万 9,000 円増額し、変更後契約金額 7,011 万 9,000 円で工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしく願います。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第61号、工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

閉 会

議長(板谷 信君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成22年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年12月17日

議 長 板 谷 信

署 名 議 員 原 田 全 修

署 名 議 員 森 照 信